

平成 23 年

第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 23 年 12 月 8 日

閉 会 平成 23 年 12 月 15 日

大 津 町 議 会

平成23年第6回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月8日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
12月9日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
12月10日	土		休 会	議 案 等 検 討	
12月11日	日		休 会	議 案 等 検 討	
12月12日	月	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月13日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月14日	水		休 会	議 案 等 整 理	
12月15日	木	午後2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表（平成23年度上半期）
- 平成23年9月例月出納検査の結果について
- 平成23年10月例月出納検査の結果について
- 平成23年11月例月出納検査の結果について

平成23年第6回大津町議会定例会会議録

平成23年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成23年12月8日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部行政係長 藤本聖二 企画部長 木村誠 企画部企画課企画課財政課係長 白石浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村和正 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 教育部長 松永高春 経済部長 西本昇二 農業委員会事務局長 松岡秀雄 子育て支援課長 松永高春

会 議 に 付 し た 事 件

承認第7号	専決処分を報告し承認を求めることについて (熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
議案第60号	大津町暴力団排除条例の制定について
議案第61号	大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第62号	大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について
議案第63号	平成23年度大津町一般会計補正予算(第3号)について
議案第64号	平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第65号	平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
議案第66号	平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第67号	平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について

平成 23 年第 6 回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成23年 11月30日 請 願 第 5 号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願	大津町大字新143番地3 村下 洋一	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 23 年 12 月 8 日 (木) 午前 10 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 各常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 60 号 大津町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第 61 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 62 号 大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 63 号 平成 23 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 10 議案第 64 号 平成 23 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 11 議案第 65 号 平成 23 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 12 議案第 66 号 平成 23 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 13 議案第 67 号 平成 23 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 14 議案質疑
- | | |
|----------------------|------|
| 議案第 60 号 | 質 疑 |
| 議案第 61 号 | 質 疑 |
| 議案第 62 号 | 質 疑 |
| 議案第 63 号 | 質 疑 |
| 議案第 64 号から議案第 67 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 15 委員会付託
- 議案第 60 号から議案第 67 号まで
- 請願第 5 号

午前10時13分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） ただいまから、平成23年第6回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、月尾純一郎君、坂本典光君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、12月1日午前10時から委員会A室におきまして議会運営委員全員、また大田黒議長に出席を願い、平成23年第6回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の9件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議をいたしました。

なお、町長提出議案のうち承認第7号については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、評決することにいたしました。なお、一般質問については9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり本日から15日までの8日間といたしました。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。各議員のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月15日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 各常任委員会行政調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。各常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の研修報告をします。

当委員会は11月15日から17日まで徳島県上勝町では第三セクター「いろどり」及び「緑の分権改革推進事業」について、鳴門市では「なると金時」について研修しました。神戸市では「人と防災未来センター」視察。兵庫県加東市では社町駅周辺地区まちづくり交付金事業」を研修しました。

上勝町は、人口1911人、面積109キロ平方メートル、内88.5%は山林です。大小55の集落が山林の急傾斜地に点在しています。町の出来事をたどってみますと、昭和52年にマイナス13度の寒波に見舞われ、特産品であったみかんの木が枯れてしまいました。外材の輸入で林業が衰退しました。昭和30年の6千265人をピークに人口が激減。現在1911人です。高齢化率は50%です。そのような中で、元農協職員の横石さんの指導、努力で「もみじ」や「なんてん」の葉っぱを採取して料亭に売る事業が第三セクター「いろどり」を中心に行われています。全世帯の23%にあたる194戸と契約しています。年商2億6千万円ですから、1戸平均で134万円の売り上げになります。

緑の分権改革推進事業は、同機構の小林さんから説明を受けました。水力発電のミニチュア版を見せてもらいました。貯水場から落差43メートル間をパイプを引いてベルトン型水車を回しています。約2キロワットの電力が得られるそうです。参加者の感想としまして、横石さんというリーダーの存在は大きい。

町中が平地のない谷間の中にあり、そういうところでも収入を得る手段があることを見出した着眼点と実行力はすばらしい。わが町でもちょっとした発想で、まちおこしを生むような特産品を生む体制が必要だと感じた。学ぶべきは地元での仕事確保に一生懸命になった人と行政の後押し、葉っぱがビジネスになると着眼したこと、どうしたら売れるかの工夫、研究。販売先の確保と拡大などが挙げられるなどがありました。

次、鳴門市人口6万2千人、大塚製菓の工場があります。農地面積1970ヘクタール、農家戸数1669戸。「なると金時」の生産地はJA里浦の海岸に近い東部地帯です。JA里浦は甘藷耕作面積

330ヘクタール、売上22億円、平均農家2ヘクタール、平均単価319円は、大津からいもの2倍近く、90%以上が共販体制JAを通してなされていました。京阪地域の販路が確立されているようでした。甘藷は現在の「なると金時」品種母体である「高系14号」が昭和31年に導入され、塩分を多く含んだ砂地での栽培に適していることがわかりました。甘藷の後作の「だいこん」の砂地栽培も確立されたため、麦に代わる高収益な裏作として現在の作付け体制が確立しました。稲作転換の代表例として全国的に有名になりました。JA里浦の農家は7月に早掘りし、9、10月に総掘りした後、温度、湿度が管理できる貯蔵庫に貯蔵。7月の早掘りが一番値段が高いそうです。貯蔵された甘藷は翌年の6月ごろまで順次出荷されます。里浦地区は海に近いので砂地になっています。差別化を図るためJA里浦で栽培されたものを「里むすめ」として商標登録しています。

参加者の感想として、もともと作物の栽培に適さないとされていた塩分を含んだ砂地が甘藷にむいていることを発見したことがすばらしい。農家の人々はその土地がやせていても、なんとかして生きていかねばならない。生き抜く執念と知恵が「なると金時」を生んだと思う。農家の99%が農協の甘藷部会に入り、組織的に出荷計画やブランド維持のための農薬の制限が行われている。大津からいものブランド化、つまり価格が上がり維持されるためには、こうした組織的な統一が必要だと思う。大津甘藷は味も質も「なると金時」に負けてないと思う。もっとPRして市場、消費者、需給者との連帯強化していくべきだと思う。町長のトップセールスが必要だと思うなどがありました。

神戸市「人と防災未来センター」は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を記念して建てられました。センターは大地震の経験を語り継ぎ、教訓を未来に残すことを目的にしています。

次に、兵庫県加東市人口3万9千人、面積157キロ平方メートル、平成18年に社町、滝野町、東条町が合併してできました。市街化区域の線引きのある町とない町が合併したため混乱が続いております。東西に中国自動車道が走り、南北を国道が2本、さらにJR加古川線が通っています。人口規模、交通条件、財政規模等が大津町と類似しています。まちづくり交付金事業である社駅周辺地区整備事業は、平成19年に終了しています。社駅は無人駅であり、待合室も兼ねた交流館が建てられています。交流館の管理は地元自治会に年43万円で委託しています。駅乗降人数は1日平均350人、通学が大半とのことでした。

参加者の感想としまして、駅の近くには工業団地があるが人口が増加しているとは思えない。駅周辺は人通りがなく、過去の町の印象だった。人口増加、若者、活気は大事である。踏切改良で歩行者安全のため歩行区域がなされていた。改良された道路は片側1メートルに緑のカラー舗装で歩行ゾーンがつけられている。このことによって、車のスピードダウンにつながっている。わが町でも参考にしたいなどがありました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨさん） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は、10月4日から10月6日までの3日間、石川県加賀市「施設を街中に整備し、地域

包括ケアの実現を目指す取り組みについて」、富山県小矢部市は「総合保健福祉センターの機能について」、富山県高岡市は「生涯学習センター、ウィング高岡の機能について」、同県富山市は「学び続ける子どもの育成について」と「富山市立中央小学校」を視察研究いたしました。その内容を要約して申し上げます。

まず、石川県加賀市は、面積306キロ平方メートル、人口平成23年9月7万2千643人、高齢化率26.7%、要介護認定者数、平成23年3月時点で3,335人。平成11年ごろ7万9千人いた人口が減少しています。観光客もバブル期には400万人いたが、現在は200万人と半減しているとのことでした。人口減少の原因は、職場がない、結婚で出ていく人が多いとのアンケートの結果ですが、まだ妙案がないとのことでした。

介護保険事業は郊外にあった大規模特養ホームを3分割して、本体施設とサテライト型施設として市外へ移転を行っている。市内には、日常生活圏域が7圏域ありますが、第3期に3カ所が整備完了されており、第4期に4カ所整備し、各圏域に1カ所ずつ整備される予定です。今後は、新規の大規模施設は整備せず、街中に小規模多機能型居宅介護を中心とした地域密着型サービス事業所の整備を進め、日常生活圏ごとの包括ケアを目指されています。地域包括支援センターは、平成19年にサブセンターを廃止し直営に一本化、総合相談事業は、土曜、日曜、祭日も含め24時間体制で対応し、後日職員が自宅を訪問しているとのこと。高齢者と子どもの共生型施設として学童クラブと通所型介護予防事業、介護予防拠点を併設したものもあります。介護サービス基盤の整備及び運営指針として、地域住民との交流が図りやすいとして、施設は街中の既存の古民家や空き店舗等を再利用されたものもあります。高齢者にとって生活の場とし、暮らし続けることができる施設であること、日常的に地域との交流の場や機会を設ける。キャラバンメイトの配置など、自主的な地域住民向け認知症サポーター講座を開設する。職員側の都合や業務優先ではなく、一人一人のペースを保ちながら暮らせるよう支援する等が上げられています。このことにより、様々な地域住民が集う場としてまちづくりが進められています。その結果、利用者の方々が元気になったと報告が上がっています。介護保険料は、基準額、月額4千500円で、第3期と同額。10段階制を活用。研修した委員から、介護本来の意味を考え、地域と家族の絆が大切であると考えさせられた。高齢者の身になって人の尊厳を考え、今後よりよい介護のあり方を築いていかなければならないとの意見がありました。

次に、富山県小矢部市は、面積134.11キロ平方メートル、平成23年4月人口3万203人、高齢人口率29.6%、要介護認定者数1424人、小矢部市総合保険福祉センターを視察。敷地面積6千218平方メートル、鉄筋コンクリート3階建て、本館4千766.69平方メートル。総事業費は、用地、造成、設計を除いて15億7千700万円、名前のとおり、保健センター、福祉センター、ふれあいセンター、訪問介護ステーション、児童センター等が入居し、きらりと光健康福祉都市の拠点という役目を担っています。施設内容は、保健センターにおいては、社会福祉事務所、社会福祉課、保健福祉課、相談室、リハビリルーム、検診室、母子診断室、栄養学習室、研修室等が整備され、福祉センターでは社会福祉協議会、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション、児童センター、子ども家庭支援センター、家庭児童相談室、会議室、視聴覚室が整備されています。保健センターは、

地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康審査、機能回復訓練等、保健サービスを総合的に行い、母子保険事業、成人老人保健事業、健康増進事業、予防接種事業を実施している。福祉センターは、訪問看護ステーション、家庭を訪問して看護サービスを行い、児童センターでは学童保育も行っている。在宅介護支援センターは相談事業、相談業務や可能なサービスに関する情報を把握し、代行業務を行っている。デイサービスセンターは、介護者への介護指導も行っている。ふれあいセンターは、小矢部温泉タワーのお湯があり、1回600円で子ども半額、高齢者へ無料入浴券を配付し、利用状況は10年間で40万人と好評である。平成8年よりコミュニティバスを運行し、介護保険を受けていない人がバス利用の難しい人へは、チーム制で乗り合いタクシーもある。人が安らぐ健康と福祉に抱かれる町をテーマに掲げ、健康づくりの推進に力を注がれていると感じました。

次に、富山県高岡市、面積209.42平方キロメートル、人口平成23年3月時点で17万6千792人。高岡市生涯学習センターを視察。高岡駅前再開発事業が実施されたもので、総事業費91億800万円で、平成16年4月開設。地下1階、地上12階建てで、市、県、民間の施設がある。県の施設の中に生涯学習校があり、富山県立志貴野高校定時制定員330人で、一般も30人受け入れている。市の施設の中に中央図書館、生涯学習センター、男女平等推進センターがあり、民間施設にホテル、飲食施設等があり、開設当初から指定管理者制度を取り入れている。生涯学習センター講座の特徴として、大学連携、ジュニア芸術、高岡学等がある。施設利用カードにICカードを導入し、インターネットで各施設予約が可能。図書館の貸出カードとしても活用されています。近代的な建物で駅前で交通の便がよく利用しやすい場所となっています。市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに学習活動を総合的に支援し、生涯学習の振興を図っておられます。

次に、富山市、面積1241.85平方キロメートル、人口23年3月41万7千46人、富山市立中央小学校、児童数383人。3校を統合し、平成20年4月開校。PFI導入により、学校建設、鉄筋コンクリート4階建て。PFIのメリットとして、統廃合の問題は児童の保護者だけでなく、地域住民の意向も重要視されるため、合意が得られた時点で早急に対応すべき。しかし、予算の確保が困難。民間の資金やノウハウを活用し、財政負担の縮減や市の財政負担を平準化できる。建設費の一部を15年間延べ払い。建設後、15年間維持管理サービスを受ける。施設の内容。オープンスクール形状の教室。中庭テラスは、雪や雨でも利用可能な屋根付き半屋外に設置。人工芝グラウンド、ロングパイル構造になっており、天然芝に近いゴムチップはカラー。交流モール、子どもたちは朝、正門を通り、交流モールを通過して児童玄関から校舎に入る。雨や雪の日に昇降口に雨や雪を引き込まないようにしています。屋根開閉式屋上プールは、屋根のガラスがUV加工されていて、床は昇降式でプールとして使用しないときは人工芝を敷き、多目的室として利用。氷蓄熱システムを利用した空調施設もあり、屋上に太陽光発電5キロワット、風力発電設備300ワットを3台、太陽光集熱パネル、ここでできるソーラー温水器貯湯量200リットルは、2階特別支援教室に隣接するシャワー室で利用。ビオトープが設備され、その中にも太陽光、風力発電ハイブリッド型外灯が設置されている。また、ビオトープから体育館に外気を取り入れるクールチューブを設置し、自然エネルギーを利用。教室には、夏場の暑さ対策と冬場の温度むら解消にサーキュレーションファンを併用。普通教室16、

特別教室、理科室2、音楽室2、図工室2、家庭科室2、メディアセンター、英語教室、教育相談室、160人が利用できるランチルーム、床暖房付き。教師コーナーが1階から3階まで各階にあります。敷地の行動利用、バラエティに富んだ子どもの居場所、環境保全、省エネにより、環境教育に力を入れていると感じました。PFI導入については課題も多いと思います。学校の教育目標として、学び合う楽しさを実感できる学校づくりを掲げ、また豊かな人間性を育む教育を目指している。家庭との連携、地域との連携にも力を入れている。地域児童健全育成ルーム、中央子ども会には、毎日放課後子どもたちが集っている。登録者数は100人を超え、活動や宿題など十分できるスペースが確保され、ボランティアの指導員が来られている。地域への開放エリアは、体育館を含めた校舎の北西側、富山市教育委員会が独自に作成した学校教育指導方針により、子どもを延ばす家庭学習の手引きは、小学校盤、中学校盤と2種類あり、各家庭に1冊配付されています。

委員より、総合評価としてはソフト、ハードともに大津町より優秀であるとの意見がありました。また、指導の方針は、その地域の実勢が出ていてよいと思われる。中でも学力調査等の統計で今後の重点事項や強化事項が記されているのがよいと思うとありました。

以上で、文教厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） おはようございます。ただいまから、総務常任委員会の研修報告をいたします。

11月28日から30日まで、福井県庁総務部税務課納税推進室におきまして、福井県地方税滞納整理機構について、福井県鯖江市におきまして、夢みらい館・さばえ、男女共同参画の推進事業について。京都府京都市におきまして、京都市市民防災センターの機能について研修いたしました。

まず、福井県地方税滞納整理機構について、県と17市町は、平成23年度から共同して地方税の厳正な滞納整理を目指し、徴収体制を強化し、時間を要する案件は年度をまたいで取り組めるようにやっており、最小限の費用と滞納整理を直接行う職員のみで構成され、任意団体方式で組織されています。県総務部長を委員長とする運営委員会、県税務課長を幹事長とする幹事会、県総務課納税推進室であるところを事務局とし、そして実際徴収する共同徴収チームを3地区別に編成をし、県職員を1名ずつリーダーとして配置しており、国税OBをアドバイザーとしておいておられ、滞納整理目標として、一つ、個人住民税をはじめとする市町税の収入率の向上を目指す。二つ、市・町から引き受けを全滞納物件について全額徴収、滞納処分、執行停止のいずれかの処理を行う。三つ、整理機構において蓄積したノウハウ等を市・町と共有し、徴収技術の向上を図っている。平成23年度実績を見ますと、対繰越分と現年分の収入率が約18.7%であり、予告による自主納税額が69件、1千万円ほどで、徴収困難さを感じたところでございます。今後ますますこのような整理機構の機能の重要さは増すものと思っておりますという感想でございました。

次に、夢みらい館・さばえ男女共同参画の推進について、夢みらい館・さばえは、平成19年より夢みらいWeが指定管理者として運営し、鯖江市男女共同参画推進拠点施設として位置付け、鯖江市より市民主役事業として公募のあった男女共同参画推進に係る5事業とスポーツ教室事業を提案し、

市の委託を受けている。鯖江男女共同参画ネットワークや地域推進委員会とも共同して、市民の手による男女共同参画事業を推進している。さばえネットワークは、第3次鯖江市男女共同参画プランに沿って、一つ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発推進事業の実施、2つ、研修会、講習事業等の開催、3つ、情報発信事業の実施、4つ、その他目的達成に必要な事業、5つ、連携事業、以上の主要事業を押し進めている。男女共同参画社会形成のための一つの指標として、各審議会等の女性委員比率35%以上との達成に努めるとしている。審議会など政策または方針等決定に係る組織のメンバーなどの人選に役立てることを目標として、様々な分野にわたる女性の人材登録制度が実施されている。市補助金年間27万円を含め、総計54万円ほどの予算で運営されるネットワークであります。参加団体の23名の理事さんをはじめ、組織がしっかりとしており、自主サークルの多さと活動の広さを感じたところでございます。

次に、京都市民防災センターの機能について。災害の恐ろしさを忘れないために、万一災害が起きたときに被害を最小限に押さえるために、バーチャル体験を通じて防災に必要な知識と行動力を身につけるように開館されており、1階では地震強風映像体験室、2階では防災訓練室、避難体験室、通報訓練コーナー、3階では消防ヘリコプターの展示があり、シミュレーターの操作もできます。3D京都大地震、3Dサウンド土砂災害の恐怖などの視聴覚室、応急手当訓練室等があり、見る、聞く、触れる、感じる防災体験が一挙にできるように工夫されております。学童から一般市民に至るまで、防災への取り組みに大きく役立つ施設だということを感じとったところでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） これで、各常任委員会の行政調査報告を終わります。

日程第5 承認第7号 専決処分を報告し承認を求めることについて

（熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）

○議長（大田黒英生君） 日程第5、承認第7号を議題とします。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。早速、承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについてでございますが、菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に係る水道法の認可を受ける日の前日限りで、矢護川地区簡易水道組合が熊本市町村総合事務組合から脱退することに伴い、地方公共団体の数の減少による熊本市

町村総合事務組合の規約の一部変更でございます。地方自治法第290条の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。議案集は1、2ページ、資料集も1から2ページになります。この案件につきましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります矢護川地区簡易水道組合が菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に関わります水道法の認可を受けまして、本組合から脱退したことに伴いまして、同規約の変更を平成23年10月14日専決処分したもので、地方自治法の規定により議会の承認を求めるとでございます。

変更する内容につきましては、熊本県市町村総合事務組合規約の別表第1、組合を組織する地方公共団体及び別表第2、組合の共同市処理する事務の表の中で、矢護川地区簡易水道組合を削るものとございます。

なお、附則でこの規約は菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に関わります水道法の認可を受ける日から施行するといたしております。

なお、構成市町村の同文議決案件でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時53分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第43号から日程第29 認定第9号まで一括上程

提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第6、議案第60号、大津町暴力団排除条例の制定についてから、日程第13、議案第67号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についての8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、議案第60号、大津町暴力団排除条例の制定についてですが、大津町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展のために条例を定めようとするものです。

次に、議案第61号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、人事院及び熊本県人事委員会の職員の給料に関する勧告に順次、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第60号及び議案第61号につきましては、条例を制定し、一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第62号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定についてでございます。指定の期間が、平成24年3月31日をもって満了となりますので、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるために、新たに指定管理者選定委員会の指定管理者候補者の選定報告を受け、指定管理者を指定するものでございまして、指定につきましては地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億585万6千円とし、第2表で債務負担行為を補正するものです。歳入では、国庫支出金2千741万1千円、県支出金3千653万8千円、財産収入705万4千円、諸収入2千314万4千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費1千365万3千円、民生費6千303万9千円、衛生費1千298万円、農林水産業費216万7千円、商工費1千297万2千円、消防費66万7千円、教育費508万2千円、予備費112万9千円をそれぞれ増額し、議会費1万2千円、土木費1千750万7千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第64号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです

が、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億609万円としたものです。

歳入では、国庫支出金53万9千円、県支出金53万9千円、諸収入675万9千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費33万9千円、保険給付費860万円、諸支出金2万8千円をそれぞれ増額し、予備費を113万円減額するものです。

次に、議案第65号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億961万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9千291万2千円とするものです。

歳入では、国庫支出金4430万円、繰入金562万4千円、町債5千970万円をそれぞれ減額し、歳出では事業費を1億961万3千円減額するものです。

次に、議案第66号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千196万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7千63万2千円としたものです。歳入では、県支出金1千71万3千円、諸収入126万4千円をそれぞれ増額し、繰入金を1万円減額するものです。歳出では、総務費が60万5千円、地域支援事業費125万4千円、諸支出金1千74万7千円をそれぞれ増額し、予備費を63万9千円減額するものです。

次に、議案第67号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千321万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7千47万円としたものです。

歳入では国庫支出金が1千500万円、繰入金111万6千円、地方債710万円、それぞれ減額し、歳出では事業費を2千321万6千円減額するものです。

議案第63号から議案第67号までの5議案につきましては、平成23年度一般会計及び各特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第60号、大津町暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。

大津町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民、事業者が連携して、安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展のため、暴力団の排除に向けて総合的に取り組みを進めていくため、大津町暴力団排除条例を制定するものでございます。暴力団排除条例の制定に至った背景について述べさせていただきますが、福岡県で暴力団の威力を利用する事業契約の禁止、暴力団の公共工事妨害排除、暴力団から危害を加えられる恐れる者の保護、暴力団を排除するための民事訴訟支援な

どについて、総合的な規定が全国で初めて制定され、平成22年4月1日施行されました。そのことを契機といたしまして、ほかの都道府県でも条例制定の動きが広がり、平成23年10月1日、本年の10月1日は全都道府県で条例が制定されました。そして、さらに暴力団の排除を全国的に推進するため、各市町村での条例制定が進んでいる状況でございます。熊本県警におきましても、県内すべての自治体での制定を目指しておられ、10月末までに県内の15市町村が暴力団排除条例を制定済みであります。大津警察署では、本年6月に管内4市町村へ条例制定への依頼がありまして、菊陽町は9月に訂正し、西原村は12月、合志市、菊池市においては3月議会上程予定であります。

さらに、本条例の説明前に現下の暴力団情勢についてご報告をさせていただきたいと思っております。別冊議案説明資料の3ページをお開き願いたいと思っております。暴力団の情勢について、大津警察署からの提供によるものでございますけれども、全国の暴力団構成員等は、平成22年度末現在で7万8千600人で、うち構成員の数は約3万6千人で前年に比べ減少しておりますけれども、準構成員の数は増加している状況でございます。県内において10月末現在における暴力団情勢につきましては、34団体、構成員等が1188人となっております。暴力団員数は九州では福岡に次いで多くなっている状況でございます。また、その約8割以上が大規模暴力団の系列下となっております。山口系系列下約4割以上、道仁会系列下が約3割を占めておりまして、大規模暴力団の系列下傾向はさらに進んでいる状況でございます。大津警察署管内におきまして約50名の暴力団構成員の居住の実態があるとのことでございます。最近の暴力団構成員等の検挙人員につきましては、前年に比べ減少していますが、企業対象暴力や行政対象暴力の事犯については増加傾向にあります。状況等については4ページに記載しておりますので、ご覧願いたいと思っております。

では、本条例につきまして条文ごとに説明をさせていただきますので、説明資料の5ページをお開き願いたいと思っております。なお、各条文の趣旨及び解説を記載しておりますけれども、要点のみを説明させていただきますので、よろしく願いたいと思っております。

第1条、目的。この条例は、暴力団員の不当な行為が町民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることに鑑み、大津町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

6ページをお願いいたします。第2条、定義。本条例中の暴力団員、町民等の養護の定義を規定させていただきます。

7、8ページをお願いいたします。第3条、基本理念。大津町における暴力団の排除を推進する上での基本理念を、暴力団は人間の自由や尊厳を暴力や恐怖で支配し、町民生活及び経済社会に多大な脅威と不安を与え続ける反社会的団体であることから、町、町民及び事業者及び関係機関と暴力通報センターが相互に連携しながら、暴力団の排除に向けて共同して取り組んでいかなければならないと規定しております。

次の9、10ページをお願いします。第4条、町の責務。町は、基本理念に則り、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することとします。町の事務や事業からの暴力団の排除、少年に対する教

育等の推進など、暴力団の排除に関する施策を総合的に行っていきます。

11、12ページをお願いします。第5条、町民の責務。暴力団の排除のために、町民の努力義務について規定させていただいております。暴力団排除のために、暴力追放三不運動、暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さないなどの運動に町民が一丸となって取り組むことや町の施策に協力するよう努めていただくとともに、暴力団の排除に役立つ情報の提供などに努めていただきます。

13ページをお願いいたします。第6条、事業者の責務。事業者の方々は、その行う事業に関し、町が実施する暴力団の排除に関する施策への協力や情報の提供に努めていただくほか、暴力団の利益につながらない事業活動や暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進していただきます。

14ページをお願いいたします。第7条、推進体制の整備。まちは、町民、事業者、熊本県暴力追放センター及びその他の関係者と連携して暴力団排除のための体制を整備します。

次に、15、16ページをお願いいたします。第8条、町民等及び町民等が組織する団体に対する支援、町は町民や事業者が自主的並びに相互に連携し、及び共同して暴力団の排除活動に取り組むことができるよう情報の提供、助言、指導などを行います。

第9条、広報及び啓発。町は、町民や事業者が暴力団への正しい認識や暴力団の排除の必要性の理解の浸透を図るため、広報や啓発を行います。

17、18ページをお願いします。第10条、県との連携。町は、県が保有します暴力団に関する情報の提供や暴力団対策に関する技術を有する職員の派遣など県と連携していきます。

第11条、町の事務及び事業における措置。町が実施する事務、事業により、暴力団が利益を得ることがないように必要な措置を行います。

20ページをお願いします。第12条、少年に対する教育等の措置、町は学校において生徒が暴力団に加入しないようにするための教育及び暴力団による犯罪からの被害防止のための教育が行われるよう適切な措置を行います。また、少年の育成に携わるものに対し、少年が暴力団による犯罪の被害を受けないよう必要な支援を行います。

22ページをお願いいたします。第13条、警察への援助要請。町は、暴力団から危害を加えられる恐れのある者や不当な行為により困惑している者がいる場合、必要な援助を大津警察署長に要請を行います。

23ページをお願いします。第14条、委任。この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めると規定いたしております。

附則で、この条例については交付の日から施行するをいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第61号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例の一部改正につきましては、人事院と熊本県人事委員会の勧告に基づきまして、大津町職員の給与を減額改定、平均減額の0.23%するために、給料表等の一部改正を行うものであります。今回の勧告によります条例の改正の概要を説明いたしますので、資料の24ペー

ジをお開き願いたいと思います。人事院報告と勧告の内容でございます。民間給与との比較でございます。月例給につきましては、民間より899円上回っている状況でございます。また、期末手当、勤勉手当については、民間の支給割合より下回っている状況でございます。月例給につきましては、民間給与との格差を解消するため、50歳代を中心に40歳代を念頭に置いた月例給を引き下げます。また、経過措置、減給補償につきましても、0.49%の減額を行わせていただきます。期末勤勉手当、ボーナスについては、民間と均衡していることから、今回の改定は見送らせていただきます。年間3.59月分に据え置かせていただきます。今回の給与条例の改正内容でございますけれども、実施時期等については、平成24年1月1日となります。今回の給料表の減額改定対象職員につきましては、表に示した号級以外の者で41歳から60歳の職員115人で、平均で月額1千734円の減額を行います。平成18年俸給水準引き下げに伴います経過措置を受けている職員、いわゆる減給補償については、給料月額を受ける職員を対象に0.49%引き下げを行います。

説明資料の25ページから28ページになります。給与表でございますけれども、第1条、別表第1、第3条関係で、行政職給料表について給与改定を行い、職務の級ごとの号級の給料月額を改正するもので、先ほど説明いたしました24ページの表に記載してあります号級以外で新旧対照表のアンダーラインの部分に該当する職員、2級77号、3級61号、4級45号、5級37号、6級29号の上位に該当する職員がそれぞれ減額した給料等になります。

29ページをお願いします。第2条関係です。平成18年3月24日、条例第28号の附則第7条、給料の切り替えに伴う経過措置は、いわゆる俸給水準の引き下げが実施されておりますけれども、その切り替えで以前の給料を補償することを定めております。今回、給料表が全体的に下がりますので、この経過措置分についても0.49%引き下げるものでございます。

附則で、この条例は平成24年1月1日から施行するとしてしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。

議案第62号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案集の12ページをお願いします。本議案は、大津町農村レクリエーション関連施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために、指定管理者の指定をお願いするものでございます。本施設は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの指定期間の終了に伴う指定管理者の指定でございます。

議案説明資料綴りの30ページをお願いします。1、対象施設は、大津町総合交流ターミナル、大津町農畜産物処理加工施設、大津町市民リフレッシュ農園、ふれあい公園の4施設でございます。2、目的は、大津町農村レクリエーション関連施設4施設の設置目的を、より効率的、効果的に達成するために、民間のノウハウを生かし、民間活力を持って施設の活性化を図るため、一体的に管理運営する指定管理者として非公募ではなく、全国を対象に地方自治法第244条の2第3項及び各施設条例並びに大津町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき公募したものです。

3、現在の指定管理者及び期間につきましては、記載のとおりです。4、指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針で、管理業務の内容を考慮した基準でございます。主に施設の指定管理業務を業務委託ということで3年間としております。利用料金についてですが、今回も利用料金を採用しまして、使用施設の条例に基づき、指定管理者の収入としております。

31ページをお願いします。指定管理料は、3年間合わせまして419万円としております。募集につきましては、本年9月1日から9月30日までの1カ月間、全国を対象にホームページと町役場正面掲示板及び町広報紙への掲載をしております。その周知をしているところでございます。現地説明会を9月21日午後2時から実施し、2社が参加されました。申請者は、株式会社南阿蘇観光の1社となりました。5、指定管理者候補者の選定で、大津町の公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき、設置された外部有識者を含む7名の大津町指定管理者選定委員会が11月1日に開催し、慎重に審査され、指定管理者の候補者として株式会社南阿蘇観光を選定されております。会議内容は、記載のとおりであります。

32ページをお願いいたします。以上によりまして、管理を行わせる公の施設は、大津町交流総合交流ターミナル、大津町農畜産物処理加工施設、大津町市民リフレッシュ農園、ふれあい公園の4施設でございます。指定管理者となる団体の所在地及び名称は、熊本県菊池郡大津町大字室406番地5、株式会社南阿蘇観光、代表取締役社長、永野哲幸。指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） こんにちは。議案第63号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。

第1条で、規定の予算の総額に9千415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億585万6千円とするものであります。第2条で債務負担行為の追加を、第2表債務負担行為補正のとおりといたしております。今回の補正の主なものは、人事院及び熊本県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じての一般職の職員等の給与改定及び職員の退職等による補正予算と障害福祉サービス費の増加などであります。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正は、追加であります。大津町市民リフレッシュ農園指定管理委託とふれあい公園指定管理委託は、農村レクリエーション関連施設の指定管理に伴うものであります。まちづくり交流センターと美咲野小学校の機械警備委託は、建物の新設に伴うものであります。

歳出からご説明させていただきます。17ページをお願いいたします。款1、項1、目1 議会費は、給与の改定に伴う減額です。款2、項1、目5 財産管理費の節12 役務費は、美咲野小学校校舎ほかの建物災害共済掛金であります。

18ページをお願いいたします。項2、目1 税務総務費の節2 3 過誤納還付金は、確定申告などに伴う還付金です。

19ページをお願いいたします。項4、目5 県知事選挙費は、来年3月に予定されております県知事選挙に係るものです。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1 社会福祉総務費、節1 1 需用費及び節1 8 備品購入費は、災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業により備蓄倉庫や簡易ベッドなどの災害用備品を購入するものです。節2 0 扶助費、一人親家庭等医療費助成は、実績見込みによる増額です。

22ページをお願いいたします。目2 障害者福祉費の節2 0 扶助費は、それぞれ利用者の増加によるものであります。

23ページをお願いいたします。項2、目1 児童福祉総務費、節1 3 委託料も、それぞれ利用者の増加によるものであります。節1 9の補助金で、子育て環境整備事業補助金は、学童保育施設9カ所にAEDなどの整備をするものであります。家庭的保育事業施設整備等補助金は、待機児童対策といたしまして数名の乳幼児を家庭的に保育するために施設の整備を図る助成であります。

24ページをお願いいたします。節2 4 償還金利子及び割引料は、それぞれ前年度事業の確定に伴うものです。

25ページをお願いいたします。款4、項1、目7 子ども医療費の増額は、歳出の見込み増加によるものであります。

26ページをお願いいたします。款6、項1、目3 農業振興費の水田地域営農対策整備支援事業補助金、田植機などの農業機械購入の補助金です。

27ページをお願いいたします。款7、項1、目5 まちづくり交付金事業は、まちづくり交流センターの整備に係るものであります。

29ページをお願いいたします。款8、項3、目6 まちづくり交付金事業費は、町道後迫北通り線の工事費の減額です。

30ページをお願いいたします。款9、項1、目5 災害対策費は、梅雨期の災害対策の時間外勤務手当てです。

31ページをお願いいたします。款10、項1、目2 事務局費の節1 3 委託料は、県の2分の1の補助を受けまして、護川小学校で音楽鑑賞会を実施するものであります。節1 5 工事請負費は、大津中学校の上水道滅菌装置取り付け工事及び大津小学校の特別支援教室空調設置工事です。項2、目2 教育振興費の補助費は、対象指導の増加によるものであります。

32ページをお願いいたします。目3は美咲野小学校建設に係るものであります。項3 中学校費の目2 扶助費も、対象制度の増加であります。

34ページをお願いいたします。節1 9 地域生涯学習施設等用地購入補助は、杉上区公民館用地の購入の補助であります。目2 公民館費は、杉水地区公民館分館の改修工事に伴うものであります。目4 文化振興費は、迫井手地区圍場整備地内文化財調査に係るものです。款1 3 予備費で、補正予算の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をお願いします。12ページであります。

款14、項1、目1民生費国庫負担金、節4障害者福祉負担金は、障害福祉サービス件数の増加に伴うものです。項2、目1民生費国庫補助金も、利用者の増加に伴うものです。

13ページをお願いいたします。款15、項1、目2民生費県負担金、節4障害者福祉費負担金も、障害福祉サービス件数の増加に伴うものです。項2、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の一人親家庭等医療費補助金は、実績見込みによるものであります。民生委員活動補助金は、PR活動助成に係るものです。災害時要援護者等地域支援支え合い体制づくり事業補助金は、災害時に被災者を救護するための備品購入補助です。節3児童福祉費補助金の地域子育て応援事業は、学童保育施設へのAEDなどの購入に対する補助であります。家庭的保育事業補助金は、2カ所の家庭的保育所の改修などに対する補助であります。節6障害者福祉費補助金は、利用者の増に伴うものであります。

14ページをお開き願います。目3衛生費県補助金は、乳幼児医療費の増です。目4農林水産業費県補助金は、農業機械購入の補助をするものであります。目7教育費県補助金は、事業費の確定です。項3、目1総務費委託金は、県知事選挙の委託金です。

15ページをお開き願います。款16、項1、目1財産貸付収入は、高尾野地区に建設予定の変電所の送電線に係るものです。項2、目1不動産売払収入は、都市計画道路駅前楽善線工事の代替用地に係るものであります。

16ページをお願いします。款20、項4、目2雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金は、実績に伴うものです。

給与関係につきましては、37ページが給与費明細書の明細のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第64号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、退職者被保険者等療養給付費等の増加に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億609万円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお開きください。併せて、別冊補正予算の概要、8ページをご参照願います。

款3、項1、目3特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導事業に伴う国の負担率3分の1の交付決定により増額するものです。款4、項1、目2特定健康診査等負担金は、同様に県負担率の3分の1の交付決定により増額するものです。款12、項3、目1一般被保険者第三者納付金と目2退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等で保険給付していた分を国保連合会を通して第三者より納付を受けたものです。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節13委託料は、当初見込みを上回る交通事故等の第三者行為による療養費を国保連合会から納付を受けましたので、その委託料を増額するものです。款2、項1、目2退職被保険者等療養給付費は、療養費の給付見込みによる650万円を増額するものです。款2、項4、目1出産育児一時金は、出産件数の増加見込みにより5人分を増額するものです。

12ページをお願いいたします。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、国・県補助金の交付決定による財源の組み替えを行うものです。款11、項1、目3償還金は、実績報告による国負担分の療養給付費の返還金です。

13ページをお願いいたします。款12予備費で、補正に伴う財源調整を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第66号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なもの、介護給付費に伴う国への償還金及び県介護給付費負担金の追加交付等に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千196万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7千63万2千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。併せて、別冊補正予算の概要、10ページをご参照ねがいます。

款5、項1、目1介護給付負担金、節2過年度分は、国の会計実値検査により判明しました介護保険給付費の平成18年度から平成21年度までの特定施設入居者サービス給付費の5%分の追加交付を受けるものです。款6、項1、目3その他一般会計繰入金は、給与改定に伴う職員給与費分の繰入金を減額するものです。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、要支援1、2の介護予防サービス計画費収入を増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

款1、項3、目2認定調査等費は、申請者の増加により新規申請や更新の際の主治医意見書手数料を増額するものです。款3、項1、目1介護予防事業費は、毎年新年度に入り実施しております2次予防事業対象者把握を平成24年度からの介護予防教室等の事業を効果的に実施するために、介護予防サービス計画費収入を財源として、平成24年1月から実施して、本年度内に対象者の把握を行うための臨時職員賃金3カ月分と郵送代が主なものです。款3、項1、目2包括的支援事業費は、職員給与費を減額するものです。

10ページをお願いいたします。款5、項1、目2償還金は、歳入で説明しました国の会計実値検査により判明しました介護保険給付費の平成18年度から平成21年度までの特定施設入居者サービス給付費の5%分を国に変換するものです。県から交付される分のほぼ同額となっております。款5、項2、目1一般会計繰出金は平成18年分で、施設からの返納金の町負担分を繰り出すものです。款6予備費で、補正に伴う財源調整を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第65号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要は9ページになります。

今回の補正は、給与改定及び法改正に伴う人件費と交付金の内示額が減額されたことによる事業の見直しに伴うものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億961万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9千291万2千円とするものです。

第2条で、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。第2表は地方債の補正ですが、内示額減額に伴う事業費の確定によるものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

8ページの歳入から説明いたします。款2、項1、目1、節1下水道使用料は、接続件数の増によるものです。款3、項1、目1、節1公共下水道費国庫補助金は、交付金内示額が減額されたことによるものです。款4、項1、目1、節1一般会計繰入金は、内示額減額に伴う事業費の減と給与改定及び法改正に伴う人件費の減によるものです。款7、項1、目1、節1公共下水道事業債は、同じく内示額減額に伴う事業の減によるものです。

次に、10ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、給与改定及び法改正に伴う人件費の減額と申請者の増に伴う節13報償費の増額です。目2事業費のうち節13委託料の減額は、先に説明しましたように交付金の内示額減額に伴う事業費の見直しによるもので、節15工事請負費の増額は、補助対象事業費の確定のため次年度事業の一部を前倒しして実施することによるものです。

続きまして、議案第67号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要は10、11ページになります。今回の補正は、給与改定及び法改正に伴う人件費と事業の確定に伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千321万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7千47万円とするものです。

地方債の変更は、第2表地方債の補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。第2表が地方債の補正になりますけれども、本年度の事業費の確定によるものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

8ページの歳入から説明いたします。款3、項1、目1、節1農業集落排水事業補助金は、事業の確定によるものです。款1、項1、目1、節1一般会計繰入金は、給与改定及び法改正に伴うものと事業費の確定によるものです。款8、項1、目1農業集落排水事業債は、事業の確定による減額です。

次に、9ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、給与改定及び法改正により人件費の減額です。目2農業集落排水事業費については、節13、節15、節22の減額は、事

業費の確定によるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議 長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。
しばらく休憩いたします。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

- 議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案質疑

- 議 長（大田黒英生君） 日程第14、議案質疑を行います。

まず、議案第60号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

- 12番（永田和彦君） 議案第60号について質疑を行います。

暴力団関係の条例ですけれども、これをいろいろ説明を受けまして思われることは、近年、まちづくり基本条例というものをつくりましたよね。それと、条例の中には生活安全条例、こういったものもあります。ですから、確かにこの暴力団に対する条例というものは必要なのかもしれませんが、それにつきましては上位法としてきちんと国の法で定められています。違法行為を許すわけではありませんので。ただ説明の中に暴力団を恐れないとか、恐れますよ、それは。そういったところですね、説明を聞いて違和感を覚えました。ですから、住民基本条例や生活安全条例、こういったものを統合した一つの総括的な、基本的なその住民が住民自治としてできること、そういったものをきちんと責任とそういった何といいますか、気持ちを持つ、そういったものはですね、いくつも条例を並べ立てるのではなくて、もう少しわかりやすい仕組みというものが考えられなかったのか。特に、まちづくり基本条例あたりになりますと、その地域住民の責務というものが定められております。ですから、そういったものに入れ込んでいく。そしてまた、今年は東日本の大震災がありましたので自治意識、防衛意識といいますか、そういったものが高まってきておりますので、総合的なそういったものというものは統合すべきではないかなと。町民の方々が一番わかりやすい条例にしなければならないというのが基本ではないかなと、そう思いますので、いくつも条例を分けていたほうが詳細にはなりますけれども使いやすいのか。もともと町民のためですから。それとも、やはり別々にこういった形で出したほうがわかりやすいのか。その点について質疑いたします。

- 議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

- 総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

永田議員言われるようにまちづくり基本条例をつくらせていただいております。その中にも住民協働、住民自治の原則という形と基本理念に住民の共同参画ということもうたって三原則をやっている

わけでございます。その際にもちよつと説明したろうと思ひますけれども、一応町の条例について基本的なことという形で総括的なまちづくり基本条例をつくるという形で責任をさせたと思ひております。言われるように上位法という形で、この関係の暴力団排除条例については国のほうの法律もありまして、今年の4月1日から熊本県の暴力団排除条例も制定されて、交付されて、施行されているような状況でございます。町のほうにも現在として公共工事等からの暴力団排除という形で個別の要項、条例等も2、3件制定させていただいております。このお話があったときもですね、その件については警察のほうについてもお話をさせていただいております。改めてつくる必要があるのかという形でお話をさせていただきました、正直言ひまして。それで、関係大津署管内、4市町ありますけれども、その中でも総務課長会議等でもお話があったような状況でございます。改めてつくる必要があるのかと、今、永田議員が端的に質問されましたけれども、その辺が一番気になったところでございます。ただ近年の暴力団情勢を先ほど説明しましたけれども、依然として後を絶たないという形で、最近の新聞紙上でも北九州の暴力団、それに熊本県の道仁会系の暴力団についての記事等がさんざん載っているわけですが、身近なものとして個別にですね、条例の細分化をやるべきということで意見の一致をいたしましたので、今回こういう形で改めて一つの条例として取り組まさせていただきますという形で提案させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第61号について質疑いたします。

この人事院、勧告という形で、それに伴ってという説明を受けました。民間給与との比較という形で出されてきますけれども、私はこの件についてことあるごとに言ってきましたけれども、この民間といったときの定義、我々は地方自治体のこの大津町のこの役場という組織を考えたときに、大津町単体での試算というの必要であると今まで言ってきました。この民間と言ったときに、どこの地域の、どの人たちを、どういったその人たちを指して民間というのかなど。この大津町町民の方々の民間という形で考え方というものはいくつか、何本かそういったものをきちんと出して大津町の職員の給与はこれが正しいよと、じゃないと比較はできないと私は常々言ってきたつもりでありますので、この民間の定義、この基本の民間給与として、民間のボーナスとして出されたこの基礎的な数字の根拠ですね、その点についてお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

議案第61号関係でございます。職員の給与等については、毎回人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づいて、町で言えば労使協議という形で職員組合との協議があつて、最終的に勧告案をどうする

かという形で町長が決定して議会のほうに提案をさせていただいているような状況でございます。その中でいつも言われています町内の企業という形の給与の関係の調査という形でおっしゃっていますが、私どもとしてその人事委員会、人事委員というのが組織としてありませんので、当然として上部の団体の意向を汲むという形で、今の段階としては県の人事委員会、国の人勸というのを参考にしているような状況でございます。その中で50人以上の企業という形と言われると大手の企業さんになります。熊本県下でも実際的に大津町の給与構造関係を見ても、地元企業さんがかなり進出しておりますので、熊本県下でトップのクラスという形で500万円ぐらいの収入が上がっているというのが新聞紙上で取り沙汰されておりますので、その辺の関係で50人以上というのを見るとかなりウェイトを占めてくるんじゃないかということも考えております。その中で、熊本県下全域におきましても、公務員の給与という形で引き下げを行うわけですが、ラスパイレズ指数が県下でもうちは4位という形で上位に付けているような状況でございますので、その辺についても考慮をしていかなければならないということは常日ごろ考えているような状況でございます。50人の根拠といえますか、そういう形で、一応国が示して50人という形と県も同じような状況での調査はやっているという形で、今のところ上部の団体の調査資料を基にやっているという形がその方向性はですね、今までどおりとやはり変わらないという形で思っております。市においては人事委員会の設置をやっているところもありますけれども、熊本市独自にやっている分なんですけれども、そこについては100を上回ったラスパイレズ指数を持っているという形で、かなり給料も高いという形ですが、全県下においては人事院を持っておりませんので、一応人事委員会の規則どおりに行わせていただいているという形でご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この人事院というものが、私はもともとこの議員になってからずっと批判してきましたので信じていないんですね。この地方自治体ということと、もう公務員の性質、全体の奉仕者という大前提の定義がありますよね。そういったことを考えたときには、本来ならば町全体、1次、2次、3次産業をひっくるめて平均の所得水準や、そういったものをまず出すべきではないかなと。今の説明におきましては、役場の職員というのは大企業なみの位置づけだということで理解してよろしいのでしょうか。再度質疑いたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

確かに言われるとおりに公務員、全体の奉仕者という形で地方公務員法にもうたっておりますし、憲法上の形でもそうっております。我々としても、全従業員、それに要するに全住民の方の給与平均という形で町における役場という性格上、やはりその辺は認識をしております、私としてもですね。ただし公務員という形、地方公務員という形で地方労働法関係もありますけれども、その関係で人事院勧告を尊重するという形で私たちも労働者の立場として人事院勧告を遵守するようなことになって

おりますので、その辺で国家公務員に並ぶ地方公務員という形の法律関係に準じて行わせていただくという形でご理解いただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第62号について質疑いたします。

この62号につきましては、この対象施設というものが1、2、3、4と書いてありまして、この1番の総合交流ターミナル、ここが一番の問題点ではないかなというふうに思います。振り返ってみますれば、今までのこの指定管理者制度というものが導入されまして、この南阿蘇観光に指定管理したわけでありましたが、総合交流ターミナルの賃貸料というものはありません。しかも、この3年間、多大なる管理、修繕費、そういったものが発生しております。ですから、その発生した修繕費から改修費用、そういったものをきちんと数字的に出して検討すべきだと考えます。そしてまた、この会社は南阿蘇の温泉館も管理指定を受けているということで、高森町議会において一般質問されたそうではありますが、その議会だよりを取り寄せまして読みましたところ、1千万円以上の赤字を抱えておられる企業だと。高森町の町長いわく、町の借金ではありませんと。その会社の借金ですから、町には迷惑掛けませんと言いながら、高森町におきましてはその管理料を逆に払っているということでもあります。ですから、高森とこの大津町、2件の指定管理を受けておられる会社でありますから、当然連結決算ということになるかと思えます。高森町でそれだけ赤字を出されている。大津町は黒字かどうかは、この書類ではわかりません。もし黒字だとするならば、大津町は黒字にさせて高森の穴埋めをさせるような形になるわけです。もともとこの施設というものは、条例にも定められておりますので、きちんとその条例に従った目的あたりを履行してもらわなければならないと考えられます。総合交流ターミナル条例ということで、町民の健康増進及び町の農業の振興と活性化を図るためというふうに定められております。ですから、この3年間で指定管理をすることによって、町民の健康増進及び町の農業の振興と活性化がいかに図られたかというものは非常に重要になってくるかと思われまします。指定管理についての条例におきまして、きちんと定義がなされておきまして、中でも管理の業務に関わる経費の縮減が図られるものであること。経費縮減をしたその浮いた利益というものは、高森町に持っていかれるということになりはしないかなということも考えられます。ですから、非常にこの会社というものの決算書なり何なりをきちんと出していただいて、精査することが重要ではないかなというふうに考えられますが、その指定管理をするために外部有識者を2名を含む7人で組織して検討されたということではありますが、その検討内容というものをここに指定管理することが望ましいというような説得力のある意見が出たかどうかというのが非常に問題でありまして、まずその、どういった意見が出たか。そして、決算書に対するものですね、大津町がどれだけその会社が利益が出ているのかどうか、それを高森と大津の別々にちゃんと分けて考えて、そして連結で考えたのか。

そういったものがきちんと資料として提出をなされないならば、こういった議案は通すことはできないということです。

以上、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の質疑にお答えします。

まず、質疑の中で修繕関係等が出ておりました。これは町の協定書関係の中で実際に30万円以上は町の施設でございますので、町がそれだけのことをすると。数字的に押さえているかということでございますが、数字的には押さえております。例えば、23年度におきましては1千200万円ほどの実際の施設工事をさせてもらったところでございます。それから、年次計画等の数字的にも一覧表の実績等を実際工事施工の段階で実績書はつくっているところでございます。それと、24年度以降につきましても、施設関係では計画的なものを数字的に年次計画を持っております。

それから、高森町のほうで議会の関係が出ておりましたけれども、私も議会の広報をしっかりと見ました。質疑の中において、1千800万円から2千万円ほど実際赤字といたしますか、実際収支予算を確認しております。その中におきまして、町が、高森町そのものが約1千800万円ほどの施設補助といたしますか、そうした施設管理費をしておりました。今度の今おっしゃった議会の関連でございますけれども、議会においてはそれはあくまでも高森温泉館が責任を持つということで、町は一切お金を出さないということでちゃんと表明されております。ただその赤字補てんの関係におきましては、会社が責任を持つということで、ほとんどが重油関係でございます、JA高森と提携をしておりました。いきない1千800万円もということで返済をしなければならないということでございましたが、高森温泉館が年次計画、責任を持って支払いをしますということで、高森町役場と高森温泉館の会社のほうで約束を提携をしております。一遍には払えませんので、年次計画で払うということで確認をしております。その中におきまして、実際現金関係等でございますのでそれをどうするかということじゃなくて、自分たちの会社役員さんの方が高森町に財産か何か、不動産というか、そういうことを持っておられましたけれども、文書に基づいたところで会社独自で支払いをするということの確認はしておるところでございます。

それからもう一つは、いくつかありましたけれども、その高森温泉館との約束の中におきまして、なら大津町の会社関係は高森温泉館と岩戸の里は別でございますけれども、大津の利益が出た分がそれは補てんをしちゃおらんかと、しておるようなことのところで、私たちもちょっと確認で心配をしておりました。それは、あくまでもこれは独立採算ということでございまして、その岩戸の里の収入分を高森温泉館の補てんに持っていくことはない。それは文書でも確約しておるところでございますので、その点も審査会の中では一番心配されておった部分でございますけれども、それはなしということで、その審査会の中でも出ましたので、そういう覚え書き等もちゃんとそういう等しております。だから、4月以降の、今度は約束ごとの中でそれは一冊、支払い関係の負債関係等は大津町には関係ありませんということで、その書類等で確認をしているところでございます。

それから、経費節減でございますけれども、指定関係で、条例等でどういうふうにするかというこ

とでございますが、農村関係の施設でつくっておった目的ではございますが、その目的に基づいてそれぞれ交流会等はさせてもらっているところです。今度指定管理が、今5年半過ぎようとしています。やがて今度の条例をお願いしている部分は、もう24年の4月からでございますので、6年目になろうとするところでございますけれども、その地域住民との交流というのは条例に基づいたところで、たしかに私は発揮されているものだと思います。当初は38万人の入館者は、当初はやっぱり平成9年にしていますけれども、だんだん減ってきております。今では16万人ですが、この16万人の段階では、大体これが4年間ぐらいずっと平均してきております。この指定管理になってからは、何とか、ぎりぎりの段階で、ちょっと今の段階では入館者が歯止めができたのかなと。入館者に対して、やっぱりその38万人から16万人になったのは、その大津の後からさんさんの湯とか、いろんな施設ができましたので、確かに入館者が減ってきたのは否めませんけれども、そうした段階で私は地域住民の方のためにはなっているのかなと思います。

もう一つは、この指定管理、今の岩戸の里の指定関係の中においても、そうした工夫がですね、あまりこれ以上減らしてはいけないというところで、地域の夏祭りを含めて、花火大会とか、子どもたちの魚釣りとか、いろんな催しをしながらでも交流をしていると。それと、木曜日がとても入館者等がやっぱり平均的に少なかったということで、そのカラオケグループを呼んでみたりとか、それなりの工夫はされているのかなということでありまして、そういうふうを考えますと、農村交流の一つの施設の場としては、やっぱり私はそれなりに活動されているのかなというふうに感じているところです。

もう一つ、採用でございますけれども、指定審査会の審査内容はどうだったのかということでございますが、一番心配されましたのは、何といたっても負債の件でございました。負債の権利がこういうときに大津町にまた被害等が、負債額を弁償しろとか、そういうことになりはしないかという、大津町に損失を与えるのかということでございますが、そういうのは、はっきりそれはないということで確認を審査会ではされているところでございます。

ちょっと、まだ質疑があったかと思いますが。

○12番（永田和彦君） 決算書はちゃんと精査しなつとですか。

○経済部長（西本昇二君） 決算書等といいますか、そういう点につきましてはですね、今度ここに指定管理関係で出ていますのは、あくまでも4月以降のことでございますので、高森のほうは私たちは、決算書はもらっておりませんが、確認等はそういうところでしております。今年の大津関係というか、決算関係では、約200万円ほどの、21年も22年も200万円近くの黒字の、大津、岩戸の里は決算書で出ております。黒字としてなっております。

全部じゃなかったですけど、一応そういうことで説明を終わります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁から察しすることは、全然説得力がないということです。町民を愚弄してもらっちゃ困りますね。高森でこの株式会社南阿蘇観光代表取締役云々という方が借金を持っておられる。その名で

この町の、大津町の指定管理を受けておられる。じゃ向こうの、債権を持った方々はどこに集金に来ると思いますか。大津町に来ますよね、それは。そんな独立採算だから向こうは関係ないよなんていうのはですね、指定管理を選定すること自体、そんな借金会社を指定すること自体、大間違いじゃないんですか。そういったまやかしみたいなのは聞きませんよ。そして、それだけ利益が上がるのならば、ここは法人ですから、税金もきちんと払ってもらわなくちゃならないんですよ。この総合交流ターミナル条例と指定管理者に関する条例を読みましても、減免措置というのは書いてないと思います。そして、温泉施設であるならば、入湯税というものも発生いたします。入湯税も取ってなかったでしょう。たしか入湯税を取っているのは、近くのホテルか何かだったと思いますけれども。それだけ利益が出るのならば、町民の一般財源を使って23年度でも1千200万円ほどの修理をしたとかいうのであるならば、利益が出る施設になるならば、民間のそういったお知恵を拝借しましょうとって3年前に私も賛成したわけであります。利益が出るならば、きちんとその人たちは給料をもらっておられるのですから、それなりの納税なり何なりをしてもらわないと、納税の義務というものは国民の三大義務の一つでしょう。そしてまた、法人を営まれているならば、特に企業として責任を果たしてもらわなくてはならないということです。そういったところの改善というものも、利益が出るならば求めんといかんでしょう。この30万円以上とかいいますけれども、利益がそこに出すためにうちは30万円以上の修繕をするわけですから、町民の方々は1千200万円の修繕をするならば1千200万円返してくれと。我々はその返されたお金で菊池の温泉に行きますと言われますよ。足し算、引き算の問題です、これは。そういった簡単な、何かまやかしみたいな、向こうは赤字だけれどもこっちは黒字で悠々自適ですよと。雇用はどうでしょうね。大津町のそういったこのできた経緯からするならば、そういった地域の方々の雇用がきちんとされているかという点。ソレと、納入業者も大津町の人たちがいろんな食材やいろんな用品あたりを納入しているんでしょうか。私は情報として、納入業者に支払いが滞っているから困っているというをたくさん聞いているんです。黒字の会社が2カ月も3カ月も料金を払わないというのは考えられます。そういった情報というのを集約して決めることなんですよ。実際、そういった下調べというものをされたのか、その点を再度質疑したいと思います。雇用の問題、納入業者の支払いの問題、そういったものは明確にしてもらわなければ、こういったものをしゃんしゃんで通すわけにはいかないということですよ。ですから、詳細な資料も後日提出してもらわなくてはならないと思います。また、委員会でもかなりこれは問題になるものだと信じておりますが、我々これは全体が委員会に付託だけではなくて、議会のこの議員さん、皆さんが理解をきちんとするためにも早急なる詳細な決算書なり何なりを出してもらわなければならないと思いますが、その点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、雇用対策関係でございますけれども、大津町の在住の方をできるだけ雇用するという点で、その点は当初の3年前の約束どおりにしておられます。全部が全部大津町在住ということではございませんが、希望どおりに、まず最初の目的は当初の従業員の人を引き継ぎとして新たに採用するとい

うことは大津町在住の方ということで、そういう点なら雇用はされていると思います。

それからもう一つ、食材関係が滞りがあっているのではないかなという、そういう調査もしたのかということでございますが、そういう調査につきましては、非公式に会社関係にも直接訪ねましたし、町の私たちの事務局の方としても、そこら辺のところを確認しております。どういうところかといいますと、町の、例えばお茶屋にしても、お菓子屋さんにしても、それから衛生関係の会社にしても、一応滞りは、期限内にはなかったかということを確認をしました。会社でなくて、その実際取り引きされているところにもうちのほうで電話を掛けて、そこに直接行ったわけではございません。電話で確認をして、それはちゃんと遅れはなしと。ただ、永田議員のおっしゃるとおり1件だけありまして、その会社の方にも確認をしたところですが、その期限が大体40日ぐらいの支払い関係で、その本人さんとあるお店とやりとりをした段階で、確かに1件はあったと。支払い関係につきましては遅くなったというところは確かに認められました。その認められたというのは、会社と本人さんたちの事情によって、それはちゃんとお互いに理解をされたというふうに私どものほうでは、町のほうでは確認をしております。滞ったところは1件あったということで、でも今はもう、今はというか、審査時点では、もうそういうことは解決を、お互いに了解をされたということは、ちゃんと私たちが調べているところでございます。

それから、税金関係でございますけれども、この税金関係は当初の平成9年のときにあくまでも農村交流ということの目的でございまして、これは私たちでなくて税務課関係等の打ち合わせをその当時されております。その当時の中身が、やっぱり住民の、この目的そのものが入湯税関係については課税免除という要件があります。税務課関係を確認しますと、地域住民のために、向上のためにと。それから、公共団体が自ら住民に使用させることを目的とした設置の施設であるということであれば、利用料金がそういうのを税務関係で免除を要件に打ち出すということで入湯税は取っていないということでもございました。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

答弁がばらばらですけれども、町民の健康増進や福祉に役立つということで税金は取らないということでしたよね。入湯料も300円から400円に上がっていますよね。そんなに利益が出るところだったならば下げるべきではないですか。そういったところも何も手を付けなくて、今まで頼んどったからまた頼むというようなやり方が非常におかしいんですよ。ですから、3年間様子を見て、その次からもっと改善をさせて契約を結ぶなり、何なりというものが何ら出てこないじゃないですか。問題はそこですよ。そして調べたと言われましたよね、納入業者に対してきちんと支払いがあるのか、遅れてはないかと。私が知っている限りです、もう3、4件ありますよ。そして、やっとならから手を引かれたからよかったと、やっとなら払ってもらったと。指定管理の大欠点はここなんです。いろんなところを指定管理してみますと、町が運営したときには翌月に必ず入金をしていただいていたので助かっていました。ところが、指定管理とかされると、2カ月後、3カ月後、どうかすると半年分溜めているとか、そういうふうになるんですよ。小さい商店は保ちませんね。そういったところを

きちんと計算して、この指定管理制度というものはやっていかなければならないと考えられます。ですから、町がするときよりも非常に業者にするならば、あそこから離れた業者は、なぜ離れたのかというの聞き取り調査あたりをしたらどうでしょう。非常に問題ですよ、そういったところは。税金も取らない、町の一般財源をどんどん持ち出す。そしてそこにお風呂に入った方々の負担も大きい、300円から400円になっている。菊池あたりにいきますと300円でいいお湯たくさんありますもんね。結局いろんなものを書面で約束しましたと言われるけれども、それは全く担保にならないということですよ、言うならば。物的担保を取るのならわかります。財産を持っておって、1億円、2億円というその物的な担保を持っているというのならわかります。ただ書面でしょう。もう万歳したら終わりなんですよ、株式会社というのは。ですから、それは担保にはならない。そしてまた、この指定管理制度というものをよくよく読んでみますれば、実際そういった物的能力及び人的能力を有していることというものがあるんですね、いうなら。能力がある人だったら赤字出さないでしょう。それもご存じのとおり多大な赤字を一方で抱えておられるという業者なんですね。これが能力があるところと考えられます。いずれにしても、この場におきましては、詳細な議論はできませんけれども、この指定管理者選定委員会において、その審議されたことは、町民のための審議ではなくて、これを是が非でも続けなくてはならないとか、そういったものじゃなかったんですか。本当に町民一人一人の立場に立って、ここに指定管理すべきかどうかというものを審議されたのか、これは大問題でありますので、この有識者というもの7人、これは誰と誰でしょう。そして、そういった知識がある人でしょうね、もちろん、外部有識者という人。そういったものも非常に問題になってくるかなということがあります。ですから、数字的な決算書なり何なりというものをきちんとまず出していただきたいということ。これについてどうするかお聞きしたい。それと、この選定委員会の人事はどなたであったのか。そして、また指定管理制度のこの例規集に載っていますところの人的能力や物的能力のところあたりがきちんとクリアできているのかなというふうに考えられますので、再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の再々質疑にお答えいたします。

まず1番目の数字的な決算書でございますが、それはどこの決算書でもオープンでございますので、その提示はできます。

それから、選定委員会のメンバーでございますけれども、これは総務のほうで後でもしかしたらこっちでも言うけれども、総務部のほうでお願いしたいと思います。7人は。

3番の例規集のクリアです、能力があるのかないのかということについても、総務課のほうでいいですか、お願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

指定管理者の選定委員会のメンバーでございます。まず、氏名を申し上げますと副町長、それに総務部長、企画部長、経済部長、それに外部有識者として税理士さん、岩下委員さん、外部有識者、そして顧問弁護士である坂本弁護士、それと教育長という形で7人という形の選定委員会になっており

ます。その中で一応有識者、制度上の問題という形で税理関係の専門家、それに弁護士という形で入りさせていただいておるわけですが、先ほど永田議員から厳しい指摘があつているように、高森温泉館、2千万円程度の赤字が出ています。その補てんをこちらでやるのかという話だろうと思います。各部決算という形でですね、今回1社の選定という形で選定委員会のほうでもその辺がかなり問題になつたという形でございます。税金の投入という形で町の施設を運営しているわけですが、新たにまた指定管理の3年間という継続をやるといふ形で、本来あるべき姿は継続かといふ形もありましたけれども、別会社という形で今回提出があつているといふ形で、経営状態が前回から引き続き、その赤字分の補てんという形もかなり問題になつたような状況でございました。それで、社員の継続とか、新しい会社の役員を選出とかいふ形で指定管理の中での説明もあつているような状況でございました。先ほど担当の部長のほうからもありましたけれども、従業員についての問題、それから設備投資の問題、修理関係の問題についても、一応協議的なものは話に乗つたような状況でございます。その中で一応1社でありますけれども別会社という形で、その負債についても前回の高森温泉館という形の精査をしていただくといふ形の条件も付けまして、一応選定委員会のほうでは1社を選ばせていただいたといふ状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。ありがとうございます。

別に名前を変えたということですね。ということは、損失隠しといひますか、そういった損失を避けるために、それに負担を我々はするわけですかね、大津町とするならば。非常に問題な点ですよ、ここは。今まで名前が一緒だったならば、そちらの連結決算を持ってこられるのがやばいから、別に名前を変えて、そして大津町から指定管理を受け取るというような手法ではないですか。誰が考えてもこれはわかりますよ。ですから、こつちに被害が及ばないようにするのかもしれませんが、そういったものに町が負担しちゃだめでしょう。この点についてはですね、非常にまた不信が残るようなことがありますので、この点について町長、どう思われます。町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 指定管理制度につきまして、今いろいろとご質疑いただいておりますけれども、その辺につきましては審議会のほうで十分検討されておると思います。別会社で来たんじゃないかなというような話ですが、今までの高森温泉館というところと契約するんじゃなくて、我々新しいところの会社と今後契約していくということで、議員おっしゃるように今までの会社の債務については、我々としてはやはり一切責任ないということで、その中で今の新しい会社の中で、今のうちの指定管理のほうでしっかり頑張りたいといふふうには思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第63号について質疑いたします。

職員の給与改定について先ほど質疑いたしました、先ほどの、例えば総額で年59万8千503円、特別会計を含むとして減額総額というものが示されております。給料が下がるんだよということを示されたわけですが、この補正予算の63号、38ページ、職員手当の内訳というのを見ていただきたいと思いますが、時間外勤務手当で、これが、結局69万2千円という形で上がっております。ですから、それを総合計、この増えた部分と減した部分を計算してみますれば、それでもなお50万8千497円という増額になるということです、結局は。ですから、この補正予算書の中の38ページを見てみますれば、減した分時間外で稼ぐというような計算にも見えてしまうんですね。この時間外勤務手当で、この内容についてですね、職員プラス非常勤職員や臨時職員というものもありますし、そういったものに対しても多大なる人件費は実は払っているわけですので、この時間外勤務手当というものは、結局その職員一人一人の所得の手当として配られるものでありますから、収入は増えるということですよ。簡単にこの人事院勧告等に伴うというようなことなんて、一周してしまう額であります。この点について、この時間外勤務手当で、本来ならば、今、民間企業というものは時間外はもう出さないよと、時間内に仕事が終わらないのは無能な証拠であるというような厳しい企業が出てきているということが今の流れでありますから、それが逆に増えるということは、能力が低いと言われるかもしれませんよ。本当は、これは限りなく0に近づけるのが本当ではないかなと考えますが、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

38ページの一般職関係の給与表関係だろうと思います。この内訳を申しまして、あとの説明に入らせていただきたいと思います。

まず、38ページの給与費関係のところ△の大きい減額の33万9千400円というのがありますけれども、これにつきましては、先ほど言いました給与改定分が56万1千円ぐらい、それと本年の8月31日付けで職員が退職しましたので、1名退職しておりますので、その分の減額等になっております。職員手当の内訳という形で、要するに永田議員が言われる要するに給与ですね、そういう形での手当の補充になつたらんかという端的な質問だろうと思っております。今回、時間外の勤務手当の内訳としましては、県知事選挙費用が57万2千円、それと福祉の地域福祉、障害福祉関係での手当が52万8千円、それに災害時の緊急対応という形で夜間の職員の出動に対するものが66万7千円という形で69万2千円の職員の時間外勤務手当という形になっております。昨今の経済状況で厳しい中でサービス残業という形と、先ほど申しました全体の奉仕者という観点からの永田議員の指摘だろうと思っております。我々としても、当然労働者というところもありますけれども、その辺については十分サービス向上のために住民に尽くしていくべきという形で思っておりますので、今回の補正予算については、負担金もありますけれども、そういう形で計上させていただいております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

あまりの増額ですから、選挙に関するものだという事はすぐ察してはしていたのですが、ここで改善するための議論に持ち込みたいという思惑が私にはありまして質疑するわけではありますが、民間企業がもしもそういった一時的な、4年に一度とか、そういったものが発生するときには、こういった手法を取るのかということ、例えば効率業務をするために本田技研熊本製作所あたりは、例えばその日勤だけではなくて、例えば二勤制とか、いろんな形を取って給与は増えずに時間帯をずらすとかいった手法を取ります。公務員がこれが取れないというのは何かおかしくはないかなと思うんです。ですから、普段の仕事はきちんとやっていただきながらも、そういった、時間的なものは確かにいるでしょう。しかしながら、そういった取り組みというものを全国に先駆けてやるような知恵を出さないと、今からお金がいくらあっても足りないということです。既成概念に捉えておられたならば、ただ単に一般財源、いうならば町民の税金として町民が税金を納められたということに当たり前のようになってしまうという結果になるんです。ですから、これにつきましてはきちんとした、そういった知恵を働かせて対応するというような、そういったものは全然ないんでしょうか。再度質疑いたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

少ない財源の中で最大の努力をするのが我々公務員の姿とっております。例えばの話なんですけれども、今、住民課窓口関係につきましては、フレックスタイムという形の制度で勤務時間等をさせていただいております。要するに公務員関係、労働時間関係の制約で1時間の休憩時間等を設定してありますけれども、その期間に勤務をするというやり方でございます。

それと、選挙関係で申しますと、新たに選挙の事務の関係でですね、職員、要するに臨時職員の雇い方をするという形の提案もさせていただいておりますし、また実行しております。それと、要するに選挙費用というのはかなりかかるわけでございます。町単独でする場合は、それだけ町民の税金を丸ごと使うということでもありますので、その辺についても選挙管理委員会と十分協議しながら打ち合わせていただきたいと思います。と思っております。

職員についても残業という形の時点でするね、時間外については新年度予算関係についても精査をさせて、十分にその辺はですね、住民サービスができるように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 福祉課関係の家庭的保育事業が新年度から始まる予定だということで、今回の補正予算で児童福祉総務費、23ページですね、家庭的保育事業施設整備等補助金、2カ所分だったですかね、が組まれております。正式に来年度から、新年度からスタートするという事で、その準備のためにその保育を始める方の家、住宅を改修するという事のようにありますが、一つはこの

3分の2の補助金が民生費の県補助金となっておりますけれども、純粹にこれは熊本県の補助なのかどうかの確認ですね。

それから、補助金は県が3分の2ということですが、残りの分は町が一般財源から補てんをすることなんだろうと思うんですけど、そのところがちょっと今はつきりしませんので、その確認をしたいと思います。

それから、1件当たり220万円ですかね。どの程度の整備が求められるのかということ。その内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、県の補助なのかというところだったと思うんですけども、この事業が待機児童対策ということで、熊本県内で大津町、それから菊陽町、合志市の3市町で県が支援を行って来年から待機児童対策のためにやってくださいというような協議が県のほうからお話があったということでございます。待機児童が現在出ているところが、なるだけですね、待機児童を少なくするようにですね、今回、新規の保育所の補助についても同じでございますけれども、その間、また待機児童が続くわけですので、0歳、1歳、2歳を中心としたところの家庭的な保育に対するものでございます。現在、熊本県のほうでそのための保育士の研修を実施させております。大津町のほうからも9名ほどその研修に、県の事業で参加をしているという状況でございます。この事業が熊本県も初めてということで、全国ではやっているところございます。特に福岡あたりが先進地でやっているわけでございますけれども、県も初めてということで、今後県のそういった中身、要項あたりもつくられていくというふうなことを考えておりますけれども、安心子ども基金というのがございます、県の。その安心子ども基金の中の県といたしましては家庭的保育改修事業という項目で補助を出したいということでございます。一応、今、県のほうとも協議をいたしておりますけれども、その中でですね、いくつか家庭的保育改修事業がいくつかございますけれども、その中でまず1カ所当たり220万円ぐらいを限度にですね、県の方としては考えていらっしゃいますけれども、自宅やアパート等の実施場所において、保育関係を整えるための改修ということで、例えば幼児用トイレ、それから冷暖房設備関係ですね、そういった部分が例として県のほうから示されております。

それと、自宅以外の賃貸のアパート等を借りてもいいですよということで、それを借りる場合の賃貸料に対する補助についてもOKですよ。それは、これも限度がございまして大体8万円でございます。これにつきましては、今、予算組んでおりますけれども、予定ということで組んでございまして、まだこれからでございます。希望するところがございまして中身を精査して、県の指導を仰ぎながらやっていくと。手が挙がらなければ予算が流れることとなりますけれども、県としては大津町として2カ所ほどということで支援をいただいておりますので、その2カ所ほどどこかで受けていただくように調整をしていきたいというふうに考えております。

質問の中身は以上だったでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 保育所の新設のたしか国から交付された財源が県が基金を貯めて、それを割り振るといことですよね。待機児童解消のために必要な制度だとは思いますが、例えば今回、手を挙げられて2カ所ぐらい例えば始められたと。220万円あればある程度のトイレとか、あるいは子どものおやつ準備をする、調理関係とかあるかと思はすけれども、じゃ来年度以降はどうなんだろう。今は220万円満額、町も3分の1も出すわけですよ。多分整合性からすれば、来年度以降も手が挙げれば対応していく必要があるかと思はすけれども、先ほど福岡は先進地だと言われましたが、福岡では家庭的保育がもう実施をされているということなんでしょうか。これをちょっと確認しておきたいと思はす。もしそうであるならば、我々もそういう情報を得て、ある程度確認をしておきないと、勉強会にも行きましたけど、よほどバックアップをしっかりとおかないと、万が一何かあったらある程度密室状態みたいになりかねない、あるいは保育士さんが病気になった、代替えは、明日は、午後からというようなことも起こりかねないということですので、よほどバックアップ体制をつくっていかないと大変なことになるかと思はすけど、そこら辺の準備、単に研修だけで済む問題ではないと思はすので、準備作業はどのように進めていくのかということをお尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

この事業は、福岡でもやっていますけれども、一度ほかの議員さんが一般質問でされた経緯がございまして、ほかの都会のほうでは結構なされているということで、その辺を参考にしながら、かなり前から熊本県が知事の指示の下ですね、担当のほうで勉強会もされましてですね、熊本県型でやっていますということで、今一番心配されているのは、私達もサポート体制でございまして。一応保育資格を持った保育園のほうでバックアップ体制を取るといということで、週1回以上ですね、そういった訪問しながら、保育園との交流をやっていくということも考えております。ですから、その保育園をどこにするのかということもございすけれども、今のところ町立の保育園のほうとの交流というかですね、町立の保育園のほうにも県のほうからの補助が、支援の補助が出ますので、その補助をいただきながらですね、町立の保育園のほうからそういったバックアップ体制を取っていきたい。連携保育所ということもやっていきたいと。それと、密室にならないようにですね、その保育園との交流事業あたりもやっていきたいということもございす。

最初の質問でございすけれども、220万円と、当然その家賃に対する、家賃については何年間か県の補助が続くと思はすけれども、改修は一度きりでございす。それと、今年は県といたしましては大津町2カ所手を挙げておりますけれども、一応2カ所でやりながらですね、新しい保育所ができますのでですね、その辺の状況も見ながら、たくさんあればいいというものでもございせんので、その辺の状況を見ながらですね、県の支援、指導をいただきながら検討していきたいというふうには考えています。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号から67号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

日程第15 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第15、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第60号から議案第67号までをお手元に配付しました議案・委員会付託表（案）、また会議規則第92条第1項の規定により請願第5号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時12分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成23年第6回大津町議会定例会会議録

平成23年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成23年12月12日(月曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課企画課財政課係長 白石 浩範 会計管理者兼 兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 子育て支援課長 松永 高春

一 般 質 問

9 番 坂 本 典 光 君

p 52～ p 60

1. 大津警察署について

(1) 菊陽町と合志市の住民の一部では大津警察署を菊陽合志方面に移転する運動が起こっていた。11月2日の熊日によれば、県警の私的諮問機関「警察署の管轄区域等を考える懇話会」は、大津署が管轄する合志市と山鹿署が管轄している旧植木町を含む熊本市北部を管轄する署を新設する必要があるとした。

それを見て合志市議会は18日臨時議会を開いて懇話会の意見書は熊本市の問題。合志市内に警察署の設置を強く要望するという意見書を可決した。可決を受け、市長は「政令市に警察署を新設することと、合志市の現状は別の話。市としても懇話会の意見書は受け入れられないとの意思表示をしたい」と述べている。これは、大津警察署を合志市に移転しろと要求しているように見える。町は情報を収集しているか。大津町としてどういう行動をとるか。

2. 特徴があり、人気のある公園づくり

(1) 昭和園、高尾野公園、矢護川公園、かぶとむし公園などがある。

昭和園、高尾野公園はつつじの名所、矢護川公園は水の公園、かぶとむし公園は町の中心地にあり、かぶとむしのモニュメントやすべり台で子どもに人気がある。公園担当課は業者に管理委託するだけでなく、町民が何回も行きたくなるように常に改良、改善に努めるべきではないか。町のPRにもつながる。町民に意見を求める。よその都市の公園を視察する。そして、改良すべき点を指摘する。例えば旭川には姉妹都市記念公園というのがあった。

3. 米づくりについて

(1) 農地解放以来今日まで、農林水産省は米づくりにどんな政策をとってきたか。そこから今後の展開、展望を考える。

① 水田はどのような形態になると思うか。

② 稲作に従事する人口は増えるか減るか。

③ それは大津町にどのような影響をあたえるか。

1. 後期高齢者の健康対策

- (1) 健診率の目標と実績
- (2) なぜ受診率は低いのか、向上の対策は
- (3) 人間ドック実施と助成の必要性

2. 介護保険の保険料とサービス

- (1) 来年度の保険料の改定見込み
- (2) サービスは維持改善されるか
- (3) 要支援者へのサービスは継続されるか

3. 住宅リフォーム助成の実施

- (1) 町民の暮らしの応援と地元業者の仕事確保、地域経済の活性化に役立つ使い勝手の良い制度を求める。

1. TPPについて

- (1) 野田総理大臣がTPP交渉参加の方針を表明し時代が大きく変わる可能性が出てきたが、冷静な判断をするための情報収集と町民への適宜な説明は欠かせない。
TPPへの不信の最たるものは農業と食糧自給問題だと感じるが、町民の不安解消に少しでも寄与するため、町長の政治姿勢を求める。

2. 資産向上計画

- (1) 農業改革を進めることは、農業振興地域と都市計画地域の見直しを促し、産業の活性化と町全体の資産価値を上げるチャンスである。
逆に土地利用を制限する市街化調整区域が指定される可能性もゼロではない。自治体間にも競争がある、時代の変化に合った行動を起こさなければ先を越される。

1. 小水力発電の普及を

- (1) 原発に代るエネルギーとして自然エネルギーが見直されている中で、小水力発電の普及がマスコミで取上げられている。本町も上井手、下井手、錦野井手、矢護川等々

多くの小川がある。課題は多いと考えるが流量等の調査をして、このような事業に取り組む姿勢があるかを伺いたい。

2. 特産品のPRに課（係）の設置を

- (1) 大津町の特産品である大津かんしょは、県内や九州では知られているが全国的には知名度は低い。そこで、全国的なPRとして、課または係、名称は「からいも課または係」（仮称）等で名詞を作って全国PRしてはいかがかと思う。町長の考え方を伺う。

3. 立体駐車場の整備を

- (1) JR肥後大津駅で南口駅がオープンし、空港とのアクセスもできたが、町民の駐車場が少ない。この際、庁舎南側の駐車場を立体駐車場にして中心街の活性化やシャトルバスの増員等に活用してはと考えますが町長の見解を伺う。

4番 源 川 貞 夫 君

p 83～ p 92

1. 県営上井手、下井手地区かんがい排水事業の予算確保について

- (1) 土地改良区事業の予算削減により、新規は勿論、継続事業さえ厳しい状況であるが今後の対応は。

2. 「木になる紙」の利用

- (1) 県及び他町村では導入または予定されているところもあるようだが、我が大津町としての考えと、その啓発広報を問う。

3. 神社の絵馬の保存（展示）及び修復について

- (1) 町内の神社の絵馬で有名な人物が描かれた物はないか、またその保存・修復に対する考えは。

4. 信号機の設置について

- (1) 12月1日より開通した県道西鶴中井迫線の引水区内の平面交差点には横断歩道の線引きもしてない状態であり、信号機（センサー付でも）の設置と事故防止策は要望されたのか問う。

1. 陽の原キャンプ場を整備し利用拡大を！

- (1)陽の原キャンプ場の施設の現況と利用状況を問う。
- (2)宿泊ロッジ、水道、トイレ等を整備し、利用客の増大を図る考えはないか。
- (3)施設管理者、案内板等を充実し利用者に優しい大津町観光の核としていく考えはないか。

2. イノシシ肉で町の活性化を！

- (1)全国的にイノシシ、シカなどの有害鳥獣被害が急増しているが、大津町の現況を問う。
- (2)被害が大きい地域では、シカ肉、イノシシ肉などを販売したり、料理として提供したり、利活用が進められている。大津町での取り組みは考えているか。

1. 「木になる紙」利用拡大について

- (1)間伐材を原料とし、売り上げの一部を森林所有者に還元するコピー用紙「木になる紙」を使う市町村が県内で増えている。45市町村のうち100%使用は8市町村、一部使用は17市町村に上る。県も全庁に使用を拡大する方針を打ち出した。使用拡大によって間伐材の利用を促し林業や山村の活性化に加え、地球温暖化防止につながる狙いもある。町の現況を問う。

2. 「ドクターヘリ」平成24年1月16日運航開始搬送体制について

- (1)本県において防災消防ヘリとドクターヘリの2機が連携する「熊本型」ヘリ救急搬送体制の構築に向け準備を進めてこられたが、いよいよ平成24年1月16日運航が開始し県内全域の重篤な傷病者のさらなる救命率の向上や後遺症の軽減にもつなげ「空飛ぶ救命室」とも呼ばれる。交通事情の悪い現場にも到着するのが早い。また、できるだけ発生現場から近い場所で患者を収容するようドクターヘリの着陸地点を決め、消防などの関係機関に周知させる必要もある。大津町においても特に北部地域においては着陸地点を特定しておくべきと思うが、町としての考えを？

3. 高尾野中核工業団地から県道菊池赤水線までの林道の延長工事計画は

- (1)町事業により、林道整備がなされたが、古城地区の西道路までで終わり、計画としては県道菊池赤水線まで計画があったのでは。真木地区や古城地区の方々から延長

計画を熱望されているが町としての考えを。

1 番 金 田 俊 二 君 p 109～ p 116

1. 環境に配慮した好循環のまちづくりの推進を
 - (1) 森林の整備と経済効果、雇用創出、二酸化炭素の抑制のため、「岩戸の里」のボイラーを木質ボイラーに換える考えはないか。
 - (2) すべての生ごみをコンポストで処理し、堆肥化する考えはないか。
2. 大津特産からいもをトップブランドに押し上げよう
 - (1) 「なると金時」に負けないトップブランド化への道を考えているか。
先進地に学び、あらゆる手段を講じてトップブランドに押し上げるべきである。

5 番 鈴 木 ムツヨ さん p 117～ p 128

1. 学校施設の防災機能強化について
 - (1) 構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の落下防止対策。
 - (2) 水道が使えない時のプールの水利用対策の考えは。
 - (3) エコスクールの整備、省エネルギー対策の整備。
 - (4) 防災備蓄倉庫の設置。
 - (5) 避難所運営マニュアルの策定について
 - (6) A E Dの設置（屋外）。
 - (7) 小・中学校における防災教育について
2. 災害弱者への対策
 - (1) 救急医療、情報キットへの取り組みを。
 - (2) 特別養護老人ホーム等を福祉避難所に指定する考えは。
 - (3) 現状と対策は。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 58 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日 13 日が 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○9 番 (坂本典光君) おはようございます。坂本典光が一般質問をいたします。

今年は大変な年でした。3 月 11 日の東日本の大地震と福島原発の事故、最近そのときの様子が伝わってくるようになりました。先日、病気で退社された福島第一原発吉田所長は、その後、11 月朝日新聞のインタビューに、3 月 11 日から 1 週間で死ぬだろうと思ったことが数度あったと述べています。また、菅元首相は当時のことを原発事故の直後に最悪のシミュレーションを考えてくれと指示した。避難区域が 200 から 300 キロメートル単位にまで広がるのが最悪の想定だった。10 万から 20 万の避難も大変なのに、対象が 1 千万人、2 千万人となれば、国が機能しなくなると述懐しています。今後、格納容器の水素爆発はないと思いますが、拡散した放射能セシウム、ストロンチウムの汚染の影響がいつまで続くのか、子どもの健康、農産物、家畜、水産物の汚染が心配です。

さて、第 1 問に入ります。熊本県警察の組織は、熊本県公安委員会の管理の下に警察本部、警察学校、23 の警察署が置かれ、警察署には交番、駐在所がおかれています。熊本市とその周辺を見ても、熊本市には北警察署、南警察署、東警察署があります。北署は、水道町の近くにあり、市の中央部と北部を管轄しています。東署は市の東部分、注目すべきは飛び地として熊本空港に空港警備派出所をおいていることです。阿蘇地区には小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署が置かれていますが、立野地区は立野駐在所をおいて高森署が管理しています。我が大津署は、大津町、菊陽町、西原村、合志市を所管していることは皆さんご承知のことだと思います。合併する前の合志市は、合志町が大津署、西合志町を菊池署が所管していました。そこで本論に入ります。菊陽町と合志市の住民の一部では、大津警察署を菊池合志方面に移転する運動が行っていました。11 月 2 日の熊日新聞によれば、県警の指摘諮問機関、警察署の管轄区域等を考える懇話会は、大津署が管轄する合志市と山鹿署が管理している旧植木町を含む熊本市北部を管轄する署を新設する必要があるとしました。それを

見て、合志市議会は18日、臨時議会を開いて懇話会の意見書は熊本市の問題である。合志市内に警察署の設置を強く要望するという意見書を可決しました。可決を受け、市長は政令市に警察署を新設することと合志市の現状は別の話。市としても懇話会の意見書は受け入れられないとの意思表示をしたいと述べています。これは、大津署を合志市に移転しろと要求しているように聞こえてまいります。町は情報を収集しているのでしょうか。大津町として、今後どういう対応を取るか、町長にお尋ねします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。坂本議員の大津警察署等に関するご質問でございますけれども、ご承知のとおり大津署につきましては、大津署の管内、関係に通じては人口増加の地域でございますし、熊本市の3つの市の中に次ぐ4番目というような13万人の人を抱えておるといような状況であります。熊本県については、県警全体の、県全体の23市町の枠組み関連等について検討されておると聞いております。大津署につきましてはの内容を説明しますと、大津署には杉水の駐在所、錦野の駐在所、そして大津署内にある大津署の駐在所がありまして、3つの駐在所を抱えておるといような状況でございます。2、3年前から錦野駐在所につきましては、大津署の中にある駐在所と合併して駅南のほうに交番をつくっていただけないだろうかといような話も進めております。そういう中で、2、3年前、森地区の一部の方に警察のほうでそのような話がありますけれども、一部の方の話によりますと、大津南のほうにできることについては仕方ないかもしれないけれども、今後の検討事項といような話をされております。大津署管内においては、菊陽・合志の交番関係の増員や複数勤務態勢に力を入れておられますけれども、一番古いのが西原村の駐在所と聞いておりまして、今現在、23年度の事業で今取りかかっておられるようでございます。そういうような順番からすれば、大津町の交番関係等については3番目といような話も聞いておりましたけれども、阿蘇熊本空港の玄関口としては、我々は住民の安心と、それから来客の皆さんの安心のために、ぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。もちろん、大津署の移転関係については、4、5年前からも検討されておったようでございますけれども、先人たちが苦勞してつくったあの移転先、現在の警察署、これは57号や325号の交差する重要な起点でありまして、もちろん当時は4、50名の職員ですけれども、今現在100名以上の方がおられますけれども、その中でやっぱりいろんな枠組みが、県警の枠組みの中におきまして、現在大津署の位置というのが昔はCクラスだったんですけれども、今はAクラスといような形で、菊池署、あるいは議員おっしゃるように阿蘇地区の3つの署の関連等の重要なリーダーとしての位置を今占めているんじゃないかなというふうに思います。そういうような高森の駐車場、この問題でございますけれども、そういう意味におきましては、やっぱり大津署からの、大津町からの移転といのは、そう簡単にはいかないんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、大津町においても署長官舎をはじめ職員のアパート関係等もありますし、夜も昼も署員の皆さんが大津町を散策なりいろいろやっておられます。そういう意味におきまして、大変大津町の交通安全協議会や防犯協会、いろんな各種団体とのつながりも深くございますので、今後についてはそういう形の中で十分連携を取っていききたいというふうに思っております。もちろん

役場といたしましても、大津町の幹部と警察の幹部と年2回いろんな課題事項をご相談、意見交換しながら懇親を深めているというような状況でもあります。

心配されておられるその合志菊陽における移転問題については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 坂本議員の質問の中で、警察署の管轄区域を考える懇話会の件でございます。まず、言われましたように県内23の警察署がありますけれども、同規模の県の平均の設置数は20ということを知っております。比較的多くの警察署が配置されている現状であると意見書の中では述べられております。

さらに、大津警察署の状況についてですけれども、業務負担料が県下23警察署の中で第1位であります。それに、平成18年3月菊池警察署管内でありました、先ほど議員が言われました西合志町が合併し、合志市が誕生したのに伴いまして、大津警察署の管轄区域が増大しております。また、職員の増員についても、プレハブ等で対応されているようでございます。

また、今後につきましても業務量は町長が今言いましたように拠点地区という形で増加するものと予測されますが、増員スペースを確保するには現時点では困難であるというような状況でございます。将来的には、管轄地域の治安水準の低下が懸念されると意見書の中では述べられております。

またこの指摘諮問機関であります区域等を考える懇話会というのにつきましても、政令指定都市に移行する熊本市内に署を新設し、現行の3署から4署体制とすることなどを盛り込んでおられます。その中で、現状の分析を熊本北署が旧植木町を管轄することは困難であること、大津署の業務量増加への懸念などを指摘されまして、大津署が管轄する合志市と山鹿署が管轄している旧植木町を含む熊本市北部を管轄する署を新設する必要があるという形で意見を述べられております。

また、最後に熊本県警察は県民の要望を的確に把握した上で警察力の適正配分について継続的に検討して見直していくことが求められているということで結ばれております。

今回、県知事あてに合志市議会から合志市を管轄する警察署の新設を求める意見書が提出されておりますけれども、あくまでも合志市を管轄する警察署を政令指定都市内に懇話会の意見に対しまして、合志市内に警察署の設置を希望するものだと聞いております。今後も大津警察署が町内に存在することにより、安心安全なまちづくり等に貢献していただくことを認識し、さらに各団体とも連携を強化していきたいという形で思っております。

懇話会等の意見等については、菊池管内の総務部長会議等でも連携を図りながら、また意見の集約を見ているような状況でございます。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） この問題は、まだ新聞で報道されて起きたばかりですから、これ以上のことは述べませんけれども、大津町から警察署がなくなったら熊本の東の拠点のよりどころの一つを失ってしまい、町の発展に大きなダメージを受けることは明らかであります。今後の町長の力強い発言と行

動を期待します。いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先ほど申しましたように、なくてはならない県の施設ということで、ぜひとも大津警察署OBの方や現在の幹部の方と十分意見を採り入れながら、ぜひとも大津に残っていただけるというか、そういう役割のできる署になっていただくよう我々も意見を提言していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 第2問目に入ります。

公園というのは、百科事典によれば公園とは公衆が憩いまたは遊びを楽しむために公開された場所、さらに公園には次のような形態のものがあるとされております。一つは、市街地の一区画に草木を植え、噴水を設置するなどして、憩いの場としたもの。また、市街地の一角に子どもの道具を設置し、遊び場として整備したもの。都市または地域の中核に位置し、都市または地域住民全員の利用を対象として整備された緑地広場。城跡などの史跡を活用したり、運動公園などを設置した場合、さらに動物、植物などを自然に近い状態で人に見せるためのものというのが載っておりますけれども、さて大津町都市公園条例では、都市公園法に基づいて公園として大松山公園、昭和園、駅前西公園、駅南東公園、これは通称かぶとむし公園であります。高尾野公園、清正公道公園、杉水公園、水源町緑地公園、矢護川公園、大津町運動公園が記されております。また、大津町立公園条例、これは都市公園法によらない公園のことで、そこには日吉神社つつじ公園、矢護山自然公園、町民の森、オークス広場、高尾野森林公園、ふれいい公園、下猿渡公園が記されています。どちらかという、自然を生かした公園が多いようです。人が多く集まる都市公園について、私なりに評価をしてみたいと思います。

まず、昭和園。ここは元東部実業学校の跡地であり、つつじの名所です。西岡町長のとき、つつじの里のまちづくりの一環として、元の昭和園を大改造してつくられたと記憶しております。大松山公園や日吉神社つつじ公園が淀川系のつつじが中心であり、雑然と植えてあるのに対して、昭和園はいろいろな種類をフラワーアレンジメント風に植え付けてあるため、花が咲いたときにきれいに見えます。世界のめずらしいつつじのコーナーがあり、芝生の広場、東屋、ステージもあります。文句なしに合格点であります。よそから来られたお客さんが、ここはきれいだなと会話をされているのを聞くと矛らしく感じます。

高尾野公園の霧島系のつつじもきれいです。ここでは、中核工業団地の中にあり、働いている人も楽しいだろうし、ミルクロードを通る車のオアシスにもなります。大津町のイメージアップにつながっていると思います。かぶとむし公園は、小さな子どもたちで賑わっています。今少し改良がほしいけれども、まずは合格でしょう。

今年、議員研修で旭川に行きました。朝早く起きて朝食までの時間を利用して街を見て回りました。道は碁盤の目ようになっており、何となくリトル札幌という雰囲気でした。至るところに彫刻があり、噴水があり、文化の薫り高いところでした。その一角に、小さいけれども特徴のある公園があり

ました。公園といっても、ベンチがいくつかある程度のスペースです。姉妹都市公園と書いてありました。旭川はサハリンの都市、ユジノ・サハンスクと姉妹都市だそうです。これは一つの例ではありますが、話題を提供する小さな観光スポットの一つかもしれません。そこで、町の公園担当課は、業者に管理を委託するのを仕事とするだけではなく、町民が何回も行きたくなるような公園を夢見て改良、改善に努力すべきではないか。町民に意見を求め、よその都市の公園を視察する。そして、町長に提言する。そのようになってほしいと思うのですが、町長、どう思われますか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の公園関係についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおりに、都市公園、昭和園、その前には日吉神社が上大津の古宮からあちらのほうに移られてもう50年になるというような話でございますけれども、当時は大変つつじの祭りで賑わっておったということで、大津はやっぱりつつじが一番だというような、そういう検証がされてきておる中で、都市公園の昭和園をつくり、つつじを植えるというようなことで世界のつつじ園とかいう形の中でしっかりとつくられて、今でも現在喜ばれておるというようなことでございます。もちろん、ほかには杉水公園のソフトボールとか、そういうものの利用できるような公園をつくったり、あるいは陽の原キャンプ場における教育を主体とするキャンプ場公園など、いろんな形で、残念ながらよしの公園関連等についてはなくなっておりますけれども、やはりあの地域の環境の森とつないだところの一体をやはり自然環境教育の場として、今後しっかりと育てていかなくちゃならないというふうに思っております。

そういうように運動公園もしかりでございますけれども、スポーツと健康を兼ねた公園、そういうような公園をつくらせていただいておりますし、大変プロのサッカーもお見えになられて活性化につながっておるというふうに思います。もちろん、そういう中で、子どもたちがしっかりと多くなりました関係で、区画整理の中に、今、かぶとむし公園ということでつくらせていただいております。ほかにも西のほうにありますけれども、ちょっと手が行き届いていない、ただ空地の状態でございますけれども、かぶとむし公園については子どもたちの若いご夫婦や高齢者と一緒に遊んでいる姿をよく見かけます。

そのように、いろんな形で公園をつくらせていただいておりますけれども、今回中央公園、仮でございますけれども、そこに子育て支援関係でのちびっ子広場、そして東のほうには防災公園というような形でジョギングもできるように、あるいは将来については消防の出初めや訓練関係等にも十分活用できる広さを確保していただき、あるいは太陽光を設置しながら災害のときに活用できるというような状況で今検討しながら、3月までに終わりたいというふうに思っております。ここについても、子どもたちがしっかりと遊べるような場所というものが住民の皆さんから大きな要望がございましたので、中心地にそういう公園をつくるということで今つくらせていただいております。もちろん議員おっしゃるように、大津町の上井手関係、昭和園から大松山公園までの区間、あるいは街中の交流センターや歴史伝承館を含んだオクス広場、この関係の中をやっぱり大津町のこの地域の中のよきものを活用できる、そういう街中全体を公園というような形に位置付けて、今後一つ一つ整備を行っ

ていければなどというふうに思っております。そういうことによって、高齢者の皆さんをはじめ、町民の皆さんが癒されるような町になってくれればいいし、来客の皆さんが大津町を散策される一つの起点となればなどというふうに思っております。そういうような町の公園化を進めるとともに、健康増進のための一つにつながるような公園にもなるようしっかりと努力していきたいというふうに思います。ご指摘の公園の今までつくった公園の管理状況と把握関係については、いささか反省させられる点もあるかと思っておりますので、そういう状況についても、今後担当のほうにしっかりと指導をしながら、事故のないような安全な場所につくっていくというか、そういう方向に職員の指導も今後しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 今、町長が公園担当課の職員の指導をやっていくという話だったんですが、私がここでちょっと質問したのはですね、公園担当課、業者に管理を委託するのを仕事とするだけでなく、町民が行きたくくなるような公園を常に改良改善に努めるべきではないか。さらに、町民に意見を求め、よその公園を視察する、そして町長に提言すると、こうしたがいい、ああしたがいいということですね。このところをもうちょっと答弁していただきたいということ。それから、町の広報担当者が今頑張って大津町の広報紙が一番優れているとの評価が定着しております。公園担当課も日本一を目指して、日本一の公園があるところということを目指して進んでもらいたいと思いますが、町長いかがですか。先ほど言ったことと一緒に。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 公園の管理の問題でございますけれども、もう議員おっしゃるとおりでございます。どう管理していくかというようなことの提言についてもしっかりと耳を傾けていきたいというふうに思います。もちろん私も昭和園の都市公園や杉水公園、あるいは陽の原キャンプ場、いろんなところの大津町の全体の公園に今まで携わってきておりますので、それぞれの目的でつくっておりますけれども、その状況がどうであるかというのを再度検討しながら、町民の皆さんに喜ばれる公園になっていくように、職員とともに、そして町民の皆さんの意見をしっかりと伺いながら改修できるものは改修していくような方向に検討してまいりたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） では、3問目に入ります。敗戦後、GHQの最高司令官マッカーサーは、不在地主が日本の分国主義に荷担したとして、農地改革を行いました。地主が保有する農地は、政府が強制的に安く買い上げ、実際に耕作していた小作人に売り渡されました。全国で行われ7割余りの農地が地主から小作人に売り渡されたということになります。農地改革は、昭和20年12月に第1次農地改革、21年10月に第2次農地改革のための法律ができております。昭和22年11月、農業協同組合法ができ、肥料や農薬は共同購入で安く買い、できた農産物は共同で売って利益を上げましようという助け合いの精神で農協はできたとされております。昭和22年12月、農業災害補償法ができております。災害に遭ったときのほか、不作や病虫害被害からの救済措置です。全国的に農業共済組合が整備されました。さらに、昭和24年6月に土地改良法ができております。耕作者が土地改

良区という組織をつくり、国が支援し、自分たちも投資して生産力が上がるよう農地の区画も、農道も、水利施設も土壌状態を改良していく大工事を進めようというものだそうです。耕作者の経済的自立を促すため農協をつくり、共済制度をつくり、土地改良制度をつくったが、耕作者はなかなか裕福にはなれず、農地を手放してしまう例が全国で続出します。そこで、昭和28年に登場したのが農地法であり、耕作しない人の農地取得を禁じています。今、述べてきたことは、すべて日本の農業の根幹をなす米づくりに当てはまると思います。マッカーサーの農地改革から始まり、昭和27年の農地法までの制度が基本的に今まで続いてきたわけでございます。ここでは、世界貿易の視点が抜けているようです。大型農業機械による大規模農業経営が世界的に主流になる中で、小規模な土地所有者が大幅に増加した日本の農業は、大規模経営が難しく、先進的な農業の担い手となり得る中核的農家が育たなかった。また、都市化優先政策と食官制度温存による米優先農政により、次第に日本の農業は国際競争力を低下させていったと言われております。

そこで町長に、これは経済部長の答弁でも構いません。農地解放以来、今日まで農林水産省は米づくりにどんな政策を採ってきたか。ここから今後の展開・展望を考え、今後水田はどういう形態になっていくと思うか。農作に従事する人口は増えるか、減るか。それらは大津町にどのような影響を与えるか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の農政関連の問題でございますけれども、我々農業は基盤産業という位置付けでこれまで対策を取ってきたわけでございます。先代の前の町長、大塚町長が農業基盤をしっかりとやろうということで進められた、その基盤整備が今、もう30年以上も過ぎておるといような状況で、今後も改修を検討しなくてはならない状況でございます。もちろんそういう中で、それぞれの農業のコスト削減や集団化関連等で進めてきておりますが、もちろん今後の国の施策2年目となっております戸別所得保障制度というものがなされておりますので、このような規模拡大あるいは担い手育成に効果があるものと思うとともに、今後の農業の自給率向上にもつながってくるんじゃないかなというふうに思っております。詳しくは、農政部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。坂本議員の質問の中で、戦後間もない昭和22年に農地解放制度が開始され、国の農業戦略や施策の中で米は重要な作物であり、これに対する各種施策として、農業基盤の整備、機械の共同利用、作物の所得保障、転作制度など、全体的に食料自給率の向上と国民生活へ安心な安定的供給を求めて、食料管理の面から重要な位置付けで対応されてきました。現在は、農地解放制度から市場原理制度へ、そしてTPPなどでの関税廃止などの多くの問題に発展しています。民主党への政権が交代し、今までの生産調整に加えて、自給率の向上を新たな目的とした戸別所得保障制度が開始されたところです。町の現状は、水田面積815ヘクタール、生産水量目標450ヘクタールとなっています。今年度の戸別所得保障制度の加入者は、集落営農を含め396戸、米作付け面積400ヘクタール、そのうち戸別所得保障260ヘクタール、麦323ヘクタール、大豆144ヘクタールとなっています。質問の中で、水田はどういう形態になるかと思う中で、

水田地域は昭和53年から基盤整備事業を実施し、現在迫井手地区基盤整備60ヘクタール、25年度までに完了予定です。真木矢護川地区水田につきましては80ヘクタールを推進中であります。水田は米生産のみならず地下水涵養も重要な位置付けでありますので、関係団体や機関と協議しながら、自然環境の保全と有効活用を推進し、耕作放棄地等の増加をさせないように推進していく必要があると考えております。

次に、2番目の質問の中で稲作に従事する人口は増えるか、減るかですが、現在の農業従事者数は水田に限らず、野菜、畜産も含め農業従事者の高齢化や農業後継者も減少傾向で推移しております。これからも減少するのではないかと思います。これは、町にとって大きな課題でありますので、その対応策として集落営農や共同機械利用を中心とした担い手育成、また都市化による省力化支援を推進してきたところであります。現在、白川中流の17集落営農組織を一つの法人組織として設立し、法人化による合理化推進をしたいと考えます。それは、大津町にとってどういう影響を与えるのか、水田の荒廃や農業従事者の減少は、町にとって大きな影響を及ぼしてくるものと考えます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 本来、この農業というのは、先ほども申しましたように、戦後の農地改革から始まっておりまして、大きなこの国の施策の問題であるわけですが、これが日本全国ずっとその影響を受けてきたわけでございます。その何と申しますか、大きな改革、大きな改革というのは今で日本では室町時代から戦国時代に移り変わっていくときの織田信長を中心とした改革、それから明治維新の改革、これは藩を県に変えてしまったわけですから、大変な改革ですね。幕府を倒した薩摩、長州、ここが本来新しい幕府をつくってもおかしくないところを、それを捨ててまで違い組織をつくった、ものすごく改革だと思います。それから、この戦争に負けた後でのマッカーサー改革、これで3つで共通しているのは、これはある人が強い力をもって、いわゆる独裁ですね、押し進めないと大きな改革はできないでしょうということを示しているんだと思います。だから、今この日本の農業の農地改革以後、この体制はずっと続いているわけです。続いているからこそ、小規模土地所有と協同組合という考え方がずっと続いてきた。また、そういう組織がずっと続いてきている。今問題になっているこのTPPの問題、これはその日本の現状と、それから世界、めまぐるしく動く世界の動き、これに日本政府が対応してこれなかったと。これは対応してこれなかったというのはどういうことか。だから民主主義ですね、これが改革できるかどうかと、非常に私は疑問だと今思っているわけです。しかし、いずれにしろ私はTPPがいいとか、悪いとか言っているのではありませんけれども、しかしながら世の中はいいほうに、いいほうに少しずつ改革、改善していかないことには、時代は止まってしまう、世の中動いているわけですから。これは、日本人の気質の問題と思うんですけれども、保守的にですね、非常に。一度決まってしまうたらなかなか動かない。これは、日本の法律もそうですね、大津町の条例もそうですね。決めるの大変だけど、決まってしまうたらなかなかそれを廃止するのは難しいと。日本国憲法も、一度決まったらこれを一度も変えることはない。時代はぼんぼん変わっている。しかしながら、昭和23年だったですか、ごろの考え方がずっと、今これは憲法ですと続いているわけです。ドイツは、何回もそれは時代に応じて変えていっている。日本というのは、そ

ういうふうに大きく変えるということが難しい国なんだなと、国民性なんだなというふうには感じております。

そこで、私は今まで何回か海外旅行をしまして、その車の中から、バスの中から、その国その国の大地を見ていきますと、大体において山は少なく、平地がずっと続いており、地平線まで畑だと。これは畑ですから、小麦とか大豆と言ったほうがいいかもしれませんね。米とはちょっと違うんですけどね、ずっとその地平線まで畑が続いているわけですね。そう思って、今度は逆に日本はどうかと。日本はその70%が山林であるということ。それから、この前もその都市対抗野球の応援に大阪まで新幹線で行きますと、あそこの中国地方になりますかね、ずっと、新幹線で大阪までいくと左側ずっと山が続いている、右側はずっと瀬戸内海、その間の少し拓けた平地を新幹線が走っていると、これがざっぱに言えば日本の姿なんじゃないかなと。この前私たちは経済建設委員会で四国に行きました。四国で、上勝町で葉っぱを売っているところに行きました。確かにそれは成功しているように見えますが、しかしながら85%が山林であり平地は少ないところ。とても農作物をつくっていくというふうな環境にはないと。ないからこそ、みかんを特産品としてそれで生計を立てていたけれども、寒波がきてみかんが枯れたと。仕方ないから何かせんといかんということで、木の葉を料亭に売るといふようなことを思いついたということでやっているわけなんですけれども、これは大なり小なり日本の国自体、国土自体と似ていると思います。やはりその日本の国は平地が少ないですから、私はとてもこれは農業に適したところだとは思っておりません。だから、頭を使いながらいろんな農作物をつくってやっていっているわけなんですけれども、その中で、その水田というのはよその大地は、よその国の大地は水が少ないですから、水田はあんまり適しているとは思いません。ただ、タイとかあっちの東南アジアのほうはものすごく水が豊富ですから、それは大々的にやっておりますけれども、だけど日本の場合は山が多くて、山が多いということは水が多いということでありまして、その水を利用して、灌漑をして、水田をつくってやってきたというのが日本の農業の姿ではないでしょうか。我々は、ここで基本に立ち返り、大津町、そしてまた国の姿がどういうふうに農業は変わっていかなければならないかというのをみんなで考えんといかん時期に来ているんじゃないかなろうかと。さっき申しましたように、農業政策というのはそういうふうな小規模土地所有者と協同組合というのを基本的にやってきておりますから、これを認定農業者制度をつくって、集落営農をつくって、脱却していこうというふうな動きであるわけですが、しかしながらその動きは早いとは言えない。非常にゆっくりとしたスピードで進んでいるのではなかろうかと。とても世界の動きには着いていけるスピードではないなど。私たちは先ほど申しましたように、その辺一人一人が十分に考えながら農家の所得を守り、そしてまた世界とどうやって渡り合い、また日本が生きていったらいいかを考えていかな時期に来ていると思います。

以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時から開会します。

午前10時48分 休憩

△

午前10時59分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問の第1点目は、後期高齢者の皆さんの健康対策であります。いわゆる75歳以上の方の医療制度であります後期高齢者医療制度の内容について質問をいたしますが、ご承知のように3月11日の東日本大震災で、まさに戦後未曾有の大災害、そして国を挙げて復興に取り組まなければならないというのは誰もが考えるところであります。その復興財源をめぐって、今、政府のほうでは税と社会保障の一体改革が打ち出されておりますが、被災地の復興のために国民が何らかの負担を、いわゆる増税に応じるのはやぶさかではございません。しかしながら、今、民主党政権が進めているこの改革は、つまるところ庶民に対する増税と社会保障の大改悪がまさに一体に進められようとしていることを指摘しておかなければならないと思います。簡単に申しますが、これが実施をされますと今後15年間で11兆2千億円、我々国民、庶民、また法人税の減税の恩恵にあずからない中小企業に対して11兆2千億円の増税がかぶってくる。その財源がそのまま復興財源に回れば、確かにまだ許されるところであります。同時に同じ15年間で莫大な利益を増やし続けている大企業に対して、同じ期間に12兆円減税が行われる。つまるところ、庶民に増税をしても、それ以上に大企業に減税が回り、復興のための本来の財源は帳消しになってしまうということを指摘しておかなければならないと思います。そこで、具体的な問題として、後期高齢者医療について、その改善のために質問をするわけですが、この75歳以上の医療保険制度は、できた当初から姥捨て山制度と言われてまいりました。なぜ姥捨て山という大変ひどい言葉で表現されるか。その由縁は、75歳以上の高齢者の人数が増えれば増えるほど、保険料がそれに比例して増えていく。つまり、高齢者の負担が増えていくという制度となっているためであります。その批判を交わすために、現在は時の政権の選挙対策のために保険料の大半は特例措置として多くの方々が本来納めなければならない保険料の9割が減額免除されているわけです。つまり本来の法律どおりに実施されれば、低所得者の高齢者の医療費は現在の10倍に跳ね上げる、それがこれから高齢化が進めば進むほど保険料が自動的に引き上がるという、本当にひどい内容となっているわけでありまして。また、姥捨て山制度と言われる2番目の大きな理由であります。74歳までの一般国民と75歳になった途端、医療保険の内容に差別に持ち込んだことあります。差別をつくるために、わざわざ別立ての医療保険制度をつくったということです。特に今日質問いたします後期高齢者の健康診断、とりわけ人間ドック助成制度を打ち切った、このことがいわゆる後期高齢者に対する差別制度の典型であると言わなければならないと思います。私は、同僚議員の推薦をいただいて、今、県単位で運営されております後期高齢者医療保険広域連合の議会に議員として出席することができました。大半この広域連合の議員の皆さんというのは、大半が熊本市長の幸山市長をはじめ、そうした首長の皆さん、あるいは議長の皆さん、どちらかといえば大変えらい人たちが議会の議員の大半を占めているわけでありまして。しかしながら、広域連合、各市町村で行っていた高齢者医療を熊本県全体でまとめれば運営がうまくいくといううたい文句であったわけでありまして、

この広域制度の運営には、まさに人間としての血が通っていない、そういう冷たい制度となっていることを指摘しなければなりません。この県単位の広域連合、簡単に言えば私たちの大津町、こうした市町村が窓口となって、高齢者の皆さんの年金から保険料を天引きする、あるいは年金がうんと少ないひとは納めてもらう、こうした保険料を市町村がかき集めて県の広域連合に納める。広域連合は集まったお金を、いわゆるコンピュータ、パソコンを使って金のやりとり、そして医療機関から回されてきた支払いに対応をするという、まさに金の計算をやっているのが広域連合となっているわけであり、そこには、最も大切な高齢者の皆さんが元気で、どうしたら長生きしていくことができるか、そういう観点がないと言わざるを得ません。この制度ができて、姥捨て山批判が出たあと、いや、長寿を願う保険なんだという言い訳が盛んになされましたが、実態は高齢者が健康で長生きを喜ばれる、そういった施策が全く軽んじられている、考えられていない、そう言わざるを得ません。そこで、具体的には健康診断、これはいくつになっても健康診断というものは必要な制度であります。その受診率が非常に低いということでもあります。現在、厚生労働省のほうでは、この高齢者の健康診断目標を20%と設定がなされております。ところが、熊本県の受診率は県全体で8.9%、国の目標の20%の半分も行っていないわけであり、全国的にも、じゃそういうものなのだろうかということで調べてみたら、受診率で一番高いのは東京都の55%が受診されております。次いで、富山、群馬、埼玉、香川、いずれも40%から30%台の受診率となっております。ところが熊本県は9%にも達していない。さらに問題なのは、この九州8県の中で熊本が九州の中で最低だということでもあります。一番高いのは沖縄県で27%であります。次いで、大分、宮崎、福岡、鹿児島、佐賀、長崎、熊本が最下位ということです。そこで、受診率を本気で上げる考え、具体的対策が必要だと思うわけであり、ちなみに、大津町の健診受診率は県平均をわずかに上回って、10.9%となっております。高齢者の方々が、まさに元気で長生きをしてもらうためにも、この受診率を引き上げる対策は、まさに自治体の熱意が問われていると思うわけであり、さらに、この熊本県内市町村を見ても、一番高い受診率は人吉市が1位であります。23.7%であります。2番目が合志市、18.5%となっております。大津町は県内では10位、10番目となっております。

そこでまず、なぜ受診率がこんなに低いのか。その問題点を指摘しておきたいと思います。

第1点目は、この高齢者の健康を気遣う対策を立てる、この仕事を担っているのが保健師の皆さんの仕事かと思えます。では、大津町のこの保健師の人数が十分かと、あるいは平均以上になっているか、このことを調べてみましたが、残念ながら大津町の保健師は人数が非常に少ない、逆を言えば非常に少ない人数で頑張って10番目まで引き上げているということも評価することもできます。保健師の人数ですが、受診率が一番高い人吉市では11人の保健師がおられます。人吉市の人口は約3万5千人と、大津町と大差はない人口の中で11人。一方大津町では、保健師が6人あります。しかも6人のうちお一人は老人ホームに配属されておりますので、全体的な高齢者の健康を気遣うという点では実質5人だと言わなければなりません。つまり人吉市の半分の人数で業務にあたっておられるということです。さらに、合志市では人口が5万5千人であります、保健師は12名おられます。それから、菊陽町、お隣の菊陽町でも人口は3万7千人と大津より多いですが、保健師数は8名の方

がおられます。今言いました人吉市、合志市、菊陽町、いずれも大津町よりこの健康診断の受診率が高うございます。人吉が1位、合志市2位、菊陽町が6位ということであります。

それから、いわゆる行政改革、行革、行革ということで人減らしが盛んに進められておりますが、保健師を増やすと金の無駄だというばかりの話がよくされます。しかし皆さん、保健師を増やして、高齢者が元気で長生きをしてもらおうと同時に、結果的にはそのことが医療費の節減につながるということであります。熊本県内で医療費が一番高いのは熊本市、ダントツであります。高齢者1人当たり年間106万9千円医療費がかかっております。大津町では92万1千円、約8万円大津町のほうがお1人当たりで少なくなっております。

そこで、健康診断を受ける人が多ければ多いほど、医療費の節減につながっている、このことを計算してみました。熊本市は人口政令都市でとても比較になりませんので、熊本市以外の県内の市、この辺では合志市、菊池市とありますが、県内の市が8つございますが、それに人口が急増しております我が大津町と菊陽町、この10の自治体で比較をしてみましたら、結果的に受診率が高い自治体ほどお1人当たりの医療費は低くなっているということであります。先ほど申し上げました受診率が一番高い人吉市では、医療費が県内では2番目に少ない、低くなっているということです。また、合志市は受診率で2番目ですが、医療費は7番目に少ないということです。全体的に見ますと、受診率が高い自治体ほど医療費は少なく済んでいるということであります。

そこで、町長に提案を申し上げます。予防医療、この健診率をせめて20%、今の10.9の2倍に引き上げるという努力をするべきではないか。併せて、実はこの75歳以上になりますと健康診断の負担が広域連合で県内ではお一人800円になっております。わずか800円と誰もが考えるかもしれませんが、実は九州8県の中で自己負担を取っているのは我が熊本と福岡だけであります。あとの5県はすべて無料で健康診断を受けることができます。しかも、福岡県はお一人500円、熊本は受診率は一番低いけど、負担金は一番高い800円、まさにここに如実に示されているのではなかろうかと思えます。ちなみに、九州で受診率が一番高い沖縄県ですが、この沖縄県は数年前までは自己負担があった。受診率も16%程度であったそうではありますが、ここ沖縄県は検診料を全て無料にして、さらに各個人個人が医療機関に予約をして、病院で健康診断が個人で受けられる。もちろん医師会との協議の上ではありますが、集団検診も確かに必要で、効果的ではありますが、県では個人で病院に予約して健診ができるように改めた結果、現在10%受診率が引き上がって27%であります。大津町が20%まで引き上げるにはいくら財政が要るかということではありますが、現在75歳以上の方が3千341人町内におられます。お一人800円で全員受けたとして267万円であります。ですから、受診率が20%であれば、わずか53万円町が負担をすれば町内の高齢者の皆さんが無料で健診を受けることができるわけであります。53万円の財政を惜しむのかどうか。本当に本気で高齢者の長生き、健康で生きていける、そこに熱意があるかどうかの差ではなかろうかと思えます。

そして2番目に、保健師の体制増員が必要であるということであります。先ほど申し上げましたように、大津町は実質5人の保健師で3千341人、保健師は高齢者だけではありませんので、大変な業務量をこなされていると思えますが、少なくとも現在5人を菊陽町なみに8人体制、これが平均的

な数字みたいですが、少なくともあと3人ほど増やさなければ、平均並みには体制が整わないということですが。つまり、保健師の増員を求めたいと思います。

そして3番目に、人間ドックの実施と助成の必要性であります。この後期高齢者医療制度ができてから、それまで年齢制限なしに人間ドックの助成があったわけですが、まさに医療差別といわんばかりに75歳になったら人間ドックは必要ないと、枯れ木に水をやるようなものだと言ったと国の大臣がいつか言いましたが、とんでもないことだと思います。74歳以下の国民との医療の差別をなくす、このことが必要だと思います。この人間ドックの助成制度であります。実は後期高齢者の議会で聞いた中ではっきりしたわけですが、国・厚生労働省は、この姥捨て山批判の中で、75歳になっても人間ドックを受けられるように市町村がこれを取り組めば、国の財源からお1人当たり1万5千円、これが市町村に支給をされる。つまり町は1円の持ち出しもなく1万5千円の財源が国から来て、人間ドックの補助金として使うことができると、こういう制度があるにもかかわらず、実は一昨年までこれを実施してきたのは菊陽町だけあります。なぜこんないい制度があるのに、なぜ市町村はやらないんだということで、後期高齢議会で聞いたところ、各市町村の担当には説明はしてあります。市町村が手を挙げない限りはできないんですと、何とか、まさに役人・官僚根性と言わなければならないと思います。あきれかえる次第です。市町村の担当がさぼっていたとは私は思いません。だって菊陽町しか手を挙げなかったわけですから、ほとんどの市町村は、それをきちんと理解をしていなかったということになるかと思えます。ですから、直ちに74歳以下の人たちとの差別をなくして、75になっても人間ドックを受けられる、補助金を出すという制度をスタートするべきだと思います。ちなみに、全国的にも調べましたが、全国の多くの自治体でこの制度が実施され、私は以前暮らしておりました埼玉県では、県下全市町村でこの1万5千円だけではなくて、市町村がさらに上積みをして、比較的小さな美里町というところでは、お1人当たり2万5千円の助成金を出して人間ドックを実施しているそうであります。ですから、私はまさに大津町としても1万5千円に上積みをして75歳以上の方に人間ドックを受けられるように直ちに改善をするべきだと思いますが、町長の見解を求めるものであります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の後期高齢者の健康対策についてのご質問でございます。大分議員としていろいろ勉強をなされているようでありますけれども、大津町につきまして、今、いろいろとお話っておりますように、大津町の後期高齢者75歳以上は大体3千400人近くおられます。そのうち要介護認定者が1,152人おられるわけですが、平成18年度から毎年100人近くの後期高齢者が増加している、大変長生きされるということは大変うれしいことですが、議員心配されるように健康をどう保持していくかというのが大きな課題でございますので、議員おっしゃるように、保健婦やあるいは特定健診の800円の負担の問題、あるいは人間ドック関係の負担金の問題、これ県の広域のほうで健康増進補助事業という補助がありますけれども、これは大体1万5千円、そして町村が1万円、限度額2万5千円の補助という形になっております。しかし、我々としては、議員おっしゃるように74歳以下との健診の格差というか、そういうものを考えると、健

康健診では7千700円かかりますけれども800円の個人負担。しかし、これについてもし町が見ることになれば、町がまた県の連合のほうにその分納めなくちゃならないんじゃないかなと思いますけれども、県のほうの予定目標としては30%近く上げておられますけれども、大津町の受診は10%ちょっとでございますので、3千400人のうち340人が受けておるといような状況です。計算しますと50万円近くの問題でございますけれども、しかし我々としては、それと、それを受ける人と、人間ドック関係についても補助を出したとき、菊陽は62名ぐらい昨年受けておられますけれども、1万円補助ということになると62万円ぐらいになりますけれども、結局我々は受けられる、人間ドックについての検査項目は多うございますけれども、大体2日間のドックで5万円以上ぐらいかかるかと思っておりますけれども、その2万5千円の補助のうち残りの半分ぐらいは個人負担というような形になります。議員おっしゃるように大変厳しい時代でありますし、年金からその金額が出せる人と出せない人が出てくるんじゃないかなと。そういうことで、我々としては今まで特定健診をしながら、そして保健婦の指導を仰ぎながら健康増進というか、そういうものやっていたいというふうに検討してきたところでもあります。議員ご指摘のとおり、大変うちの保健婦は頑張っております。しかし昨年1人採用しておりますし、また今後については、例えば町民交流センターにおける健康増進を図るとか、あるいは体育指導とか、そういういろんなものが今検討をしなくちゃならないときに来ております。そういう中において、今後については保健婦を雇うとともに、健康の体操できる指導ができるような人を雇うかというふうないろんな形で、まずは病院、健診にかからない方法を我々としては考えていくのが一番じゃないかなというふうに思っております。そのような健康に対する想い、そういうものを我々としては住民の皆さんの意識をしっかりと高めるため何をチャンスというか、機会を与えてやる必要があるのかというのが一番課題じゃないかなというふうに思っておりますので、そのような対策もしっかりと取り組んでいかななくちゃならない大きな問題というふうに思っております。ご指摘のように、大変人間ドックをはじめ健診、そしてまた保健婦の増を含めながら、後期高齢者の皆さんの今後の対応というのは、もう今申しましたように、毎年100人増しておるといような形でございますので、そういう意味におきまして、私たちもどのような対応ができるかというふうなことに對しての増員なり何なりを検討していかななくちゃならないというふうに思っております。そういう中で、我々は町民の健康のためにどうあるべきかということを考えなくちゃならない。そのために、今の状況の関係についてもいろいろと資料をいただいておりますけれども、本当に被保険者、例えば大津町で3千341人、菊陽は2千853人というふうなことで、どう受診率に関係しては我々は10.9%ですけれども14.6%と。医療費が少ない額としては、菊陽町は10番目で大津町は4番目というふうな結果も出てきているようでございますけれども、どのような形でこのような医療費が少なくなるような形をどんどんと進めていかななくちゃならんと思っておりますけれども、今の状況関連等については、また福祉部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員ご質問の後期高齢者の健康対策の現状等につきましては、先ほどおっしゃいました健診率の目標と実績につきましては、現在、後期高齢者医療については熊本県の後

期高齢者医療広域連合会が保険者となっておりますので、特定健診につきましても広域連合が事業主体となって、市町村ごとに健診率の目標を設定してあります。町のほうは広域連合と熊本県後期高齢者医療健康診査業務委託契約書を締結いたしまして、健診事業を実施しております。町のほうにおきましては後期高齢者医療保険証の発送時にパンフレットを同封いたしまして、健康管理についての啓発をしたり、また別途健診希望調査を行いまして、各地域の巡回健診時に受診の機会を提供し、健診の受診率アップに努めているところでございます。健診率の目標と実施の状況につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まっておりますので、当初が目標21.87%に対しまして実績が11.44%、平成21年度が目標21.86%に対しまして実績が12.93%、平成22年度が目標29.1%に対しまして、先ほどおっしゃいました実績が10.86%となっているところでございます。受診率が低い状況と向上対策につきましては、目標達成の率が低いことにつきましてはいろいろと要因はあると思われませんが、主な要因に75歳以上の高齢者につきましては、医療機関に受診される機会が多いことが一番の要因と思われれます。先ほどの健診表のお話ございましたけれども、7千700円のうち800円の一部負担があるということも健診率が低くなっている要因とも思われれます。今後の受診率アップの取り組みにつきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合会を構成している市町村会議等におきまして、意見・要望等を伝えるなど、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、人間ドック実施と助成の必要性につきましてでございますけれども、後期高齢者の人間ドックにつきましては、先ほど言われました熊本県後期高齢者医療広域連合健康増進事業方針の中に費用助成制度がございますので、県内の3自治体ということで、菊陽町、益城町、芦北町が平成23年度実施されております。今後につきまして、健康づくりにつきましては、先ほど町長答弁がございましたように、健診に伴う人間ドック助成制度の活用や受診率向上に向けまして検討してまいりたいと思っております。

それから、熊本県後期高齢者医療健康支援訪問事業実施というのがございまして、後期高齢者のほうでも保健センターの健康訪問相談員が対象者の方について訪問等を行いまして、健康づくりなどの指導を行っているというところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 75歳以上になりますと、確かに病院にかかっている人が多いというのは事実であります。しかし、だからこそ予防医療に力を入れるということで、実際、統計を見ましても健診費用を無料にしているところのほうは圧倒的に受診率は高い。これは、事実であります。しかも、50数万円の金を惜しむのかどうか。その結果、医療費が上がっていったら、またもとのこもないということになります。つまり広域連合というのは、とにかく医療費を安上がり、安上がり、病院に行かせないと。そこには、元気で長生きを願うという血が流れていないと言わざるを得ません。元気で長生きをしてもらうために、より多くの方が受診をしてもらうという観点が必要だと思います。

それから、保健師の増員、いろいろ町長おっしゃいましたが、はっきりと増やすとはおっしゃって

いない。少なくとも大津町の保健師の人数が少ない、少なすぎる、この事実を認められるかどうか、お尋ねいたします。

それから、人間ドックであります。一部負担金を出せない人がいるから、みんなに援助しないなんというのは、とんでもない逆立ちだと思います。出さない人があるんだったら、その人にはもっと援助をすればいいわけです。特に人間ドックにかかれる方は、75を過ぎても結構元気な方がほとんどであります。元気な方がさらにその元気を持続をしていただくために受けるのが人間ドックであります。しよっちゅう病院にかかっている人は人間ドックに行くことは、まず考えられません。しかも、国の予算で1万5千円は確保できるわけですから、それに町が、例えば菊陽町が60人受けておりますが、1人1万円上積みしても財源の持ち出しはわずか60万円であります。つまりこれは金の問題ではない、高齢者の皆さんの医療を差別してはいけない、元気で長生きをしてもらおうという、その血の通った気持ちがあるかどうかにかかっていると思いますけど、もう一度、町長答弁をお願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 800万円の負担の関係等についてと、あるいは保健婦の不足関連等について、あるいは人間ドックの関係等については、今後十分検討しながら考えていかなくちゃならない。それはやっぱり、先ほど申しましたように毎年100人以上の方が後期高齢者になっておられるということでございますので、議員言われるように人間ドックは健康の人がまさしく受けられるでしょうが、その辺の状況把握をしっかりしながら、今後の検討にしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この75歳になった途端、医療に差別を付けるというのは、まさに人権問題であります。私はよく人権問題でやりあいますが、まさに人間を年齢によって差別をしてはいけない。さらに、本当に高齢者を敬い、本当に元気で長生きをしてもらおうという気持ちがあるかどうかにかかっていると思いますので、さらにこの問題、続けて追求をしてまいりたいと思います。

時間もございませんので、次に移ります。

第2問目の介護保険の保険料とサービスについてであります。来年度の保険料の改定見込みはどうなっているか、サービスは維持・改善されるか、要支援者のサービスは継続されるかということですが、既に全員協議会で中間報告書をいただいておりますので、時間もありませんので、これまでの今年度まで基準額は月額4千800円の介護保険料が試算では5千95円から、さらには約5千200円になるという計算が出たということですが、まさに介護保険ができた当時から我々が指摘してきた懸念がますますひどい状況となってきているかと思えます。つまり、高齢者の人数が増えれば増えるほど、サービスが増えれば増えるほど、際限なく保険料が引き上がっていく、この心配が実体化しているわけでありまして。5千円を突破するような保険料が、とりわけ国民年金では平均でも5万円、女性にいたっては4万円台の年金しかないのに、ここから介護保険料、さらには後期高齢者医療保険料が天引きをされていく。実は、今、消費税の増税問題が論議されておりますが、消費税が3%から5%になって、本来であれば社会保障が改善されるかと思ったら、ひとつも改善はされなくて、社会保障は悪くなる一方であります。消費税は増税で財源が増えたが、ほぼそれに見合う形

で大企業に減税がどんどん拡大をされ、消費税増税分の財源がまったく帳消しになってしまった。それをまた今後続けようとしている、本当に許せないことだと思います。

そこで、課長にお聞きしますが、来年度から介護保険が見直しされますが、サービスが維持改善されるか、この点が非常に心配であります。とりわけ要支援者、要支援者1、2というふうに、それより重くなると要介護になりますが、要支援者のサービスを政府のほうでは打ち切って市町村任せにしようという答申が出されているようですが、この点についてどう認識をされているか、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の要支援1、2の件でサービス維持改善ができるかということでございますけれども、この件につきましては、現在、全般的にご存じのように、国の社会保障審議会ですらいろいろご検討をされているところでございます。現在、サービス維持改善、それから要支援者等のサービス継続につきましては、今年6月に改正されました介護保険法等の一部改正する法律では、まず、一番に医療と介護の連携強化と、それから2番目に介護人材の確保とサービスの質の向上、3番目に高齢者の住まいの整備、4番目に認知症対策の推進、5番目に保険者によります主体的な取り組みの推進、6番目に保険料の上昇の緩和が盛り込まれておりまして、一部は公布日から施行されている状況でございます。

お尋ねの要支援者の関係につきましては、まだ現行案ということで、いろんな生活総合支援事業とか、そういった面での関わりが非常に多いかと思っております。今後その辺のところにつきましては具体的に利用者の方のサービス低下につながらないようなことも必要でありますし、両面でのいろんなご意見が出ているかと思っておりますので、今後国のそういった面での動向を注視しながら対応をしていきたいというふうに思っております。しかしながら第5期計画におきましては、現行の介護サービス、それから要支援者等へのサービスの継続については、また先ほど申しましたように具体的な情報があっていませんけれども、できるだけ現在の天津町としてのサービス維持ができるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても国の動向に対応してまいりたいというふうにおもっております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 来年4月から介護保険料の大幅見直しがされるというのに、政府は今に至っても具体的な内容を示さない。しかし、各種の審議会では様々な改悪が答申されている。本当に許せないことだと思います。とりわけ要支援者のサービスをもし打ち切ったとしたら、まさにその金を国を惜しもうとしているわけですが、介護予防が軽視されればされるほど、結局介護度が重くなってしまふ。先ほどの後期高齢者の検診も一緒であります。予防に勝るものはないと。そのことによって、元気で長生きをしてもらうという観点がますます大切になってくると思います。この問題については、さらに追求をしてまいりたいと思います。

3番目に、住宅リフォーム助成の実施についてお尋ねをします。議会でこの住宅リフォーム助成制度の導入を求めるということで可決をしていただきましたが、私は町民の暮らしの応援、併せて地元業者の仕事確保、地域経済の活性化、これに役立つ制度ということで、一刻も早く制度をスタートさ

せていただきたい。しかしながら、県内でいくつかの自治体がこの助成制度を始めているようですが、私はつくったけど魂が入っていない、そういったものも見受けられます。そういう意味で、佐賀県では、九州では初めてであります、県が先頭に立ってこの制度をスタートさせた、10月からあります、3年間で20億円、1年当たり7億円の予算を確保して始めると。この制度の概要は、リフォーム工事を町内業者が行えば50万円以上の工事に対して工事費の15%を助成する。これは限度額が20万円であります。それに併せて耐震改修等を行えば、さらに20万円の助成を行う。最高で合わせて40万円の助成制度であります。残念ながら我が熊本県政はこういったことに目を向けようとしますが、注目すべきは、佐賀県は県が行うと同時に市町村がさらにそれに上積みをしているということであり、小さな町、町段階でも、さらに10万円から20万円の助成金の上積みをするということです。まさにそれほど地域経済の活性化に役立つと思われると思います。町長のお考え、いつから実施する予定なのか、内容についてお答えを願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の住宅リフォーム関連等についてのご質問でございますけれども、この前もご質問されておりますように、大津町の小規模工事等の契約希望者登録制度につきまして、本年9月より実施させていただいております。そういう登録制度の中で、そのような地元の大工さんをはじめ小規模事業者による住宅リフォーム補助制度というのを実施すればというふうに考えておりますが、まずもって、前の議会のときもお話ししましたように、町有林関連等の活用をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。そういう町有林の活用関連等についても、今、森林組合のほうに森林認証事務を申請させていただいております。そういう中で、この認証についても長年の時間がかかるようでございます、活用するためには。しかし我々としては町有林の間伐関連等についての資材をしっかりと原木なり材を提供するような方法を検討してはということで、今まで検討させていただいておりますので、しかし、リフォーム関係について限度額20万円とか、そういうような形の中で、どれぐらいのリフォームができるかというような問題もございまして、そういう中で我々としても町有林の活用関係は無料でもやってもいいんじゃないかなというような検討で今進めさせていただいているような状況でございます。

内容について、また状況について担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 住宅リフォームに対する補助を実施している自治体ですが、全国商工連合会の調査では、今年4月1日現在で、今紹介がありました佐賀県も含めまして40都道府県で約330地区町村から何らかの補助がっております。熊本県内では、議員の質問の中にもありましたが、多良木町が昨年の7月、平成24年度末まで天草市が平成23年度から3年間、山鹿市が今年から5年間と3市町村が実施しています。なお、天草市につきましては、八代市と同様に地元産材の利用促進を第一目的とされているようです。補助を実施している全国の先進自治体で調べてみますと、ほとんどの自治体は改修費の10ないし20%以内で、限度額5ないし20万円程度となっているようです。現在の財政状況を考えると、一般住宅に補助する場合、復興支援、住宅エコポイント、耐震改修な

ど、公共性のあるものにつきましては必要性があると考えられます。なお、国におきましては、国産材の利用率を現在の20%から10年後に50%までに引き上げる目標を掲げております。先ほど町長の答弁もありましたように、地元産材の利用拡大を目的に、森林組合を中心として菊池市、合志市、菊陽町の4市町村、菊池振興局で森林認証の取得を推進しているところです。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 現状はいろいろあるかと思いますが、現状ではなくて、ではいつから具体的に始めるんだということですよ。

それから、これは使い勝手がよくなってはですね、仏さんつくって魂が入らんわけです。実際、山鹿で始めたけど、今から30年以内、それより前に建った家は対象としない。こんなことやっていたらですね、農家の住宅なんかほとんど対象になりません。また、材木の普及は確かに大切であります。残念ながら材木代というのは非常に安いんですよ。工事費に占める割合というのは、ほんのわずかとなっております。私が言っているのは、リフォームをすることによって町民の暮らしを応援する、またバリアフリー等をやれば介護の予防にもつながる、こういうことです。それと同時に、地元の業者がそのリフォームを行うと。そこによって地域で、いわゆる地産地消がぐるぐる回って活性化するというわけでありまして。材木にこだわるのも結構であります。それは現実もちゃんと把握をして、一体いつからやるつもりなのか、やらんのか、やるのか、さっぱりわかりませんので、町長、答弁を願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いつからやるというのは、私のほうも今検討をさせていただいております。これをやる、あれをやるというような、あれもこれもというような形じゃなくて、やっぱり介護とかいろんな形につながる、あるいは低所得者なりいろんな方々の把握をしっかりやりながら、その辺の町民に対する意見を、PRをしっかりやりながら、どういうものやっっていくかというのをですね、やっぱり検討して、その煮詰まった時点でやっっていくかというようなふうに思っておりますので、時期的については、今、約束はちょっとできないんですけども、やる方向で検討をさせていただければというような方向に考えております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午後0時00分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

TPPについて質問したいと思います。TPPについては2回目の質問になりますが、最初の質問のときには、まだ野田総理大臣がTPP交渉参加の方針を示しておられなかったときだったと思います。そして、今回、交渉参加の方針をされましたので、時代が大きく変わろうとしているのではない

でしょうか。ということで、冷静な判断と今後の対応というものをやはり町としても情報収集をしながら、町民の方々に適宜丁寧な説明をしていかなければいけないと私は考えます。中でもこの通告書に書いてありますとおり、TPPへの不信の最たるものは農業問題ということと、それに含まれます食料自給の問題だと考えます。そういったことを町民皆様が心配されているのであるならば、やはり町長はその不安を払拭とまではいかないかもしれませんが、和らげる努力はしなければならないと思います。私はここに11月19日の熊本日日新聞を持ってきております。ここで、特集といたしまして、TPP熊本の視点として特集が組んであります。上中下の、これは中だったんですけども、この中でこのTPPについて町長のコメントが載せられておりました。自治体も悩んでいると。本田熊本製作所が立地する大津町の家入勲町長はとして括弧書きで、震災や欧州危機、円高、タイの洪水と企業は四重苦でありまして、関税撤廃の期待は重々わかります。とって、今の農業では自由化に耐えられないとして区切ってあります。同じく菊陽の後藤町長におかれまして、豊富な地下水があるから企業誘致もできました。TPP交渉参加の入口に立った今も、農業をどう守るのか、具体策が見えないということが載っておりました。これを読んだ、読まれた町民の方々はどう感じられたと町長は思われるでしょうか。私は、特に農業の従事者の方々は不安にかられたのではないかなというふうに思います。そしてまた、TPPに関する資料はたくさんありまして、我が町から県議会議員になられた私の町会議員としても大先輩であります田代県議の質問、TPPに関して、これは田代氏が出しておられる県政だよりというものが送ってきまして、その中で蒲島知事の答弁の中で、やはり蒲島知事も農業の先行きが心配でならないと。我が国の農業の将来ビジョンを示すことが不可欠であると答えられております。問題点は今申したとおりであります、果たしてその将来ビジョンというものが農業が描けるのかという次のステップですね、それに取り組みなくてはならないと思います。実際、TPPがいいとか、悪いとか、私も総合的にいいのか、悪いのかと聞かれたときには、答えが鈍るかもしれません。しかしながら、現在の経済状態、世界の経済を見てみますれば、非常に厳しい状況でありまして、それこそ昨日、週刊ダイヤモンド、私はこれ毎週取っているんですけども、その大見出しがですね、廃業のすすめという特集であります。中小零細企業は、非常に苦しんでいる。ですから、自分の会社を債務超過で人に迷惑を掛けてやめるよりも、もう廃業したほうがいろんな方に迷惑を掛けないでいいんだよと。会社をたたむ方法とか、いろんなものが載っております。そういう時代なんです。ですから、TPPについてどっちがいいのか、私もわかりません。ただ、今の経済状況は非常に厳しいということでありまして。ですから、国民みんなが不安であるわけですから、町長はやはりこの熊日新聞に載せられました答えの内容、こういうものについてしっかりとしたその答えの趣旨は何だったのか、そしてまたTPPが発動されたとしても、私は大津町の農業は必ず守ってみせるというような決意表敬が必要だと思いますので、この質問をしたかぎりであります。まずはその点について質問をいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のTPPについてのご質問でございますけれども、これにつきましてはもう2回目ということで、先ほどおっしゃったように、1回目は我々のほうも不透明なところが

ございまして、心配をしておったのは確かでございます、今回の質問での町政についての考え方というようなことで、先ほど言われました熊日に載ったときの住民の心配についてどう説明責任をするかというようなことも含まれておりますけれども、その後、11月12、13日でハワイにおけるアジア太平洋経済協力会議での首脳会議におきまして、野田総理はTPPの協議に参加を表明されました。しかし、その参加につきまして、どこまで国民の皆さんに説明がなされているかということについても我々は心配でございますし、その後、町村会、あるいは議長会、あるいは全農とか、いろんな形でそれに対する反対集会が行われております。先の全国町村大会におきましても、このようなことを決議しております。全国の町村の多くは農山村地域にあり、長い歴史の中で育んできた独自の文化を守りながら、国土や自然環境の保全、食料の供給、水源涵養と国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。こうした公益的機能は、農山村で暮らす人々がその営みを続けていくことによって築き上げられたものであり、しかしながら町村を取り巻く環境は低迷を続ける経済情勢による収入の減少や基盤産業である農林水産業の衰退など、極めて厳しく、さらにTPPに関する議論の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されています。農山村漁村の地域を支える町村が引き続き、その公益的機能を維持し、住民が誇りと愛着をもって暮らし続けていくためには、財政基盤の強化を図り、必要な行政サービスを確保することが何よりも重要であるということを国のほうに決議をしておりますし、またそこで町村会といたしまして、農林水産業に関することで戸別所得保障等の財源確保等法制化ということで、本格実施2年目となる米、畑作物や林業、漁業への戸別所得保障、直接支払いについては、他の農林水産予算を削減することなく財源を確保するとともに、現場に定着した安定的な制度とする法制化を図ることをお願いし、また農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応、WTOやAPECなどの国際貿易交渉にあたっては、農林水産を犠牲にすることないようにねばり強く交渉を進めるとともに、例外ない関税や規制を撤廃するTPPについて、農林水産業、農山漁村のみならず地域経済、社会そのものの崩壊につながるため参加しないようお願いしたい。農林水産基盤整備予算の復元ということで、農山漁村の再生と国が掲げた食料木材自給率の目標50%達成に向け、平成22年度に大幅に削減された農林水産基盤予算を復元させるよう町村会のほうとしても申し入れをしております。

そのような中で、国は今後の情報といたしまして、農業全般に対する補償事業も今後のTPPの方向次第では相当な予算措置が見込まれ、常に情報を収集し、農業者団体との意見交換を重ねて農業生産基盤整備や担い手との確保育成、JA等の販売拡大など条件整備を大津町としても進めてまいりたいと思いますし、もしTPPに参加し、米や小麦、乳製品や牛肉などの関税が全廃された場合、農林水産省が特別所得保障制度の予算を現行より3兆円程度ほど増やす試算がなされていると聞いておりますが、町農業団体の関係者、JAや畜産農協の担当理事、関係者とのTPPに関する意見交換を行っておりますが、足腰の強い経営の育成が課題ということで、今後についても法人化や組織化を進め、農業用機械の共同利用の効率を図るために、経営規模拡大、コスト削減や労働力削減、農業所得向上には大津ブランドの定着や販売拡大のための戦略をもって踏み込んで進めるという意見も聞いております。そのように、我々としては今後関係団体との意見をしっかりと聞きながら、そして現在の農協、

農業の大津町の状況をしっかり把握しながら、今後の対応について国及び県のやり方とともに町の対応をどうしていくかということを検討を今やっているところでもあります。そういう中で、我々としては農家の関係だけでなく住民の皆さんの意見交換もしっかり学習会を今後やっていながらご理解を得るようにしていきたいというふうに思っております。

農業関係のTPPの問題につきましては、議員もご心配されるように、今後の経済状況が今の大津町の企業関連等についてもなかなか先が見えないというような状況は確かでございます。そのような状況の中で、我々大津町もこれまでの財政基盤は企業に基づいたところで行われておりますけれども、TPPの試算、県の試算によりますと、大津町の農業総所得関連等で70億円のうち40億円近くが減額になるような試算がされております。そういうことのないように、今後、今、JA菊池が香港のほうへからいもや春大根を出荷されておるようでございますので、そのように大津町の農業の強さをしっかり今後ご相談をしながら、そして住民の皆さんのご協力・ご理解を得ながら、TPPに対する大津町の農業の今後について十分説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長ができることはやっているような答弁だったかと思いますが、農業に関する心配ごとは、私、農業をやっていないものでも非常にあります。そしてまた、農業自体の生産性というものを、それだけで割り切ってはいけないものでありますけれども、食料自給率という大義名分の下にいろんな、例えば固定資産税は農地というのは200分の1ぐらいしかかかりませんし、補助金、そういったものも国から5、6兆円ですか、出ているのが現状であります。ですから、その中でも構造改革がなかなか農業は進まないで担い手がない、跡継ぎがない。原因は、明らかであります。所得が低いからです。やはり私はいつも思いますのは、農業所得というものが、やはり子どもを2人というぐらいは、大学に出せるぐらいの所得がないと少子化も止まりませんし、担い手も生まれないでしょう。そういったところが大问题なのに、農業は構造改革がなされてなかったという責任的な問題も今まで国にはあるのではないかと思います。ということで、このTPPについては心配が絶えないわけですが、メリットも十分ある部分は、その産業界によりましては言っているところもあります。

ということで、この町の農業ビジョンというものもある程度示すべきときではないかと思います。その農業ビジョンを町長が計画されるのか、いろんな職員を基にそういったプロジェクトチームをつくって大津町の農業はこうあるべきだというような形で農業保護は必ずやると、守るぞというようになっていくのか心配であります。そういうときに、農業じゃない方々にわかりやすい説明というものはやはり必要でしょう。先ほど申されました説明責任という中に入るかもしれません。ということで、町全体の農地面積による食料自給率、こういったものは現在耕地面積から割り出せば、うちは例えば100%、いや150%あるんだよというような、そういった計算とか、世界的な天候不良とかなくても、大津町は今こういう状況だから皆さんの職を守ることができるんだというようなきちんとした数字的なものとか、それこそ説得力のあるものを、資料を町民の方々に提出をしていただきたい。そういったものを明らかにしないから、町民の方々、我々議員も含めて知恵を集めることができない。

こうしたらどうだ、ああしたらどうだ、そういったことができないんですね。農業というものは、我々農業に携わってないものにしましては、閉鎖的な部分というものが結構あるんです。しかし守らなくてはならないというのは、皆さんこれは国民として当たり前のことです。ですから、そういった情報公開も含めてですね、もう町の今の農業の状況というものをきちんと知らしめて町民の皆さん方の安心につなげるという方法に持っていくのがよろしいかと思っておりますので、その点について再度質問したいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 我々としても、本当に説明責任というのがなされていなかったと思っております。ただ、畜産農家関係とか、J A関連等々については担当のほうで十分お話し合いをしておりますけれども、やはりこれについては、議員おっしゃるように、住民の皆さんの理解も必要であるというふうに思っております。ということは、T P Pになられた、参加されたときに関税が外されて安いものが入ってきたときに、やっぱり我々としては安いものに飛びつく可能性があります。ただし、それにはやっぱり食の安全・安心のための残留とか、添加物とか、いろんな問題もありますけれども、その辺の規制緩和というのがB S Eの問題でもアメリカで20カ月というのが今回はまた5年過ぎて起きてないから30カ月という、そういうような形で、次の段階を打ってこられる可能性もあるというふうに思っております。そのために、大津町の農業がどうあるべきかということについては、今、担当部長のほうにその状況把握をしっかりと、その対応と、それからその辺の資料が出たときに、議員がおっしゃるように関係の皆さんの委員会とか、そういうものの対策委員会を創り上げるのが必要ではないかなというふうに思っております。もちろん、今までがなかなかその辺のいろんな検討委員会ありますけれども、そういう審議会というのがありませんでしたので、今後についてはその辺の把握をしっかりとしながらやらせてもらいたいというふうに思っております。そういうことで、今、状況について把握をさせていただいているところでございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問しますけれども、しっかりとその根拠たるものを示していただきたい。一般質問をするにあたって、私はいろんな新聞の切り抜き、ここにたくさん持ってきております。集めます。そして、いろんな大学教授の方々やいろんな大手の企業の社長さんの方々、そういった方々の意見を聞いて勉強します。やはりですね、その農業の改善する余地はあるんだよというものは、やっぱり指摘する人も多いです。ある教授あたりは、過去にイギリスと北海道の酪農の生産性を比べたらしいです。そのときに、北海道の生産費は英国の2倍だったということですね。理由を調べますれば、例えばその酪農の畜舎の建設費や肥料、農薬、生産資材の価格差というものが7割を占めていたということで、予想よりも今度はやっぱり高い材料でつくるから高くならざるを得ない。しかし、これがおもしろいもので、T P Pとか、そういった世界のグローバルな経済が課税されなで行われた場合に、そういった資材関係の下落、安くなって安価に農業生産ができるということも考えられますし、昨日の新聞によりますれば、これは日経ですけども、日中間のF T A、これは自由貿易協定であります。こういったものも発動されますれば、これはやはり乗り遅れるわけにはいかんという

部分もやっぱり出てきます。ですから、しつかりと、今はいろんな形で意見が出ておりますので、私もまとめきれません。何がいいとか言われませんが、町長におかれましてはしっかりと町民の不安を払拭するように努力していただきたいと思います。

では、2問目に移りたいと思います。これは、1問目にもかなり関係してくるものだと私は思っておりますが、資産向上計画ということで、なかなか永田が大きく出たなというような感じがありますけれども、私は最初に言いました大津町には一体農地はどれだけ必要なんだろうかということも言いました。そういったところを整理整頓しなければならない。ただ単に大規模化するだけとかいうのでは、効率は本当はよくないと思います。やはり国全体のレベルから大津町の担う農業の役割というものは、どの部分に視点を置くべきかというふうなことを私は考えたりもします。この資産向上というものは、私はやはりこれだけ担い手少なくなって、農業従事者の方々が平均年齢で66歳を超えられたと先日ニュース等であってありましたが、こういう状況のときに効率性を目指さないわけにはいきません。ですから、そのときに離農されたりとかする人も出てくるでしょう。そういった方々の農地をどうするかという問題です。私は、隣の菊陽町と大津町を比べた場合、その土地の用途地域というものがありますが、都市計画やそういったものを考えましたら、農業振興地域と都市計画地域、これが菊陽の農地には広々と市街化調整区域というものに被されております。ですから、これは農業振興を基にして地下水の保全、いろんな意味合いにおいて、そこを市街化することは許されないというような制約があったのかなど。大津町はそういったものが被されておられません。ということは、整理整頓しやすいというふうに考えたらどうでしょう。農業の集約というものをきちんとやれば残地が残ってきます。そういったものを中心地近くに持ってきて、農業を営まれる方は農業をきちんとやってください。しかしながら、ここは、例えば宅地開発しますよ、いや、いろんな誘致企業がほしいから、そういった企業を誘致するための土地に開発したいというものをきちんと線引きしてすることによって、そこで新たな固定資産税の増加が見込める。そして人口増も見込めます。そして雇用も生まれる。そういったものを今考えるべきではないかなと思います。これには県の許可、そして国の姿勢、そういったものが障壁になるものだと私は考えますが、こういったものと戦わない限りは前には進まないと思います。そして、こういった私の考え方というのは、どこの地域の議員さん方も考えられるでしょう。ということは、ヨーイドンなんです、競争なんです。だから、隣の町と比べたときに、優位な条件が揃っているのならばどんどん前に進めるべきではないかなと。町が活性化すれば、今ある土地でさえも活性化によって価値は上がるんですね。人口が減してだんだんそういった町とか村になりますと、土地の価格、固定資産あたりはどんどん下がっていきます。活性化させることが町民みんなの優位性が上がって、それこそ資産の価格も上がってしまうというふうな、そういったことをできるのは政治の役割かなというふうに考えます。最近の新聞で熊本市議会の一般質問で富合町出身の方が土地計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分の問題を取り上げて大荒れしたそうあります。結局、自由な、独自のまちづくりを阻害された上に、市街化調整区域とかを被せられたならば土地の価格が下がってしまう。結局、この方には少々気の毒ですが、お金の問題かなと。やはり資産価値は低いよりも高いほうがいいわけです。当たり前のことです。そういったものは知恵の出し

合いで、それこそさっき言いましたヨーイドンなんです。ですから、県が何と言おうと町がこういった姿勢で、こういった根拠に基づいて計画を出しています。きちんと農業は農業で発展させます。そして産業も別の2次産業、3次産業も発展させていきたいと考えるから申し上げているんですよというように県と戦う、それぐらいの姿勢が私は必要ではないかなというふうに考えております。

そしてまた、世界人口はどんどん増えて、もう70億人を突破したということでもあります。この70億人を食わせるのは非常に困難になってくるかと思えます。ですから、ますます農業も大切にはなるかもしれませんが、この人たちの住むところというのも大切になってくるでしょう。ですから、本当に、例えば日中間のFTAあたりが発動されて、自由貿易がなされて、そして人の行き来さえも自由になってきたならば、この大津町に中国や韓国の方々や、いろんな国の方々がどんどん増える可能性さえもあるわけです。それこそ熊本県の経済というものは、北側のほうが高く南側のほうが低くて書いてありましたけれども、実際我が町というのは、空港も抱えております、1級河川もあります、そしてこの広大な大地で非常にいい農業、いいお米が採れるということで、ほかの自治体から見たら非常にうらやましい限りだろうと思えます。しかし、これは地の利を得たからには利用せん手はないということです。ですから、この農業改革をひっくるめて町の発展計画に結び合わせることで資産向上計画になるのではないかなという質問であります。今、行動を起こさなければ先を越されると思えます。市街化調整区域とかが被せられたならば、資産価値は固定化し、もともと担い手が少なくなった現在、それこそ農業改革を阻害するような形に逆になりはしないかなという心配があるのでこの質問をするものであります。

以上、質問します。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の都市計画と農振関連についてのご質問でありますけれども、大津町におきましては、昭和40年ごろに農振地域を決定しておりまして、その後、いろいろ見直しをしながら、山を外すとか、あるいは幹線道路の50メートルを農振地域から外すとかいうような、そのロードサイドサービスの農振を外して、そのような形で農振関係をやってきましたけれども、基本的には大津町は未線引き地域でございますので、白地についてもある程度緩和がされるような状況が大津町の都市計画であります。しかし昭和50年ごろ、その都市計画区域の認可を受けまして、昭和54年に中心地における用途地域としての運用を行ってきております。そのような用途地域の決定の中で、大津町については本田技研の開発開始以後も積極的な企業誘致を行ってききましたので、中核工業団地を工業地域として追加編入したところでもありますし、このように積極的に企業誘致を行った結果、用途指定している地域ばかりではなく、その周辺や幹線道路にいろいろな地域での住宅やアパート建設などの開発が行われて、人口も増加してきております。この人口増加を受けまして、平成17年度の国勢調査の結果により、初めて人口集中地域の指定を受けたところでもあります。これを受けまして、平成21年8月に国道57号より南側の地域を新たに用途地域に編入し、用途地域を拡大する都市計画の見直しを行ってきたところでもあります。大津町はご承知のとおり、先ほど申しましたように未線引きの都市計画区域であるために、宅地開発や建物を建てる場合における規制も比較的緩

やかで、農地においても一種、二種の農地以外は宅地の転用は認められやすい状況です。大津町も人口増加しているのです、この際思い切った土地利用の見直しを行って、計画的に農業振興地域を外し、都市計画用途地域を掛けていくことを検討したらどうかということで、農業者もこの施策を行えば資産価値が高まるのではないかなというご質問かと思えますけれども、農業振興地域を外せば、場所によっては農地の資産価値が高まり、農家の方にも喜ばれると思えます一方で、さらに農地転用も用地になり、農地の周辺に住宅や向上が乱立する可能性もあります。農地周辺に住宅開発も各種の問題や苦情が町に多く寄せられているのも事実でございます、このため農業の規模拡大や畜産関係の移転問題など、住宅地を除けるなど現状もあります。このようなことから、農業を続けられる環境整備というものには気を遣っていかなければならないものと考えておりまして、圃場整備を推進し、一種農地として残していく施策を進めてきたわけでもあります。

以上のことから、農業振興地域の除外については、国の法律の改正もあり、議員がおっしゃるような資産価値に着目した見直しというものに関しては十分な検討が必要ではないかと考えております。土地利用計画や農業振興地域整備計画の見直しについては、基本的には今後どのように農業政策を行っていくのか、どんな都市計画にしていくのかが町全域における計画的な土地利用を検討して、住民が満足するためにどのようにあるべきかを描いた上で行うべきものというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） いずれにいたしましても、一問目で申しました蒲島知事の我が国の将来の農業のビジョンを示すことが不可欠であるということ。それによって資産価値は向上するということがあります。ただ、今の町長の答弁を聞いておりますと、やる気があるのか、ないのか、何か半々みたいな感じで、もう少し胸に迫るといふか、そういったものが欠けているように私は思うのであります。この世の中が大きく変わろうとするときに、一つのステップアップとしまして、ご高齢の方々が農業をされている。私は、この資産向上計画の中の一つの要素の中に、そういった方々に、農業従事者の方々に退職金をあげたいなというふうに考える部分もあるわけです。ですから、今、大規模農業とかどんどん進められて、それはそれで農業をやっていくという方でそれで所得を増やすことは大賛成でありまして、しかしやはり年齢には勝ちません。70過ぎて、80過ぎて、まだ田畑に出ておられる方を多く見受けます。そういった方々に退職金が出るかといえば出ません。ですから、そういった町の計画、政治の力で今後の農業もよくして行って、そして農業をやってよかったなと思うようにしなければ、本当の農業改革にはならないというふうに思います。そして、そのことによって1、2、3次産業がバランスよく発展していく、これが一番いい形ではないかなというふうに考えます。このことについては、法の問題、いろんな農業関係、しがらみも多いでしょう、そういったものもありますので、難しい点はあると思えますが、取り組むべき価値はあるものと信じますので、町長のこれからのご決断に期待して質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時50分より再開いたします。

午後1時39分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 通告に従いまして、吉永弘則が3点の質問を行いたいと思います。

最初に、同僚議員のほうから午前中、3月11日の東日本の大震災ということで未曾有の災害を受けました。壊滅的な打撃を受けておりますが、その中で特に東電の福島原発の被害は甚大なものであったということです。これにつきましても、50年、100年ぐらいかかるかなと、最後の処理まではですね、そういったことが言われております。そういうことですね、原子力に対する問題点が多方面から指摘されております。そういった中で、自然エネルギーの必要性が本当に見直されておるんじゃないかなと思っております。自然エネルギーといいますと、太陽熱、風力、水力、地熱等々、数多く見受けられますけれども、施設問題や費用問題、その他数々の大きな課題が残っております。その中で、小水力発電につきましても、以前同僚議員からの質問もあっておりますが、最近新聞紙上でもですね、小水力発電を導入してということで掲載がされております。8月19日の熊日紙上での鹿児島市内の中山間集落に川の流れを利用して小水力発電を導入し、家庭や公共施設などの電気を補う社会実験を今年の年末から始めるとしてあります。また、9月14日の熊日紙上のエコする仲間という見出しではですね、これには貯水はせず、滝や砂防ダムの落差、農業用水の流れなどを利用するというところで、県内には現在九州電力と県の企業局、それと山都町の10施設があり、出力は合計2千848キロワットということになっております。再生可能エネルギーの中でも、太陽光や風力発電と違いまして、天候や時間に左右されず発電量が安定しているのが最大の特徴であります。大規模なダムによる水力発電と違い、地形の改変や生態系の負荷も少ないとされております。反面、施設の整備や管理を担当する事業主体をどのように形成していくかや利水権等も課題に上げられます。

そこで、大津町本町でも上井手、下井手、錦野井手、矢護川などなど何カ所かの地形や流量などの基礎的な調査を実施してもらえないか。また、県の小水力利用推進協議会に加入し、県と協力しながら具体的な取り組みに力を入れてほしいと思います。先月我々経済委員会で研修した徳島県の上勝町ですかね、上勝町でも小水力発電に取り組もうと現在試験的に実施されております。その中でも売電の問題や利水権問題など数多くの課題は残されているものの、国としてもこの脱原発で自然エネルギーへの変換が求められておりますので、その方向へ推進されるであろうとは思われます。本町でも、平成22年2月に、昨年2月の大津町地域新エネルギービジョンを策定され、太陽光発電や小水力発電の有用性を示され、それぞれに調査検討はなされておりますけれども、これは大震災前の策定資料ですので、再度方向性を見直し、早急に導入普及に取り組んでほしいと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

第1問目を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の新エネルギーについてのご質問でございますけれども、もう議員

おっしゃるように平成21年度にNEDOの補助事業を活用いたしまして、大津町の地域特性を生かした今後の具体的な展開を図るために、外部の委員会を設けまして大津町地域新エネルギービジョンを作成しております。その中で、大津町の地域特性を生かしたものとして、太陽光発電と小型水力発電の2つが有力であると考えられましたが、水力エネルギーは古くから活用されてきたエネルギーで、大津町でも昔からの農業用水の開発とともに広く町内で活用されてきたエネルギーです。大津町には議員おっしゃるように、上井手、下井手、錦野と、いろんな豊富な水量をたたえた農業用水路が町を横断するように流れていることから、この水路での小型水力発電の導入を検討させました。そういう検討については、例えば上井手を利用したまちづくりに対する電気利用とか、動力活用をしてはどうかとか、いろんな形で検討させまして、その結果については、土地改良のほうにもご相談をさせていただいたわけですが、なかなか河川法というか、国土交通省との問題があってなかなか前に進めなかったというのは確かです。いろんな課題がございますけれども、詳しいことについては、担当部長のほうからご説明させますけれども、それに懲りずに我々としては今、どういうところで水力発電ができるかというようなことで、一番公共下水道の排水関係がございますので、そこにモデル的に水力発電をつくってはどうかというようなことも検討をさせていただいております。白川漁協との関連もでございますけれども、若干その辺もクリアできるんじゃないかなというようなことで、まずそちらのほうで検討する中で、下水道処理場の電気関連等についての賄いができればなというような思いで今後の検討事項をしながら、小型水力発電等についても十分検討していきたいというふうに思っております。議員おっしゃるように、地域のエネルギー、自治体が持つておくことによって、そのエネルギーによって大きな企業誘致関連等もできてくるんじゃないかなと。大津の上の方の台地におきましてボーリングをされて、今試験的に熊大との関係もでございますけれども、100メートル近く掘れば17度から18度の風が出ておるというようなことでございますので、その風力を活用しながら、室内の空調関連等に活用できればなということで、今計画も進められておるようでございますけれども、そういういろんな形の、大津の町における、その地下におけるエネルギー関連等についても、今後十分検討して活用できればなというふうに思っております。詳しいことについては、また担当部長のほうから説明させます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 吉永議員の小水力発電の普及についてお答えいたします。

大津町には、歴史ある農業用水路が豊富な水をたたえて流れており、多くの水とのふれあいや心癒される水空間を提供しております。また生活面では、電気のない時代には精米、製粉の動力源として活用されてきました。このように、農業用水路を流れる水は町民にとってなじみ深く、新エネルギーとしての活用においても非常にわかりやすく、環境意識の情勢にとっても効果のあるエネルギーであると思います。そこで、今、町長が述べられました新エネルギービジョンにおける調査において出てきたいくつかの課題について説明したいと思います。

まず、経済面についてですが、設備設置から20年間の試算では、発電による電気料金の換算の合計額は設備費に及ばないようです。これにつきましては、水力発電の電気会社への売電価格が買取価

格、すなわち電気の現在の使用料とほぼ同じでありまして、太陽光発電のように高い売電価格になっていないことと、初期の設備費が高額であることが理由のようです。

次に、維持管理費につきましては、塵芥、ごみ対策の問題が上げられます。上井手、下井手など、農業用水としての役割のほかに雨水排水路としての役割を大きく担っていますので、この処理につきましてはごみ処理費用がかかってくるものと思われます。さらに、発電電力の利用面として、発電した電力の自家消費設備の有無が問題となります。設備設置箇所の直近に自家消費施設があることが理想になります。また、発電用の水源面につきましては、通念の発電使用水力の確保の問題もあります。設備導入される水路は農業用水路であり、灌漑期には豊富な流量をたたえておりますけれども、非灌漑期には流量は大きく減少します。このため、年間を通して安定した電力供給ができないこととなります。

最後に、一番大きな問題としては水利権の問題があります。町内を流れる農業用水は1級河川、白川を水源としております。農業用水を利用して発電を行う場合には、河川管理者、国土交通省からの許可を受けなければなりません。そのための条件として、現在、慣行水利権として取水している農業用水を河川法の規定に則った許可水利権に切り替えることが必要になってきます。この場合、許可申請資料の提出や取水許可を取った場合の白川の取水堰に年間取水を調整できるメーター等の設置など多くの費用が必要になってきますし、10年に1回許可更新を行う必要があります。もちろん土地改良区の承諾も必要ですし、下流の水利権者からの承諾も必要になってきます。

このように、現状では多くの問題がありますので、なかなか水力発電設備の導入は困難な点が多いと思います。しかしながら、水力発電は二酸化炭素の削減に大きく寄与する発電でありますし、売電価格が上がってくるなど今後のエネルギー事情を巡る情勢の変化によっては導入の可能性が高まることも考えられます。また、発電以外での水力の利用の効果も考えられますので、水資源の活用についてはエネルギー問題を考える機会として、長期的にその方法を検討していくことが重要であると思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 今の部長の答弁の中を聞いておりますと、非常にそういった課題が大きく、問題点も多いようなことでございます。ただ、今度の脱原発からするとですね、国も、国もといいますか、これは当然国交省になりますけれども、かなり緩和措置あたりをやりながら、そういった小水力発電等に対する考え方も変わってくるのじゃないかなと思っております。町長が言われましたように、まずは公共下水道施設の処理場あたりに1基試験的にでもつくってというような考え方を持っておられますので、ぜひ、まずは町の中で小水力発電を1基試験的にでもやっていただいて、もしそれがかなり有余性があるということであれば、できれば落差の大きい上井手、下井手、錦野井手、矢護川あたりのところにもそういった方向性をつくっていただくならなと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、第2問目でございます。特産品のPRに課ないし係の設置をとということでございます

けれども、実は本町の特産品である甘藷についてはですね、全国的にはまだまだ知名度は低いと思われます。熊本とか、九州管内では若干掘り出し君としてですね、少しは名を挙げておるかもしれません。また、毎年からもフェスティバルを当大津町で行っておりますが、3万人ぐらゐの入場者が毎年あっております。ただ見てみますとですね、県内の人たちがほとんどのようであります。先月、先ほども言いましたように徳島県の上勝町、そして今度は鳴門市に研修に行つてまいりました。特にこの鳴門市の市の役割は、PRが主体で全国を市長以下担当者が飛び回つてゐると聞きました。今では、全国的になると金時としてのブランドを確立しております。ただ、本町の甘藷の倍の値で販売されております。実際、品物を見てもですね、味を見ても、ほとんど本町の甘藷との差はありません。家入町長もPRということでは積極的に各種物産展等にも自ら出向くなど努力されておることには敬意を表します。しかし、もっとこの特産品を振興していくためには、生産者と町長、JAだけの努力では十分ではありません。熊本県は、今、ゆるキャラしてキャラクターしておりますくまモンを営業部長として全国に売り出し、先日のゆるキャラ部門では全国一を勝ち取りました。本町も「からいもくん」を営業課長、もしくは営業係長として設置して、名刺をからいも課長、からいも係長等にして、全国に販売戦略を立ててみてはと思います。全国的にもこういったからいも課長というのは少ないでしょうから、マスコミ等に紹介される機会もあるかと思われまゝ。そのようなことがなくてもですね、町としてそういった営業課長を設置をするほど本気で力を入れていることを示すことになるのではないかと感じております。いかがお考えか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 特産品のPRについてでございますけれども、吉永議員が言われるように、大津町の特産からいもということにつきましては、我々としてはPR行き届いてゐるなという思いをしておりますけれども、まだまだやはり東京関連等に送りますと大変喜ばれるというか、まだまだその知名度が低いなというのは確かでございます。そういう意味におきまして、今、議員がおっしゃるようなことについても、しっかり検討していかなくちゃならないというふうに思います。しかし、まずは大津町の住民の皆さんが一体となって、そのように大津のブランドをしっかりと売り出すという気持ちが大切ではないかなという思いをしております。

そういう思いの中で、町としても「からいもくん」を使いながら、からいもイベント、あるいは都市対抗関連等についてしっかりとPRをやつてゐるところでもありますし、本年につきましては大津町の原付自動車というか、単車のナンバーを「からいもくん」のプレートにしたいということで、前々から検討しておりましたけれども、今回、そのようなことでPRに努めたいというふうに思つております。もちろんからいも農家、JAが主体になって香港とかいろんなどところに出していただいておりますけれども、まだ北部のほうにもいくつかのからいもの組合というか、そういうものが今までずっと一本化をしようということで話を進めておりましたけれども、なかなかその辺のところうまくいってないということになりますので、そういう一本化をしながら、そして本当の意味のPRを町全体でやつていけるような支援もやつていくためには、やはりそういう団体が一つになるというようなことがまず大事ではないかなというふうに思つております。おっしゃるように、TPPの問題、いろいろ

ございますから、大津のからいも、そしてほかの農産物しかりでございますけれども、それぞれの農家の方々とお話をしておりますけれども、やはり今後は国内、あるいは都市農業についてしっかりと我々としては力を入れていかなくちやならない大きな課題があるというふうに思っておりますので、今後についてもそのような、まず国内からのPRをしっかりと広げながら、そのために組織の一本化というか、そういう形の中で支援をしていくための町の役割を今後十分検討しながら推進をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） ありがとうございます。ただ、今言われますように、まだ大津町として、特に鳴門市においてはですね、95%がJA一本集役で、特に販売面、出荷面におきましても計画出荷をされてそういったブランドを築かれているということを知っております。ぜひ当町におきましても一本化をしてですね、やはり全国に名を広げて、味も見かけもほとんどかわりませんので、大津の甘藷が、大津の「からいもくん」が日本全国に広がるように町としての努力をお願いしたいと思っております。言われますように、単車にも「からいもくん」のロゴマークを入れているということで、本当に感謝申し上げます。

続きまして、3番目の問題でございます。立体駐車場の整備をとということで、JR肥後大津駅周辺の整備計画で、駅南側隣接地に新たに南口駅舎とバス乗降場や駐車場、駅前広場が整備され、10月1日オープンとなりました。JR肥後大津駅は、新幹線の開通に伴い阿蘇くまもと空港と観光地阿蘇山の窓口アクセスとなっています。乗降客も増加し、肥後大津駅を中心としての町の活性化が期待されております。空港へのアクセスとして無料シャトルバスの運行もあっていますが、町民の利用度はまだまだのようです。その原因として、駅周辺の近隣に駐車場がないためです。駐車場があればシャトルバスで空港まで行けるが、ないので空港周辺の有料駐車場まで自家用車で行かれる人たちが多くみられます。せつかく南口を整備し、空港アクセスの窓口としているのであれば、それを活用しなければなりません。それには、2、300台ぐらい収容する大型駐車場が必要になります。現在、町の中心部にはそのような大型駐車場はありません。そこで、役場庁舎の南側駐車場、現在100台ぐらいの駐車場がありますが、そこを立体駐車場にして中心市街地の活性化に活用してはいかがかと考えますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の中心地における駐車場、それに伴いまして南のほうのオークス広場関連等につきましての立体駐車場の建設はどうかというようなご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、大変駐車場がこの周辺にはないのは確かでございます。もちろん、個人的な小さな駐車場はいくつかあるようでございますけれども、やはり将来観光を伴う大型バスというものが海外からのお客をどう運ぶかというようなことも懸念しているところでもあります。しかし、ただうちのほうに飛行場から下りてそのまま観光地へ走っていったらったんじゃ金にならないというか、大津町をよく見ていただけないことも確かでございますけれども、おっしゃるようにどう駐車場をつくっていくかというようなことにつきましては、今後南のほうの駐車場と中央公園との関連もございませ

ども、いろんな形で今後南のほうも検討しなくちゃならないんじゃないかなと思っております。今、個人の土地を一部町が借り上げてやっておりますけれども、これにつきましても返しなさいというようなことでお話しております。そういう個人の駐車場をご利用できる方法と、また我々としてはそれに伴いまして町の駐車場、役場にご利用できる駐車場も確保しなくちゃならない、そういう問題もありますので、南のほうの駐車場の関連等については、再度検討をしていかななくちゃならない大きな課題じゃないかなと思います。しかし、将来のことを考えまして、立体駐車場をつくっていいのかどうかというのは、今のところ我々としては不透明でありますので、立体駐車場については今のところ考えておりませんので、他の土地をどう利用できるかというのを十分今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 立体駐車場ということだけではありません。ただ、やはり駐車場が少ないということは、町民の利用がほとんど、シャトルバスの利用がないということで、もしこの駅周辺にそれなりの駐車場があれば、せっかくシャトルバスが空港まで行っておりますので、みんなそれに乗っていくということで、また帰りも大津で止まりますので、町のちょっとした活性化にはつながるんじゃないかなということも考えております。そういうことで、ぜひ町の中心部に、あくまでも立体駐車場という考え方ではありません。ただ立体駐車場が、パチンコ屋あたりは立体駐車場をどんどんつくっております。町もできんことはないと思いますので、そういうことも考えて、ぜひ駐車場の整備をというふうな考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 続いて行います。

源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。私は久しぶりに一般質問しますけれども、前に質問されました吉永議員が早く終わられましたので、時間の許す限りしたいと思います。通告順番に従いまして4番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

1問目は、先ほど吉永議員も言われましたけど、土地改良区県営上井手地区及び下井手地区の灌漑排水事業の予算確保についてでございます。2問目は、木のなる紙の利用促進と造林補助金制度の利用について。これについては、明日1番に府内議員がまた質問されると思いますけれども、重複するかもしれませんけどよろしく申し上げます。それから3問目は神社の絵馬ですね、の保存及び展示、修復について。それから4問目は先日、12月1日より開通いたしました県道西鶴中井迫線の引水区内にあります交差点、平面交差しているところがありますけれども、そこに信号機を設置してほしいということで質問をいたします。

それでは1問目でございます。自民党主導の政権から民主党政権へと変わりましたもう2年ほど経ちますけれども、平成22年度に国の農村整備予算は大幅に削減され、一括交付金として県に下りてくるような形になりました。それを農業、林業、水産業の分野で分け合うというような形でございます。どこも予算確保に懸命でございます。特に土地改良区は65%がカットされました。平成23年

度、新規地区の凍結、それから継続地区の工期延長ということになりました。何とか継続地区の休止ということだけは免れた状態でございます。さらに、今平成24年度においても、今審議されておりますけれども、国からの予算は削減された昨年よりさらに厳しくなっている状況でございます。先月の末、今回の東日本大震災における復興復旧のための第3次補正予算が国会を通過し、大幅な財源確保のためにいろいろ予算の組み替えが行われ、さらに削減されるのではないかと危惧しております。土地改良区事業の一つであります上井手水路は、約400年前、加藤清正が築造した歴史ある土地改良施設でもあります。白川の上流から取水し、大津町、菊陽町の水田382ヘクタールの灌漑用水路として延長13.4キロを有しております。この水路は、米・麦・大豆・飼料作物、それから野菜等の生産はもちろん、熊本市の地下水涵養事業にも大切な役割を担っております。しかし近年施設の老朽化も著しく進行しております。農作業にも支障が出たり、周辺住宅の宅地化等により、雨水排水の流入量も増加しております。最近では、ゲリラ豪雨が各地で頻繁に起きております。皆さんご存じと思いますけれども、上流から下流に向かって左側が左岸でございます。右側が右岸といえます。そのうちの左岸工事はほぼ完了いたしました。右岸工事にいたっては危険箇所が何カ所もあり、梅雨のときには水の浸食等により木や竹などが流され、堰や橋桁につかえて危険な状態になることがたびたび起こっております。本地区の県営上井手地区灌漑排水事業における右岸工事ですね、平成21年度より5カ年計画で進んでおりますが、まだその5カ年計画の途中であります。これからやっとな菊陽の東部から大津地区のほうへと工事計画の実施に向かうところであります。ここにきてあと2年、予算の目処が立たない状態でございます。災害が起きたらと心配しております。県営下井手地区灌漑排水事業も同様であり、また錦野土地改良区管内においても用排水路の改修は長年の悲願であります。現在、国・県としては厳しい財政状況の中にあり、今回の地震被災地予算が優先され、他の事業予算が削られても仕方ないかもしれません。しかし、農業の基盤であり災害を未然に防ぐ防災事業のためにも、継続事業であります県営上井手灌漑排水事業の予算確保をお願いいたします。家入町長もたびたび県や国に対して陳情や要望をされておられますが、その経過と現段階での状況はどうなっているのでしょうか。そして今後の見通しと対応はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

1 問目を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の県営の上井手土地改良区関連等の事業予算でございますけれども、議員おっしゃるよう大変厳しい状況でございます。上井手、下井手の事業計画については、100億円以上あるいは7億3千万円というような2つの事業がまだ半分近くしか終わっていない蒸気用で、そういう中で政権与党については予算をやらないというような状況でございます。県にも行ったり、あるいは国のほうにもいって、鹿野農水大臣とも会いましたけれども、なかなか明るい声は聞けないということで、ただ県のほうでは迫井手土地改良で継続事業でやっている関係で、前倒してきにそれをいただいたというような状況でございます。しかし、上井手関連等についても、もうずっと前から、3、4年になりますけれども、その工事関係について、今、街中の防災関係についても大変な状況であるということで、上井手の室町地域においては、外側から見ればきれいな石積みというよう

なことですけれども、後のほうは根石も入っていないくて、水が出てきているというようなことで、1、2年前に大きな災害がっておりますし、また2、3日前に大願寺の前、この前も浮きましたけれども、今回も陥没をしているというようなところで大変危険な状況でございます。

そういう中で県のほうともご相談をしたり、土地改良区とも相談しますけれども、なかなかその辺の予算ありませんし、我々として、やはり町単独で何ができないかというような形で今検討をしているような状況でございます。そういうような農業関連の予算については大変厳しい状況でございますが、今後の農業を守る以上は防災も兼ねたところでの、先ほど申しましたように、やっぱり環境整備も一番大事なところでございます。そういう関係で、国にはしっかりと要望をしていきたいと思えます。土地改良の関係の皆さんについては、本当に7：3とか、いろんな形で、あるいは土地改良費単戸三千いくらか払うというような状況の中で維持管理をしっかりやっていただいておりますことについては大変ありがたく思っておりますけれども、やはり本来の大きい事業について、やっぱり国がちゃんと見ていただけるよう声を大きくして県・国のほうに要望していきたいというふうに思っております。

それぞれの土地改良の事業関連等については担当部長のほうからよろしければ説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 源川議員の質問に、現況を説明申し上げます。数値的なものが入るかもしれませんが、まず国の状況でございます。最近の農業農村総合整備事業の状況から申し上げます。平成21年度の国の農業農村総合整備事業の補助金、予算が5千772億円ありました。平成23年度で一括交付金制度が導入されて3千537億円、約39%の減となっています。これに伴う熊本県の農業農村総合整備事業補助金予算も平成21年度は161億円から平成22年度123億円の26%減です。平成23年度は、75億円の39%減と、毎年減少しております。24年度の見込みといたしましては、国から前年度同様の75億円と想定いたしましても、最低でも36億円が不足すると予想されております。新規事業の凍結、継続事業の縮小、事業廃止など、非常に厳しい状況となっております。町の事業への影響も大きく、先ほど町長が言いましたけれども、先ほど町長が言いましたけれども、迫井手地区関係におきましては圃場整備が継続事業ということで前倒し事業を予算確保して対応していただいております。上井手、下井手灌漑排水事業も規模縮小され、用地交渉と一部工事にとどまり、予算額の減額せざるを得ない状況でございます。また、錦野土地改良区関係、あるいは農業水利システム事業でございますけれども、平成25年度までの計画でしたけれども、平成24年度以降の事業は廃止されております。一部前倒しで検討中ではありますが、なかなか厳しいものがあります。このように、平成23年度も多くの事業に影響が出てきております。平成24年度もそれ以上に、同じこととなりますが、厳しい状況であります。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 厳しい厳しい話でございますけれども、農業においてもですけれども、たしか昭和55年ぐらいだったと思っておりますけれども、大津の商店街のほうに上井手の先ほど言いました左岸

のほうが決壊しまして、相当水が流れてきたというのも皆さんご存じだと思います。私の当部落においても、今の大津小学校のところに水が流れてきたのを記憶しております。先ほど、左岸のほうは工事は大体計画どおり終わったんですけれども、右岸のほうの木とか、根っこから浸食されたりして、特に豊肥線に陸橋がありますね。あそこの橋桁というんですが、橋桁に立木、例えば吹田、大林あたりから流れてきたのがつかえたりすればですね、もう一気にあふれ出て大変な災害になるということもあります。農作業というか、農業に対してだけじゃなくて、特に大津の場合は、先ほど町長も言われましたけれども、光尊寺さんのあの辺も右岸のほうはまだ改修できておりませんので、少しでも予算確保のほうをですね、町長もほうも大分苦勞されているようでございますけれども、2、3日前の話で言っていていかどうかしりませんが、少しまた県のほうから予算をいただくような話が入ってきましたので、町長にはいろいろお世話になりました。今、土地改良区の理事長は菊陽町の後藤町長でございますけれども、二人で手を合わせて予算確保に頑張っていたきたいというふうに思っております。

続きまして、第2問目に移ります。これはですね、10月20日に熊日の朝刊に載っておりましたけれども、木になる紙の利用について、その一部を抜粋して読ませていただきます。木になる紙は、熊本など九州沖縄8県と九州森林管理局、製紙会社などで作る国民が支える森林づくり運動の推進協議会が2009年度製造を始めました。製品重量、1キログラム当たり5円を紙の販売代金に上乘せし、間伐を出荷した森林所有者に丸太1立法メートル当たり千円を還元するものです。一般的なコピー用紙に比べればA4サイズ1箱2千500枚で約200円程度高いようでございます。今年の4月現在、県内では水俣、南小国、小国、山都、多良木、湯前、相良、五木の8市町村はすべて木になる紙の切り替えております。人吉市や玉名市など17市町村も一部に導入している。熊本県庁も10年度農林水産部と地域振興局を中心に3千900箱を使用しております。県庁のコピー用紙の17%を占め、さらに11年度は増やし19%に相当する4千400箱を購入する計画である。蒲島郁夫県知事は木になる紙は森林所有者の間伐意欲の向上に役立つ。全庁的に使用拡大を図ると意欲を示している。小国町の森林組合は当初から原料となる間伐材を積極的に提供しており、10年度は424万円の還元を受けている。間伐材の一種の曲がり材は、安値で取り引きされますが、木になる紙は一定額が還元されるので、森林所有者のメリットは大きいと利用拡大を歓迎するというような記事が載っております。ちなみに、菊池森林組合では、コピー用紙は現在木になる紙を使っているようでございます。この大津町における木になる紙の利用状況と今後の広報、啓発はどうか、町長のお考えを求めます。今から約33年前、1975年、だから昭和50年ですね、ころの木材価格市場は、杉1立方メートル当たり3万円から4万円しておりました。ヒノキは1立方メートル当たり7万円程度でございました。しかし、外材の普及や住宅環境の変化、住宅着工数の減少等、いろいろな要因で価格が低迷しまして、現在は杉は1万円、ヒノキは1万3千円から1万4千円程度になっております。約3分の1から4分の1の価格でございます。先祖の人たちがせっかく植林し、手入れをしてこられた木が、そのために標準伐採時期が超えても伐採されず、間伐や下草刈り、植林もなかなかできていない状態でございます。荒れ放題の山林が目立ってきております。特に個人所有の山林がひどいよう

に思います。植え付け、下草刈り、切り捨て間伐、搬出間伐など、造林補助金制度、公的支援を利用して森林計画の認定を受ければ、間伐の場合、森林所有者へ還元金が来たり、また負担金の軽減にもなります。菊池森林組合だよりが発行されておりますが、この制度を知らないもいるのではないのでしょうか。また、知っていても自分のほうから今は木が安かけんというようなことで全然関心を持ってない方もおられるんじゃないかと思います。現地を見て回り、該当する山林所有者宅を訪問したり、地域説明会を多くして身近な人で実際やった人の例を挙げたりしながらでも説明して推進してほしいと思うのであります。担当職員はもちろん、広報、営業担当の臨時的でもいいですので、山に詳しい人を職員として雇い入れてでも山林の手入れや間伐等の促進について自宅へ訪問することも必要なことではないでしょうか。申し込む人が多くなれば、森林作業量も増えて、雇用対策としてシルバー人材センターへの委託等も出てきて役に立つと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の木になる紙の活用方法と、それに対する森林の所有者の皆さんの将来に関わるということでございますけれども、まさしく木になる紙は、間伐材を今切り捨てておられる、その間伐材を活用して紙にするというようなことでございますけれども、大変それをやることによって森林に対する想いが深まるんじゃないかなと思います。そういう中で、大津町の関係の情報について部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 源川議員の質問のとおり、全国的に山の手入れがなかなか進まない状況です。大津町も広大な町有林を有しており、平成23年度計画21.29ヘクタール、また町有林以外にも搬出間伐を平成22年度は32.37ヘクタール実施されております。木材の単価が引き上げられれば、民間の間伐も、より進んでいくものと思います。菊池森林組合と一体となって民有林の間伐などの山の手入れに対する補助事業なども推進しているところです。有利な補助事業の活用の説明会の開催など、3カ所程度でしたけれども今年から来年に掛けて補助事業の制度を変更面も含めて、各地区の説明回数を増加させたいと検討しているところでございます。さらに広報等により周知を充実させ、林業振興に努めたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 源川議員さんの九州間伐紙、木になる紙の利用状況でございます。全体の22年度販売の実績については源川議員さんの言われましたとおりでございますけれども、役場内のコピー用紙関係の使用状況を申し上げたいと思います。今現在、年間でA4サイズ3千500締めです。175万枚を使用しております。購入費は約110万円となっております。現在において木になる紙については単価が、先ほど言われましたように約2割程度高くなっておりますので、現在のところ使用してないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 要はコストが高いということですが、先ほど言いましたように、

みんなで支える農業というんですか、林業ですね。私も正直言いまして小学校6年生の卒業記念のようにしてうちの山に木を植えたことを今思い出しておりますけれども、もうそろそろ売っていいかなという時期になっていますけれども、売ってもいくらもないというふうなことで、私と同じような方が多いと思いますけれども、やはり話によるとあと30年ごろは杉が高くなるだろうとか、そういう希望的なことを言われる方もおられますけれども、やはり先ほどと同じように大事な資源でありますし、特に水害等、水ですね、これから先、やっぱり21世紀は、水の時代ですので、特に木を育てて植林をし、災害にも備えるということも含めましてですね、やはりそのために少しぐらいといいですか、少し高くても、ほかの町村もですけれども、県のほうでもそういう方向に行っていますので、この大津町としてコストが高くつくからもう絶対じゃないですが使わないという方針なのか、それとも少しずつでも増やしていこうとか、その部局によっては使うとか、そういう形があるのかなのか。それは町長のほうにお伺いします。そういう考えがあるのか、ないのか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 総務部長のほうから話は聞いておりますけれども、100万円ちょっと増かかっているものでございますが、2割程度という20万円でございますので、その辺のところについては、森林の振興あるいは森林を見直すためにも、そういう意味においては2、30万円であれば増加するような方向でやっぱり検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） ありがとうございます。

続きまして、3問目でございます。これは、今までほとんど一般質問では出てなかったように思いますけれども、神社の絵馬ですね、保存及び修復について、教育長としての考え、または町民の一人としてでもいいですので、その思いをお伺いしたいというふうに思います。現行の憲法では、宗教の自由とともに厳格な政権分離の原則を定め、宗教法人をはじめとするいかなる宗教団体も国から特典を受けたり、または政治上の権力を行使してはならない。国及びその機関は、宗教教育や宗教的活動をしてはならないこと、憲法第20条でうたっております。及び公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のためにこれを支出し、またはその利用に供してはならない、これは憲法第89条を定めております。今回はそれを踏まえた上ですね、ちょっと質問をしたいと思っております。大津町内の各地域にですね、各集落といたしますか、地域に何々日吉神社、何々菅原神社、何々阿蘇神社、何々神宮といった約30カ所近くの神社が大津町にあります。地域の人たちによって伝統行事や祭事・神事等が行われ、年間を通じて維持管理され、守られ受け継いできておられます。私の地区にも菅原神社があります。年末年始、秋の大祭等、昨日は大払いの義ということで村の人がみんな参りこられたわけでございます。もちろん日吉神社からも宮司さんが来られました、等が行われております。家内安全、交通安全、豊作祈願、商売繁盛、何ごとにつけても祈願をしているところでございます。以前は、雨乞いと生じて日照りが続く夏場に豊作祈願で雨を期待し、神社に村の人たちがこもって祈願をしていたと聞いております。ほかの地区でもいろいろと伝統行事等の復活がなされているようで、今住んでいる地域の歴史や文化伝統を後世の人たちに伝えていくこと

は特に大切に、また残していくことが必要だと思います。ちょうど1カ月ほど前ですか、大津小学校の5年生のクラスだったと思いますが、菅原神社で、私たちの部落の菅原神社で、学校も近い関係がありますけれども、3日間ぐらい続けて5年生が写生大会で神社の絵を描いている姿を拝見いたしました。私は今回、ちょっと絵馬に興味を持ちまして、大津町内の神社も含めて、近隣町内の20カ所ぐらいを回って絵馬を見てまいってきました。神社の拝殿の天井や横にぐるりとかけてある奉納された絵馬を見て、また写真も撮ってきました。今残っているものは、明治時代の初期に描かれたものが多いようでございます。絵馬が古くなって、絵や字、名前が消えたり、傷んだりして、ほとんど何がなんだか内容もわからなくなっているのも相当ありました。そうやって回って見ていくときにですね、鍵を開けてもらったり、たまたまそこにまいられてきた方とか、村の人に会ったときに話の中に出てくるのはですね、皆同じような悩みのものでございました。何年も前から行事とか皆集まり度にですね、今のうちのどぎゃんかせにやいかんなど、こんままじゃ傷んでしまうというような話でございませう。教育長にお伺いいたしますが、町の文化財を保護及び保存するためにも、また有名な人が描いた作品や特に貴重な作品があるか、歴史の専門家に依頼して調査をする考えはないか。そして、文化財の指定になるようなものがあつた場合どうするか、お聞きしたいと思います。答弁をお願いいたします。修復はしたいけど、専門の日本画家や専門家の画家に頼むがいいということはわかっております。古い絵馬を制作、当時の顔料等を使用し修復するには、顔料がなかなか入手困難でございませう。そして、入つたとしても高価であり、時間と費用がかかります。そうしているうちに今のままでいいと。変に触つたら歴史的、文化的価値が下がるというようなことで、そこまでは話が行くんですけども、それから先が進んでないと。どぎゃんかせにやいかんというところまで来て、ある程度見積もりまでは出すんですけども、お金がなという話で、どこに行つても同じような悩みでした。遷宮祭とか、何年祭というようなことがあればですね、そのときに寄附を募つてでも修復ができるだろうがなということでもございました。現在、法務局の跡地といいますか、法務局の跡に歴史資料館が今改装中ではございませう。完成後、そこに、これはできる、できないは別としてですね、町内の神社の文化財になるようなものがあつた場合、絵馬を順次に展示し、神社の案内や神社の紹介をするというようなコーナーを設けたらどうでしょうか。教育長にお答えをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 源川議員の神社の絵馬の保存及び修復についてのご質問にお答えいたします。

今、ご説明なさいましたように、絵馬は神社や寺院に祈願するとき、または祈願したその願いが叶つたときに謝礼をするとき神社に奉納する板に描かれた絵でございませう。町内の各地区にある神社に奉納された絵馬は、管理者が神社、氏子であり、行政から宗教への関与ができないところではございませうので、現在町内全体の神社・寺院の調査は行っておりませう。しかし、江戸時代に室の年禰神社へ奉納された石造り額絵馬、石でつくられた額縁用の形にナマズ2匹が彫られた絵馬がございませう。これは、石でつくられており、名分もある絵馬は、全国でも大変珍しく、貴重なものであるということで、平成5年3月31日に付けて町指定文化財として登録し、現在大津図書館に展示し、管理してございませう。

す。町内の神社に奉納されているほかの絵馬が文化財として町指定できるものであるかどうか調査してみないと判断ができませんが、調査につきましては、地区の氏子さん、それから神社管理者から許可とご協力がいただければ、町の文化財保護委員と協議した上で調査を行うことは可能だと考えられます。保存修復につきましては所有者が神社ですので、調査結果により文化的、歴史的に大変貴重で価値が高く、指定するべきものが出てきた場合には、またその時点で費用とまた管理方法等を含めまして、再度管理所有者の方々とは協議して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 行政のほうからですね、町の文化財の指定を受けてもらって、そしてお金を援助してもらおうということは思ってもいません。また、それはできないことでありますけれども、その調査をですね、行政のほうからでもちょっとお願いされて、そういう専門の方がおられましたら、そういう方に調べてもらって、あとはその地区の世話の方で判断して修復の仕方いろいろあります。私も3、4人紹介してもらいましたけれども、本当に日本画家の1人、2人しかいないような方に頼むと何百万円とかかります。それから、金額で言うとあれですけども、山鹿の八千代座を書かれた方とか、いろんな方もおられます。それと、大津高校の美術の先生ももちろん一番に行きましたけれども、それとかほかの高校の美術部の先生、それから熊大、崇城大学、そういうところの先生が指導しながら生徒が実習を兼ねた勉強の一環というよりも、夏休み等を利用してされるということで、それでひとつ、これは地名も出したがいいと思いますけれども、いくつかされたところを見てきました。これは熊大生のところですけど、菊池の四町分というところですね。これでよかったのがですね、お金を出せば、いくらでも出せば専門の方にすればいいのができるのはわかっておりますけれども、これは地元の方が、専門の方じゃなくて熊大生と夏休みの期間中されて、地元の公民館で寝泊まりをしながらですね、1日10時間一生懸命絵馬と向き合って修復をされた。ということは、その地域の人との交流があったと、それが一番よかったといいますかね、地元の小学生や住民の方々には色づけの方法を教えながら共同で作業を始めましたと。たくさんの激励や差し入れをいただいたりしましたと。作業を進めていく上で、大きな差さえとなったのは絵馬を通してたくさんの人々とふれあい、地域とふれあい、そして歴史を勉強することができたと。それも自分たちだけじゃなくて地元の人たちのつながりができたと。そしてこの方たちがあと4、50年経ったときに、大学生ですので今22、3歳ですかね、の方が5、60歳、70歳ぐらいになったときに、これは自分たちが若いときに修復した絵だなと。またそれを受け継いでくれる人がいると思いますので、そういう交流が一番よかったというのが載っておりました。これをですね、まだ1回目ですけども、もう3カ所か4カ所かされています。次も予約といいますか、早くせんとまた来年の夏はというような話までされました。これは一つの例ですね。それか、先ほど言いましたようにいくらかかっても寄附を募ってでもですね、何百万円かけてでもするという神社があれば、それはそれでいいと思います。あとの判断はいいですけども、要は私が言いたいのは、歴史的に価値があるものか。みな、貴重なものじゃあるわけですね。ただ古いからいいんじゃないかと、その値打ちといいますかね、それを判断するのがなかなか、ただ口か

ら口の言い伝えで、これは誰が描いたただらうかぐらいじゃいかんなど、そういうことでそういうのを調べる団体といますかね、そういう方を町のほうで紹介されたり、そういうのを研究されている方がおられれば紹介していただきたいなということでございます。

以上でございます。

最後になりました。最後にですね、都市計画道路の県道西鶴中井迫線の今まで残ってございました国道57号線、大津町生涯学習センターの西から北のほうへ500メートル、約33億円の工事費をかけて12月1日に開通いたしました。その中で引水区内の平面交差には横断歩道の線引きもしてない状況でございます。信号機の設置と事故防止の対策は、町から要望はされていたのか。また、地元の関係者等への説明会や要望はなかったのか。通学路はどうなっているのか。毎朝通学時間帯には先生、保護者、ボランティアの方々が立っておられ、交通整理をさせておられます。開通したばかりですが、今後車の通行量も多くなってくると思われまふ。これは参考までにですけど、信号機を1カ所設置するのにどのくらいの金額がかかるのでしょうか。センサー付き信号とか、押しボタン式信号でも設置してほしいと思います。それが無理であれば、横断歩道の線引きだけはしてほしいと思います。年内には、あとの付属設備や標識、看板等の設置が完了するというようなことですが、県に問い合わせをしましたら、しばらくはこのまま様子を見ていくというようなことでもございました。ここの交差点に立ってみますと、車でもいいですけど、南と北の両方面を見ますと、両方の下り坂の一番低いところになります。100メートル先は車の姿が見えません。いつ事故が起きるか心配しているところでもございます。原則としてこの場所は歩行者は横断禁止というようなことでしょうか。信号のあるところまで回ってくれということでしょうか。また、事故が起きたら考えるというようなことではないと思いますけれども、そういうふうには危惧するわけでございます。町長にお聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の新しい道路の交差点について、私どもも通ってみまして、大変まだまだおっしゃるように看板や横断歩道できておりませんし、おっしゃるような道路の状況でございますので、ひょっとしたら衝突事故が起こる可能性が十分あるなというふうに思っております。そういう中で、今後担当のほうからも十分県のほうに要望しながら道路の整備をしっかりとやってもらうということをお願いしたいと思いますし、また交通規制関連等については、南のほうの道路周辺関係でございますけれども、線路の北側の交差点、あの近くの状況についても警察とご相談しながら、住民の皆さんに説明を徹底しながら、交通規制関係等も考えていかなくちやならないところであるというふうに自覚しておりますので、さしあたってもうすぐ担当のほうに応急的な看板なり何なりを付けるように指導していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 地元のほうからとか、学校関係からとか、そういう要望はなかったんですか。

そういうのをちょっと。要望があってもできてないのか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 源川議員の質問にお答えいたします。

一応道路の建設にあたっては、計画段階から熊本県並びに警察関係と十分協議を行ってきておりまして、その時点で起点側の国道57号との交差点並びに終点側の県道大津植木線との交差点につきましては信号機設置ということで協議してきておりまして、当初のとおり信号機は設置されたところです。途中の、議員ご指摘の交差点につきましては、一応南北方向に横断歩道ということで横断歩道を渡れますけれども、東西方向については、当初から設置の予定はありませんでした。通学路としては、その部分を渡るというのは考えてなかったみたいで、一応警察のほうにおいてもですね、そのような指摘はあっておりません。そういうことで今までやってきておりますので、当然新たな道路でありますし、議員がご指摘のように心配の部分はあると思いますので、今後については必要に応じてですね、交通管理者の警察と協議してもらうように県のほうには要望をしていきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 通学路の関係では、何か支障はありませんか。毎日校長先生なり立っておられて、保護者の方も毎日出ておられますけれども、最初は木村さんところの階段を下りるという話でしたけれども、あれを下りないで今は左のほうをずっと。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 源川議員の質問にお答えしたいと思います。

新しい道ということで、まず小さな1年生、2年生が渡るということでですね、学校のほうでも当然心配されました。それで、PTAともいろいろ協議いたしまして、美咲野方面から来る児童に関しましてはですね、そのまま横断して、今までと逆になりますけれども、焼き肉の大津屋さんところで渡りまして、美咲野方面から左側を通過して、先ほどありましたところを左側に、旧通学路を渡っていくのが一番安全ということでですね、しばらくの間は子どもたちが非常に慣れないということですね、PTA、それからボランティアの方、それから学校の先生とも協議いたしまして、十分安全対策についてですね、慣れるまでしっかりこう付き添いながら登校をお願いしてくださいということで、教育委員会のほうからも指導しております。保護者のほうにもですね、校長名とPTA会長名で通学路の確認ということでお知らせもしてですね、安全対策に力を入れていきたい。今のところ、教育委員会のほうに要望等はあっておりません。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時07分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成23年第6回大津町議会定例会会議録

平成23年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成23年12月13日(火曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課企画課財政課係長 白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 子育て支援課長 松永 高春

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 23 年 12 月 13 日 (火) 午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 58 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

月尾純一郎君。

○8 番 (月尾純一郎君) おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

今年、1年間、日本国中大変な年でありました。苦情の年であり、試練の年でありました。私たちにとって挑戦の年であり、新しい出発の年であったと思います。昨日、あの東日本大震災から9カ月を迎えました。しかし、民主党の政権はここまで来ても国民のことなどは何も考えていません。政治の原点は何か、私は君が憂いに我は泣き、我が喜びに友は舞うだと思っています。国民一人一人の幸せを考えない政治なんてあり得ないし、町民の皆さんが喜ぶ顔が思い浮かばない政治なんてあり得ないと思っています。そして、何があっても必ず乗り越えていける、どんなに厳しい状況であっても必ず勝ち超えていけるという夢と希望を与え続けていかなければならないと思っています。今年の漢字には絆が選ばれました。時代は厳しい、しかしひるんではいけない。勇気を持って戦い続ければ、いつの日か今の苦しみを笑えるときが必ず来るのだから、オーストラリアの国民的作家ヘンリーローソンはこう謳っています。私はそういう政治を目指してこれまでも取り組んでまいりましたし、これからもさらに取り組んでいく、その覚悟で来年も進んでまいりたいと決意を新たにしております。そういう意味で、本日は、1、陽の原キャンプ場を整備し利用の拡大を、2、イノシシの利活用、イノシシ肉で町の活性化を2点について家入町長にお尋ねいたします。

第1問目、陽の原キャンプ場を整備し利用の拡大をについてお尋ねいたします。陽の原キャンプ場は、大津町真木地内の矢護山登山、鞍岳登山の登山口にあり。毎年多くの登山者が駐車場に車を置き上っていかれます。また、山開きや子どもたちの体験学習教室が行われます。夏には多くの人たちがキャンプを楽しんでおられます。陽の原キャンプ場は、春の新緑、夏の輝く緑、秋の紅葉と、大津町の中でも特に景観の素晴らしいところです。近くには熊本平野を一望できる絶景の地があります。晴れた日に永遠が見えるではありませんが、有明海や雲仙の山々をきれいに見ることができます。また、近くの山々は環境の森として、各種団体や企業による広葉樹の山桜やクヌギ等の植林が進められています。大津町の中心地からわずか10分から15分で、まさに大津町の天地と言っても過言ではない素晴らしい景観の地に行けます。その中心的機能を持ったところが陽の原キャンプ場だろうと私

は思っています。昨日の一般質問での同僚議員の質問の中で町長は陽の原キャンプ場について触れられ、自然環境教室の場であると述べられました。まさにそのとおりであり、そうでなければならないと思います。しかし、果たしてそうなっているか。教育の現場にある人たち、あるいは保護者の皆さんが陽の原キャンプ場をそういう目で見ているか、私は否だと思っております。インターネットを開くとキャンプ場の条件、また行きたいキャンプ場、もう絶対に行きたくないキャンプ場、その理由などがあふれるように出てきます。県内でもごく近場のキャンプ場が二度と行きたくないキャンプ場として登場します。大津町のキャンプ場は出てきませんが、残念ながらその対象にもなっていないのではないかと思っています。条件代表は、宿泊施設が明るく機能的であるか、水道や炊事場がどうか、トイレがきれいであるかなどが上げられます。さらに、子どもたちの遊び場があるか、交通アクセスのよさなどが上げられています。

そこで、陽の原キャンプ場の施設の現況、キャンプ場としての機能を果たしているか、利用の状況はどうかについてお尋ねいたします。

まず、町内各地域からキャンプ場までの道路の整備、キャンプ場への案内板の設置、キャンプ場手前の町が管理しているクヌギ林の整備、そば屋や矢護庵からキャンプ場までの川の整備、遊歩道の設置、キャンプ場への進入道の拡幅整備等々が考えられているか。次に、老朽化した宿泊ロッジの新改築、安心安全の水道の確保、きれいなトイレの整備が考えられているか。さらに、自然体験型キャンプ場、あるいはファミリー型キャンプ場としての施設は十分か。次に、利用者が安心して気持ちよく利用できるキャンプ場とするために管理人を期間中常駐させる考えはあるか。次に、矢護川、鞍岳への登山道の整備は考えているか。以上、また利用したい、何回も行きたいと言ってもらえる県内随一のキャンプ場としていく考えはあるか、お尋ねいたします。

また、私がずっと提案し続けているグリーンツーリズムの核として、これまでの利用者の数をはるかに超えたキャンプ場としていく考えがあるか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。月尾議員の陽の原キャンプ場についてのご質問でございますけれども、陽の原キャンプ場につきましては、もう議員が言われたとおり、本当に青少年教育の場としての整備をやっていかなくちゃならないというふうに思っております。というのも、あの矢護山登山関係等についても、前にある議員から登山道路の整備関係も指摘しておられるわけでございますけれども、残念ながら申し訳ないことには、山の神やアセビのトンネルなどが今なくなっておるというような状況でございますので、その辺の管理について何が原因であったかということについても今反省をしているところであるし、申し訳なく思っております。これらの矢護山自然公園には、やはり今でも町外の方が活用されておる中で、ご指摘のそれぞれの整備については、また担当のほうから状況なりお話をさせていただきますけれども、一番大事な水、飲料水の問題やトイレの問題、その辺については今後十分検討をしていかなくちゃならない設備整備が必要になってきておるというふうに思っております。いろんな感じで、これから親しまれ、愛され、そして癒されるような自然公園、この全体をどう持っていくかと、先ほど議員言われましたように、環境の森関連等につきましても、

今後大きくなっていく広葉樹の関係も取り入れながら広く検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。そういう中で、そういうものの中にきのこや山菜、あるいは小鳥、そういうのが共生できるような自然の中と、また地元関係の皆さんからは花の園というようなことで言われていることもありますので、いろんな形であの地域の活性をお考えになられておるようでございます。そのような中におきまして、我々も今後の基本的な計画の見直しをやっていかなくちやならないんじゃないかなと。それについては、大きく矢護川のうぶ神社のほうから、それからあそこの水公園があります矢護川公園からあの一体をどのような公園化にしていくかということについて、今後地元ともご相談しながら計画をやっていかなくちやならない、そういうような時期に来ておるといふふうに思います。そういう中で、今後の計画を進めますけれども、現状の段階、今すぐやらなくちやならないとか、いろんなものもごございますけれども、その辺の状況については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。現状についてご説明申し上げます。

陽の原キャンプ場の整備としましては、15ないし20名で利用できるキャビンが1棟、10ないし12名で利用できる2階建てバンガローAが2棟、5、6名で利用できる平屋建てのバンガローBが6棟、4、5名用の家型テントが40張り、集会場が1棟、避難所が1棟、男女各4室あるシャワー棟が1棟、炊事場が2棟あります。また、利用状況ですが、平成22年度の実績では、利用団体53、1368名で、キャビン14件、バンガローA29件、バンガローB46件、貸出テント3件、持ち込みテント60件、集会所3件の合計155件の利用となっており、ここ数年の利用者数は横ばい状態であります。施設の管理については、矢護山自然公園管理業務委託を菊池森林組合と284万5千500円で契約を行っています。委託内容は、刈り払い業務、管理人業務と、支障木伐採処分です。刈り払い業務は、キャンプ場及び遊歩道の鞍岳ルートと矢護山ルートの刈り払いを年2回行っています。管理人業務は、キャンプ場のバンガロー棟の利用者への貸出などの対応を行っています。支障木伐採処分については、遊歩道やキャンプ場の支障木、風倒木の伐採を行っています。以前イタズラが発生したため、キャンプ場の入口にチェーンをしていますけれども、張り紙をして入場の際にはチェーンを外して入場していただくようお願いしています。水道の件ですけれども、現在は地下水を汲み上げて水道水を使っております。上水道ではありませんので、利用者の方には生水での飲用はしないようお願いしています。また、冬場は水道管の露出している部分が多く、毎年水道管が凍結して破裂が起きていますので、12月から2月までは水道の利用を控えています。そのため、この期間の利用者の方には水を自分で準備していただくようお願いしています。なお、大津菊陽水道企業団の配水施設から上水道を引くためには多額の工事費が必要となります。ちなみに、吹田配水池から大津町運動公園まで上水道を引くために高低差が38メートル、延長700メートルで4千万円程度の費用がかかっており、陽の原キャンプ場の場合は高低差が80メートルあり、ポンプが大型になるためその以上の費用が必要となります。なお、現在陽の原キャンプ場の指定管理について検討しているところであり、今後地元の牧野組合と協議する中、施設の老朽化が著しい設備について施設の改修が必要

と思われまので、その中でキャンプ場の水道を簡易水道施設として設置できないかについても検討してまいります。

また、キャンプ場だけではなく、矢護山自然公園、ゴルフパークや環境の森を一体とした観光施設として、北部地区の観光の目玉としてPRしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） いろいろとお尋ねしたんですけれども、答えられてない部分がたくさんあります。まず、水道の問題は大変大事な問題であると思っておりますし、これが解決できないとなると、もうこれは致命傷です。キャンプ場としての体をなしていないし、キャンプ場を名乗る資格もないと言っても過言ではないと思っております。大津町の宝はいくつも上げられますが、何と言っても輝く緑と豊かなきれいな水であると思っております。最近、熊本市が政令市の決定を見て完全地下水の水の都であるなどと言っているのを耳にしました。いいんですけれども、大元は大津町じゃないかと私は思っております。もちろん大津のおかげだろうなどとは誰も一言も言っていませんが、キャンプ場は大津の水を内外にPRしていく絶好のチャンスだろうと思っております。その大津町が、キャンプ場でちょっと水はお薦めできませんなんて言ったら、これは笑い話にもならないと思っております。先ほど紹介がありましたすぐしたに大津菊陽水道企業団の上水場があります。ここから引っ張ってくれば簡単にできるわけです。水道企業団は町長が企業長、今は副企業長ですかね。町長の英断ある一言で、実現すると思えます。もう一度その点をお聞きしたいと思います。

それから、キャンプ場に行くまでのアクセスですが、大津町の各地からキャンプ場に行くために、私たちは当然簡単に行けるわけですけれども、町外から来た人はなかなかキャンプ場というのがわかりにくいという声をたくさん聞きます。その看板を随所に掲げて、わかりやすく、行きやすくしていかなければならないと思えます。先ほどありましたように、大津町は毎年多額の金額を森林組合に発注しております。その森林組合が間伐材を使って、100枚や200枚、キャンプ場への案内板をつくるぐらい簡単なことだろうと思えます。そういうことを、森林組合に対して相談をしたことがあるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） キャンプ場の水でございますけれども、もうおっしゃるとおり、この水あってこそあのキャンプ場が生きてくるものと思えます。議員おっしゃるように、あの下に1、2年前に上水道のボーリングをやって、大きな貯水池をつくっております。これから持って行っていくぐらいかかるかということも検討しなくちゃならないし、また近くに、里山事務所の側にも水が出ておるようでございますけれども、簡易水道で汲み上げたときどうであるかと。今現在、あの川のところからのボーリングを引っ張ってきておりますので、そのような状況である関係で冬は飲めないとか、あるいは安心・安全な水でなくてはならないのが、我々としても水を売り物にするキャンプ場として、矢護川の地域の皆さんに申し訳なく思っておりますので、その辺のことについては、上水道につきましてはまた別な組織でございますので、その辺についても十分議会とも検討しながら、いくらぐら

かかるかということ、ボーリングして水を汲むのに簡単なボーリングをして出るのであれば、その辺の経費の安いほうで十分できるかということ、後の管理上の問題もございますので、どちらがいかというのを十分検討を今後やって備えていきたいというふうにも考えております。もちろんまた道路の関係でございますけれども、もちろん議員おっしゃるように中核工業団地からの新しい道路をつくっておりますけれども、そちらのほうからの入口、あるいは畑総からの走ってきております道路関連についての赤水線経由でございますけれども、そういうような途中の箇所箇所にもやはり看板が必要であるというふうに思っております。しかし今のような施設ではですね、看板をやって、議員言われるように来てみて、もう来んがよかばいという思いがなされるんじゃないかなと思っておりますけれども、森林組合のほうとも間伐材とかいろいろございますので、森林組合でなくともシルバー人材関連等にもお願いして、町の町有林の間伐の切り捨て材を有効に活用できるような方法はないかと。現在の学校建設のための町有林切っておりますけれども、残り資材もございますので、この辺についても十分検討していきたいというふうに思っております。もちろん道路関係については、真木と平川の間についても、今逐次改良しておりますので、この辺につきましても道路の安全性についても十分今後も検討しながらやらせていただきたいというふうに思っております。まずは公園の総合整備計画関係をつくりながら、一つ一つ整備をしていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 今、町長がくしくも言われました、案内板、看板をつくっても今の設備じゃどうしようもないんじゃないかと、来てもがっかりするんじゃないかと、今、町長が言われた、その一言がすべてを物語っていると思います。まさしくそのとおりでありまして、大津町を皆さんにアピールするキャンプ場にはなり得ていないということで、今後いろんな施策が期待できるのではないかと思っております。

最後に水道の件ですけれども、どうしても上まで引っ張っていけないということであるならば、今、その手前、入口の手前に町が管理している土地がありまして、竹ばし、竹のこまうち体験でありますとか、どんぐり拾いとか、ネイチャーゲームとかいろいろやっている場所がありますが、そのどこか一部いいところに水道を引っ張ってきて、そこを水取場としてキャンプ場を利用する人には町が用意したポリタンクで、この水を飲料水として使ってくださいみたいなことも考えられるのではないかなと思いますので、計画を進められる上で一つの参考にしていただきたいなと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。イノシシ肉を活用し、町の活性化を！についてお尋ねいたします。近年、イノシシやシカなどの野生動物による農作物被害が全国各地で深刻な問題となっています。大津町では、阿蘇外輪山に接する真木、矢護川、瀬田、錦野地区などでイノシシなどの有害鳥獣の被害が多く発生していると思いますが、その実態についてお尋ねいたします。例えば、発見され捕獲、捕殺されたイノシシが何頭か。どういう農作物が、いくらぐらい被害を受けたのかなどです。先日の熊日新聞でも、上天草市で以前は3頭だったイノシシの捕獲がわずか10年で894頭になったとの報道がされていました。大津町でも狩猟解禁に入って、山間地では鉄砲の音が聞かれます。近年のイノシシの出没の実態についてお尋ねいたします。なぜこのような被害が拡大してきたのか。昔

は山の中でも十分なえさがありました。しかし、森林伐採によって木の実などのえさが山から消えたのが要因だろうと言われてしています。一方で、もともとイノシシは繁殖率が高く、1年に春と秋の2度繁殖時期があり、合計10匹ほどの子どもを生むとされています。ただでさええさが不足している中、数が増えたイノシシたちは、山を下りざるを得ないということです。対策としては、防護柵を張ったり、捕獲・捕殺などがありますが、数は減っていません。むしろ増える方が勝っているのが実状です。農業後継者の不足による耕作放棄地の急増も大きな要因の一つになっています。イノシシは草が生い茂った耕作放棄地に身を隠し、そこにすみかをつくる。そのため田畑や農家との距離も近くなり、非常に危険な状態です。農作物の被害はもとより、地域住民の生活に不安を与えることが最も危惧されます。これを改善するには、耕作放棄地の減少に向けた抜本的な対策が必要です。狩猟会や農家、地域の声を集約し、密に連携を取っていくことが大事だろうと言われてしています。大津町の里山と言われる地域では、畑に続く山肌に明らかにイノシシの通る道、いわゆる獣道があります。草が生い茂る中には、すみかとして休息していた跡が確認できます。畑仕事をしているおばちゃんが、「何ば植えてもだめ、里芋は3晩でみなやられた」と教えてくれました。別のおばちゃんは、「もともと私たち人間がそぎゃんしたただけん仕方なか」とも完全にあきらめておられました。また、別の人も、「何を植えてもどうせイノシシにやられるけん」と口を揃えて言われます。全国の取り組みの中でも防護策だけではだめだ。絶対的な個体数を減らしていかなければならない。捕獲・捕殺をもっと進めていかなければならない。しかも、そのためにはその後の処理体制をしっかりとしていかななくてはならないとされています。これは、自治体の仕事です。捕獲・捕殺したという連絡が入ったら、できるだけ早く確保して食肉化する、そういう施設が必要です。その上で、これを例えば道の駅で大津のイノシシとして販売する。イノシシカレーやイノシシコロッケなどの料理として提供するなどの対策が大事であるとしてします。京都府京丹後市や大分県中津市など、全国の多くの自治体が取り組んでいます。県内でも上天草市などが特産品として売り出し、地域活性化の拠点としています。水上村はシカ肉ですが、おいしいシカ肉で「おいしか」という名前でステーキ用、焼き肉用、ソーセージなどを売りだしています。こういう取り組みをしていく考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） イノシシ関連についてのご質問でございますけれども、イノシシの捕獲関係等については、農家などの自営保護と捕獲と、また猟友会の皆さんによって今お願いをしてやっております。なかなかイノシシもおっしゃるように大津町でもどんどんと多くなってきているのは確かでございます。そのような状況等について、また部長のほうからご説明をさせますけれども、イノシシ料理関係等について、これがどんどん見るといのはあまり好ましくないことではございますけれども、やはり議員おっしゃるように、まだ今捕獲した猟友会の皆さんがそれぞれおもちになっておられますけれども、これをやっぱり郷土料理みたいに、例えばイノシシ鍋というような形で、それぞれの道の駅やあるいは岩戸の温泉関連や街中のそれぞれのところで販売できればなと思うし、また真木のそば屋さんのイノシシそばとか、いろんな形で活用できるものはできるんじゃないかなど。その辺のPRというか、そういうものが町としてもまだまだ活用の段階にいてなくて、猟友会の友だちとか、そ

ういう方向で活用されておりますけれども、その辺の捕獲の関連等につきましてですね、捕ってきたときにイノシシのしっぽを持ってきていただければ5千円とかいうような状況でやっておりますけれども、その辺の補助の見直しも今後はやはり考えながら、商店街の皆さんともどのような形で取り入れていかれる方向ができるかということも今後の検討事項というふうに思っておりますので、そういうような形で、イノシシの肉の関係も郷土料理の一つとしてPRできればなというふうに思っております。しかし、あまり大津町でそのような料理があまり進むのもいかがなもんかと思っておりますけれども、ある以上はやはり唐芋と同じような形の中での併用した活用も必要ではないかなと思っております。

そういう意味において、しっかりとイノシシを駆除しながら、休耕農地がたぶんそういうところが多々ございますので、その辺の対策にもつながってくるんじゃないかなと思っておりますので、今後の課題事項として取り組んでいきたいと思っておりますし、被害状況については担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 被害状況について説明いたします。

まず、熊本県全体の平成22年度のイノシシの狩猟頭数でございます。2万5千922頭です。うち有害捕獲頭数でございます。1万4千555頭となっております。菊池振興局管内では、捕獲頭数686頭で、有害捕獲頭数は131頭となっております。町の有害鳥獣の捕獲実績は21年度イノシシ24頭、カラスが27羽、22年度はイノシシ53頭、カラス49羽、シカ4頭という実績になっております。また、23年度もイノシシとカラスの捕獲実績は上がっているところで。

質問の中で農作物関係の被害はどのくらいかということでございます。唐芋中心でございますけれども、唐芋は収穫するまででなくて途中でかなり悪さというか、掘ってしまいます、鼻で。だから、収穫時点で換算しますと、大体甘藷そのものが30万円から40万円の平均的な粗収額があるかと思っておりますが、その面積をいきますと10アール当たりやっぱり10万円から被害があっているものと思っております。カラス等の被害につきましては、ちょっと金額的には被害額というのはわかりません。作物でございますけれども、里芋、あるいは真木のほうでは稲でイノシシが転んでいくわけですね。だからそのときの被害額というのは、金額的には大体稲も10アール当たり10万円の粗収額があるわけですが、寝ころんただけでも収穫額は望めない水田地域がございまして、大体昨年を考えると1ヘクタールからはあっているようでございますので、金額的にいきますと100万円からは最低でもあっているという状況でございます。

次に、イノシシやシカの解体の関係でございますけれども、調査したところ、調査範囲内で全国に82カ所の処理施設があります。県内には3カ所あります。聞き取りではありますけれども、処理形態もそれぞれ違っております。1カ所は、全くの民間で、以前から処理を行われている精肉店、主に牛や豚の解体でございます。シカの解体も、当然そのところで解体しながら販売を実施しているところ。それから、次に猟友会が解体施設に補助金を出して運営は猟友会が実施されております。次に、廃校の中学校給食センターを改築して、その猟友会に貸出を行って運営を行っている施設と、形態はそれぞれございます。また、完全な民間会社以外の2カ所は、その運営についてはなかなか難

しいものがあると聞いております。現時点では、今の段階では難しいのかなと、肉的に保健衛生といえますか、そうした食肉関係ではなかなか厳しいものがありまして、どこでも解体して販売するというのは、今からの、大津町で取り組むにしてもそういうところは気を付けなければならない。やっぱり、管理上、大変なものがあるかと思えます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 根本は、絶対頭数を減らしていくというのがやっぱり大きな問題だろうというふうに思います。この事業というのは、まさに逆転な発想の取り組みでありまして、事業が成功して少しでも利益が出たならばですね、わずかでもその地域で農業に取り組む人たちに還元していけば、1回やられたけん、もう二度とつくりたくなかというようなあきらめをしている人たちに対してですね、少しは希望の灯りを届けることができるのではないかなと思います。耕作放棄地の問題とイノシシ被害の問題は、実は切っても切り離せない問題であります。町長とイノシシ肉を食べながら耕作放棄地と中山間地の活性化を考えていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 次に進みます。府内隆博君。

○2番（府内隆博君） おはようございます。2番議員、府内隆博が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日は3問の質問ですけれども、1つ目が木になる紙利用拡大について、2問目がドクターヘリ、平成24年1月16日運行開始搬送体制について、3問目が高尾野中核工業団地から県道菊池赤水線までの林道の延長工事計画はということで3問の質問をさせていただきます。

1問目の木になる紙利用拡大については、昨日同僚議員から質問がありましたけれども、木にならない紙だったら質問はなかったと思えますけれども、木になる紙ということで再度質問をさせていただきます。間伐材を原資とし、売り上げの一部を森林所有者に還元するコピー用紙木になる紙を使う市町村が県内で増えている。45市町村のうち100%使用は8市町村、一部使用は17市町村に上る。県も全庁に使用拡大をする方針を打ち出した。使用拡大によって、間伐材の利用を促し、林業や山村の活性化に加え、地球温暖化防止につなげたいねらいもある、そういうことで大津町も総面積の50%、約4万4千800ヘクタールが森林で、町有林をはじめとして町の宝であるということを町長も申し上げております。平成22年度間伐した面積が菊池森林組合全体で切り捨て間伐が247ヘクタール、搬出間伐が211ヘクタール、大津町で間伐された面積が、切り捨て間伐84.19ヘクタール、そのうち町有林が35ヘクタール、排出間伐67.62ヘクタール、町有林がその中で35ヘクタールでございます。そういった間伐の中でも、やはり財源が必要でございます。こういった間伐材をするには費用がかかるということで、県は2005年、水と緑の森づくり税を導入、税収は個人県民税に年間500円を上乗せし、法人からは法人県民税均等割の5%相当額を徴収し、2005年から2009年までの税収は、総額23億3千946万円で、そのうち約22億円投じて人工林の間伐や植林に使われている。森づくり税は、熊本を含め30の県が導入し、森林整備事業に充ててある。また、一定の効果があつたとして、2010年から5年間の延長が決まっています。森林組合がその中で針広混交林化促進事業がこの森づくりの事業で間伐事業が行われているわけでございます。そういった

ことから、やはり間伐材でコピー用紙をつくり、その売り上げを一部森に還元するというので、木になる紙の利用拡大をしているわけですので、そういったことで、町も、昨日町長も検討するというのをいただきましたけれども、再度考えを聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の間伐材活用の推進についてのご質問でございますけれども、もう議員おっしゃるように、国産林の安定供給と新たな木材利用の拡大のために、平成22年度施行されました木材利用促進法の基本方針によって、建築物関連等の木質と木造を活用する、あるいは備品やコピー用紙、印刷用紙の調達の推進を図るといようなことで、先ほど言われました県下の45の市町村の中に全量を使用しているコピー関係用紙については8自治体と、そのほかが調達一部が16といようなことで、まだまだ県全体でも進んでいないといような状況でございます。

そのように、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律ができておまして、そのように木質のものを利用するといような推進がなされております中で、県下においても今言ったような状況でございますし、木になる紙で今九州間伐紙といようなことで供給普及に努めておられる九州森林管理局と九州8県、そして研究機関や製紙企業等で推進協議会を回りながら取り組みをなされているわけでございます。状況によりまして、平成22年度においては約2万立方メートルの間伐材を利用しまして27万個のA4サイズがコピー用紙として供給されております。その結果、約880万円、21年度と22年度では1千100万円の還元金が森林組合を通して森林所有者等に還元されていると聞いております。そのように、森林組合はもちろんでございますけれども、森林所有者の森林に対する気持ちと、それから国民の森林に対する想い、そういう意味でこのコピー用紙を使う、あるいはそういう木材を使うことによって森林育成に貢献しているといような気持ちを植え付けるためにも、ぜひ我々としてもそのような取り組みをしっかりとやっていかなくちやならないといふふうに思っております。先ほど、前の源川議員からも言われたとき、一部じゃ買おうといことで、20万円ぐらいしかかからないんじゃないかなとい話をしましたけれども、20万円では議員の一般質問を考え、森林組合や森林業者の活性化を図るためには20万円では少ないのかなといような思いもありますので、今後のコピー用紙をはじめ、あるいは机、イス関連等の木材活用にも十分推進を図っていききたいといふふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 木になる紙といことで、コピー用紙購入者といことで熊本県の農林水産部森林局林業振興課からちょっと資料をいただいたんですけども、国と出先機関ですけれども、出先機関として九州森林管理支局、それと森林総合研究所九州支部といことで、それと森林総合研究育苗所、九州農政局、出先機関ではほとんど全部、全所使われておりますけれども、市町村では阿蘇市、人吉市、そのあたり全部使われておりますけれども、菊池振興局管内では菊池森林組合だけといことで、どうかひとつ大津町役場でも農政課内でもいいですけれども、少しで、先ほど町長も言われましたけれども、20万円でも結構だろうと思っております。少しの還元になるかと思っておりますけれども、そういったことで間伐を促進するためにですね、ぜひ協力をいただきたいといことでお願いし、2問目

に移らせていただきます。

ドクターヘリ、平成24年1月16日運行開始。搬送体制について。本件において防災消防ヘリとドクターヘリの2機が連帯する熊本型ヘリ緊急搬送体制の構築に向け準備を進めてこられたが、いよいよ平成24年1月16日運行を開始。県内全域の重篤な傷病者のさらなる救命率の向上や後遺症の軽減にもつなげ、空飛ぶ救命室とも呼ばれる。交通事情の悪い場所、現場にも到着するのが早い。また、できるだけ発生現場から近い場所の患者を収容するようドクターヘリの着陸地点を決め、消防などの関係機関に周知させる必要もある。大津町においても、特に北部地域においては着陸地点を特定しておくべきと思うが、町としての考えを聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員のドクターヘリの関連についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように1月16日から県民の安心安全の確保に向けて熊本県ヘリ救急運送体制が本格的始動されることになりまして、県内全域の重篤な死傷者のさらなる救命率の向上等が期待され、町といたしましても菊池広域消防本部や関係医療機関等との連携を強化し、管内の緊急医療や緊急搬送体制に対応していきたいと考えております。今回の体制では、災害や緊急事態等で町民の皆さんが少しでも早く治療等の医療措置が可能になり、また後遺症に軽減にもつながることができる体制づくりとなっていると理解しております。今後、地域医療機関、関係機関への説明等を十分行うとともに、内容を検討し、防災消防ヘリとドクターヘリの2機が連携する熊本型のヘリ緊急搬送体制を最大限に活用していきたいと考えております。また、ヘリと救急車の落ち合う場所のランデブーポイントについては、今後菊池広域連合消防本部との協議の後決定されますが、なお取り組みの概要等の詳細につきましては、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 府内議員ご質問のドクターヘリにつきまして、熊本県ヘリ救急搬送体制づくりの概要をご説明させていただきます。ドクターヘリ運行につきましては、新聞等での報道がございましたように、12月8日から実際に人を搭乗させて県内の13消防本部と連携した訓練に着手されております。運行開始に伴い、基地病院は熊本赤十字病院となります。今回の熊本型ヘリ救急搬送体制の特徴といたしましては、ドクターヘリ及び防災消防ヘリの特性を活かした明確な役割分担がなされ、主にドクターヘリは救急現場への出動、患者転送となり、初期診療を迅速に行い、救急医療の地域自己完結の支援をするもので、防災消防ヘリは病院間搬送、救助の出動とされております。また、担当する役割に対応できない場合には、互いの運行基準に準じて連携して役割を補完することになっております。

次に、行政窓口の一本化のために行政ホットラインを一本化し、県防災消防航空センター、益城町の空港内になりますけれども、消防機関からの要請の仕切りを行うことで、関係者間の情報が共有され、ドクターヘリ、防災消防ヘリの運行に関する4つの機関病院として、1番目に国立病院機構熊本医療センター、2番目に熊本赤十字病院、3番目に済生会熊本病院、4番目に熊本大学医学部付属病院が消防機関からの要請内容を共有し、連携しながら対応することになっております。また、運行時

間についてはヘリの安全等を考え、日中の運行は原則午前8時30分から午後5時15分までとなっており、日没時間を考慮して運行時間は変動するようになっております。住民の皆さんの安心・安全の確保に向けての取り組みといたしまして、町としてもできる限りの協力連携が必要だと考えております。

それから、着地点のランデブーポイントについては、先ほど町長ございましたように、菊池広域連合消防本部から町のほうへ、各小学校グラウンド、運動公園等の施設利用の協力依頼があると聞いております。その後、協議を行い、決定となりますので、十分検討していきたいと考えております。今後地域及び関係機関等との担当者と着地点、救急車との連携等に向けて十二分に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 府内議員さんの質問にありました現在の防災消防ヘリの関連についても若干の説明をさせていただきたいと思っております。

ご存じのように防災ヘリコプターのひばりは、熊本空港内の熊本県防災消防センターにあります。県防災消防航空隊に運行されているような状況でございます。なお、この消防ヘリコプター関係については、県の運行管理要項規定等がありますので、それに準じて行われているという形でございます。機体につきましては熊本県が所有しております。消防活動は市町村の消防本部から出向してきた消防職員によって行われておりまして、それ以外の操縦や整備などについては、天草エアラインに委託されているような状況でございます。今回、ドクターヘリの導入に伴いまして、平成15年から消防防災ヘリにより緊急配送が行われております。平成20年度での緊急運行関係の件数につきましては366件で、その中で緊急搬送は311件を超えているような状況で、かなり多くなっているという形でございます。それから、消防防災活動についてのヘリの発着場につきましては、各小学校など14カ所を指定させていただいております。大津町での出動の状況でございますけれども、皆さんご存じのように本年の1月にセスナ機の遭難事故が矢護川であっておりますけれども、その際に防災ヘリの出動があっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 全国に14機が配備される予定ということで、最大の問題は救える命に格差があること、都市と地方もそうだし、県内でも違う。熊本市のようにどこでも15分以内に救急車が入れるところと、病院まで1時間以上かかるところもあります。こういったことで、ドクターヘリにより格差の解消がされると思います。さらなる命の大切さを大事に、また一人でも救急患者らが搬送され、助かることを期待して、3問目に移りたいと思います。

高尾野中核工業団地から県道菊池赤水線までの林道の延長工事の計画は、町事業により林道整備がなされましたが、古城地区の西道路までで終わり、計画としては県道赤水線まで計画があったのではと思います。真木地区や古城地区の方々から延長計画を熱望されておられますが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の高尾野中核工業団地から県道赤水線までの林道の延長工事計画等についてでございますけれども、これはずっと前に325号のバイパス的な意味での熊本環状ということで、西原からずっと大津を通過して、菊池、山鹿、そして西回りの熊本市のバイパスへつなぐ、そういう大きな計画がありまして、大津町としては西原から57号を通りまして北外輪山、それから赤水線というような大きな道路をつくらうということでの農道を主体としたものでつないでいこうというような計画がなされたわけでございますけれども、ご時世の状況で現在その計画の中の一部として大津町においては町道古城線までを結ぶ延長1.3キロの林道ではありますが、林業の振興とともに地域間のアクセスの利便性向上を図ることを目的に、平成12年度から20年度までで整備を行ってまいりました。このことによりまして、真木地区や古城地区への交通の利便性も向上しているものと判断しております。議員ご指摘の県道赤水線までの延長についてですが、以前から地域の要望としてあったようですが、現在の町道古城線までの区間として計画をしております、事業は一応終了している状況でございます。なお、現在は町道真木線の道路見通しをよくするための視距改良工事を平成18年度から実施してきております。そういうような状況でございますので、今後についても何か別な要件とか、そういう諸条件があれば今後つないでいく方向につながるんじゃないかなと思っております、それがしいては畑総の道路につながっていけるようになればいいなというふうに思っておりますけれども、今の段階についてはそういう状況でございます、詳細につきましては、また土木部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の質問にお答えいたします。

林道古城線につきましては、平成20年度に事業が終了しまして、古城地区や真木地区への主要なアクセス道路になっていると認識しております。この道路の整備計画が県道菊池赤水線まで延伸させる計画があったのではないかとのお尋ねでございますが、この林道につきましては町道古城線までの整備計画でありまして、事業費総額で約5億1千万円かかっております。内訳としましては、工事費が約4億円、用地費が約5千万円、補償費が約1千万円などとなっております。財源は辺地対策事業債として実施してきたところでございます。地域交通の利便性などを高めるためには必要な道路かと思いますが、やはり膨大な事業費がかかることが予想されますし、通行量等から勘案すればコスト高は否めないため、現在の状況では延伸を計画することは難しいのではないかと考えております。ちなみに先ほど町長の説明にありましたが、平成12年3月に町が作成しました大津町都市計画マスタープランにおいて、この道路は南北広域幹線道路として位置づけられる路線の一部となっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 先ほど言われたように、南北道路にも非常につながり、また地域の活性化、しいては先ほど言われましたように畑総なり水田基盤整備の重要道路にもなるかと思っております。そういうことで、林道整備については、県や国の補助事業あたりも勘案していろんな対策を講じてですね、

ぜひこう5年、10年の計画をしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より開会いたします。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） おはようございます。通告に従いまして、1番議員、金田俊二が一般質問をいたします。

1問目は、環境に配慮した好循環のまちづくりの推進をということで質問いたしたいと思います。近年、バイオマスという言葉が頻りに耳にするようになりました。バイオマスとは、一体なんだろうか。バイオマスとは、太陽と水という天然の恵みを源泉として、地球上に存在しているあらゆる生物資源ということだそうです。例えば、薪単材、林業廃棄物、農業廃棄物、畜産廃棄物、生ごみや紙くず等の生物系由来の都市廃棄物、さらに菜種油等のエネルギー作物等が上げられます。バイオマスは、再生可能であるだけでなく、持続的に管理がなされれば、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの筆頭とされる二酸化炭素を新たに増大させません。バイオマスを燃やして再生する二酸化炭素は、植物が育ったときに光合成を通じて大気中から吸収した二酸化炭素です。燃焼による酸化反応はいったんため込んだ二酸化炭素を再び大気中に戻す反応であり、植物の生育の前と燃焼の後では、二酸化炭素のプラスマイナスは、その収支は0になります。いわゆるカーボンニュートラルということでございます。石炭石油や天然ガスなどの化石燃料も、かつては生物資源ではありますが、数億年の歳月をかけて地中深く固定されてきた化石燃料がわずかに100年ほどの短い期間に地上に放出されています。毎年数百万年分の二酸化炭素を大気中に放出されており、それがまさに地球温暖化の原因となっています。さらに、バイオマスの利用は農山村地域における雇用の創出、都市部における廃棄物の有力な解決策として潜在力を持っています。バイオマスをエネルギー源としてみると、その供給源は森林や農地や牧場です。木材や農産物、畜産物を加工する際に出る間伐材やおがくずやふん尿等がその原料です。エネルギー生産は基本的に農林水産物や畜産物の生産と合わせて行われ、相互依存の形で森林や農地を生産地として活性化させるものと考えられます。最近では、自治体の中でもこの循環型社会の構築を掲げた取り組みが各地で展開されています。近いところでは山鹿市で平成15年から平成17年にかけてバイオマスセンターが建設され、1日乳業ふん尿52.4トン、肉業ふん尿11.3トン、豚のふん尿10.4トン、さらに家庭系生ごみ2トン、事業系生ごみ1トンを処理し、また集落排水汚泥も年間730トンを処理し、年間堆肥4千380トン、液肥1万7千336トン、バイオマス1日1182立米、発電量として2千494キロワットを生産しています。また、経済建設委員会で研修中に行った徳島県上勝町は、葉っぱビジネス等で有名な町ですが、未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな台地を継承するために、2020年度までに町のごみを限りなく0にすること

を決意し、2003年9月議会で議決し、ゼロ・ウェイスト宣言を行っています。生ごみは家庭内のコンポストですべて処理し、その他のごみは34種別に分類し、リサイクルやリメイク等を通して限りなく焼却や埋立ごみを0にする運動を行っています。また、上勝町は89%が森林で、この資源を有効に利用するために間伐等の未利用木材を木質チップなどの燃料にし、環境省の交付金を受け、第3セクターの温泉の重油ボイラーをチップボイラーに変え、温泉や暖房設備に利用しています。木質チップは、1日1.2トン使用され、100%上勝産の未利用木材で賄っております。地域内で燃料を供給する仕組みを構築しておられました。その他、高知県の仁淀川町でも未利用木材で発電とペレットを製造し、木材乾燥、プールや温泉施設に利用しているようです。岩戸の里温泉で町は平成21年度735万円、平成22年度787万円、23年度には1千200万円という多額の修繕費を支出しています。また、温泉のほうでも30万円未満の修繕費ということで、同様に平成21年度143万円、平成22年度99万5千円、平成23年度99万8千円支出しているところです。一般の企業は初期投資である、例えば建物や機械設備等については、減価償却費などを加味して決算しますが、公設民営の場合、その目的が地域住民の健康増進や都市と農村の交流、農業集落の活性化といった大義名分の下で税金で賄う形になっています。一般の企業の経営手法で考えれば、累積の赤字は、こと岩戸の温泉を見る限りかなりの額になるのではないかと。ひいては、銀行の融資も望めない状況ではないかと思うわけです。

そこで、今回NPO法人九州バイオマスフォーラムの力を借りて、仮に建家も含めた木質ボイラーを設置した場合の効果を検討したところです。1台設置した初期投資が、建家も含めて薪質ボイラーにした場合1台1千700万円、国の補助が仮に2分の1、これはいろんな補助が検討して調査すればあるかと思いますが、とりあえず一つだけ紹介しますが、災害時の、これは環境省、地域グリーンニューディール基金という制度がありまして、災害時の拠点施設には薪ストーブ、それから薪ボイラーの助成を行うと、そういうのがあります。ご存じのように、東北の大震災ではこういった薪ストーブ、薪ボイラーがかなり役に立ったというふうに聞いております。そういった危機管理という部分でもこういった補助を当て込むというのは必要ではないかというふうに思うわけです。仮に1千700万円の2分の1の850万円の補助、それから重油の価格、昨日のテレビでも原油の価格がまた上がるというようなニュースが舞い込んでまいりましたけれども、リッター85円の重油ということで設定しまして、含水率30%以下の薪を1立米6千円で購入した場合、燃料代削減額は年間87万円、さらに国内クレジット認証制度を利用した場合、二酸化炭素年間100トンの削減に対して約15万円の売り上げがあります。事業者に対して企業が15万円でこの二酸化炭素の削減分購入するというシステムです。そうすると、ランニングコスト節約効果は年間102万円になります。初期投資の850万円を回収するのに8.3年ぐらい、9年かからない、そういった状況です。初期投資を回収するまで指定管理者から減価償却費として何らかの形で町に入れていただくという方法もあるのではないかと思うわけです。

そこで、町長にお尋ねしますが、これらの先進地の事例に学び、かつ岩戸の里の現状を考慮して、岩戸の里の温泉の重油ボイラーを木質ボイラーに変える考えはないか。また、すべての生ごみをコン

ポストで処理し堆肥化する考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の循環型社会に対応する岩戸の里のボイラー関連等の考えについてでございますけれども、大津町におきましては、環境の森や広葉樹の森、そして民間、いろんな町有林関係合わせますと相当の森が、先ほど府内議員のほうから言われましたように50%以上がそういうような状況にあります。もちろん、その中で、例えば国の林野庁や農林水産省、あるいは国交省などの日本住宅木材研究センター、その辺のところにおける木材工場等の残材、あるいは建築発生の木材の残材関係等について、これの平成19年度の時点における木質バイオマス資料というような形で資源料が載せてありますけれども、林地残材が2千万トンのほとんどが未利用材ということと、製材工場関係等の残材が1千70万トン、そのうちエネルギーが230トンで、アテリアルが780トンで、未利用材が60万トン。または、建設発生木材関連等で1千180万トンのうちに未利用材が370トンというような、非常に廃材関係の利用におきまして、そのような廃材を利用しましてのバイオマス利用ということを国のほうも推進をされておるようでございます。

そういう中で、大津町につきましても、先ほど申しましたように、それなりの残材関係が未利用材関係も相当あるものと思います。そういう中で、我々としてもおっしゃるような木質のバイオマス関係等の木質ペレットを使いながら公共用施設関係や家庭用施設のストーブやボイラー等に活用できればなというような思いをしております。そういう関係で、経済産業省の新エネルギー課のほうにうちの職員がバイオの係長として今働いております。彼の働きを見ておりますと、上司の方のお話によりますと、それなりに勉強を全国、バイオ関連等に回っておりますし、2、3日前も熊本のほう、あるいは九州の壱岐のほうにも行っているようでございます。それぞれ勉強しながら、そしてまた農水省関連の人脈、あるいは国交省の人脈、相当その辺の人脈を今確保しておりますので、彼を使いまして今後のバイオ産業、地域おこし、あるいは森林活動に活用できればなというふうに思っております。そういう意味において、来年3月で彼も終わりますけれども、今後についてもその辺の人脈を活かすために、若い職員を再度派遣したいなというふうに思っておりますとともに、県の新エネルギー課のほうにも一人派遣しながら、新エネルギーに関する人脈をしっかりと作りながら、大津町におけるバイオ産業関連等をしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういうような中におきまして、議員ご指摘の岩戸の里関連等でございますけれども、これにつきましては現状の施設整備関連等についての費用と色々なものを検討しなくちゃなりませんので、その辺の状況について、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

ごみと家庭から出る廃油関係等で、今、社会福祉協議会のほうで廃油を利用したボイラーを兼ねて、今、社協の温泉のほうで使用をさせていただいておりますので、今後について、議員おっしゃるようにA重油の高騰はどんどん見えてきておりますので、そういうためには、また昔に戻った、そういう木製ペレットを活用したエネルギーを活用していかなくちゃならない大きな課題だというふうに思っており、そのような形の中で我々もしっかりと取り組んでいく計画を今後つくっていかなくちゃならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後の公共施設関連等については、その

ような施設が取り入れられるような設計も今後進めていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう施設関連等につきましても、職員を派遣しているその人脈を活かしながら、補助関連等についても活用をお願いしていきたいというふうに思っております。岩戸の里関連等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状についてご説明申し上げます。

岩戸の里の重油型ボイラーの燃料使用量は、平成22年度実績19万8千リットル、二酸化炭素排出量換算537トンであります。燃料費は平成22年度実績で1千337万3千円となっております。

次に、燃料の資材に関してですが、平成22年度大津町の切り捨て間伐は84ヘクタールに及んでおります。普通の間伐材と違い、大きさの小さいものや価値の安いものであり、経費を考えると採算が取れないため、そのまま切り捨て間伐を行っています。その切り捨て間伐材を有効利用し、薪としてボイラーに用いた場合、他施設の参考ですけれども、1日約2立米、年間約700立米を使用すると思われまます。また、燃料費に代わって間伐材導入費が必要となりますが、間伐材を窯の大きさに切り分けて保管、乾燥、運搬する人件費が必要となり、他の施設を参考にすると間伐材1立米当たり約5千円の経費であります。また、切り捨て間伐材を回収し、温泉まで運搬してもらい買取をする場合、1立米をどれだけの金額で設定するのが課題となってきます。現在の森林組合によるスギの木材単価は、1立米当たり約1万円となっております。年間700立米の使用の場合、薪代が1千50万円となる計算になります。薪回収方法で、例えば個人で軽トラック等を用い持ち込みした場合、温泉券と引き替えや安定した供給が行えるような最安値の薪買取価格を設定するなどの方法により、燃料経費を押さえることが可能かもしれません。金田議員の詳細について調べておられますが、薪用ボイラーの導入は、既存のボイラーと処理能力が同程度のものである、ボイラー5台で本体価格2千200万円、その他取り替え費用、ボイラー建家を建設する必要があります。他施設において3台導入で6千500万円という事例があります。ちなみに、ボイラー導入事業は50%の補助対象になるかもしれません。全国の事例を調べてみました。全国の調べでは、この事業が2カ所ございまして、やっぱり実際にこの事業を利用されております。

いずれにしましても、ボイラー等を平成9年からの新規で始めて今年度に交換いたしておりますので、この状況の事業を推進したいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員の質問の中で、町における生ごみの処理の現状についてお答えいたします。

町におけます家庭から出る可燃ごみの排出量は年間約5千トンで、一般的に可燃ごみに占める生ごみの割合は重量比で約4割程度と言われておりますので、生ごみの利用は2千トン程度と推測されます。可燃ごみに対する菊池環境保全組合での処理費用は過去3年間の平均では、1トン当たり約3万4千円となっておりますので、計算すれば町における年間の可燃ごみの処理費用は約1億7千万円。そのうちで生ごみは約6千800万円かかっていることとなります。このように大きな費用に係る生

ごみの処理費用を減らすために、ご家庭で生ごみの減量化に取り組んでもらうため、町では現在、生ごみ処理機の購入補助を行ないながら普及に取り組んでおります。この中で、段ボールコンポストについては、平成21年度に町内約250世帯を対象に実証実験を行い、平成22年度より補助制度を開始しましたが、処理過程において手間がかかるため、なかなか普及が進んでいないのが現状です。段ボールコンポスト以外のコンポストや電動の生ごみ処理機についても、処理時間電気代がかかる等のデメリットがあります。しかし、電気代が比較的にかからないものや音が小さいもの、においが少ないものなど、近年はいろいろなタイプの機種がありますので、ライフスタイルやご家庭の事情に合ったものを選んでいただけるよう今後もPRしながら周知を図り、引き続き生ごみの減量に努めていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） かなり町のほうでも調べられているというふうな実感したんですけども、職員、国のほうに派遣されております。最近では便利になって、ネットで情報を流したりすること、帰ってきてからでもいいんでしょうけど、今できることはできるんじゃないかなと聞いてて思いました。山林所有者も、先ほど薪の購入価格6千円、先ほど部長の説明でも5千円、運搬費も加味してどうのこうのというお話がありましたけれども、私の設定も6千円ほどでしております。山林所得者などの副業効果、雇用効果にもつながるのでないかというふうに思います。6千円のうち半分の3千円を町内の商店でしか使えない地域通貨で支払い、商店街の活性化につなげる方法もあるのではないかと思います。鳥取県の智頭町では、既にこのような取り組みがなされており、木の出荷者29戸、それから商店の26戸が参加しているとのこと。木を出荷している人からは、山がきれいになった、山火事後、みんなでいっぱいやれていい仲間づくりができた、短くても、少し曲がっていても出せるのがうれしい、商店からは、始めてくるお客さんが増えた。地域通貨でお客さんと話ができてよかったなど好評を得たということでございます。具体的な検討の余地があるというふうに町長言われました。私がさっき試算した限りでも、効果は出てくると思います。今後ボイラーを交換する時期、そういうときもあるかと思えますけれども、聞くところによれば来年か今年がボイラーを交換する時期というふうに聞いております。できれば早い機会に交換すれば、町の活性化、それから実績に経済的なメリットも出てくると。最初申し上げましたように、100万円ほど浮いたら、その分、町に寄附なりしていただければどうかと思います。それから、町全体の間伐についても先ほどお話がありました、さっきの木になる紙のところでありました、大体間伐というのは植えてから15年目に約3割、大体1ヘクタールに3千本ほど植えますので、15年目で大体900本、それから10年から13年経った段階で、いわゆる25年生から28年生経った段階で3割を間伐して、それが630本。それを考えると、莫大な宝が山に放置されるという、そういう状況ではないかと思えます。先ほど全国的な未利用木材の状況を言われました。大津町でもこれだけの未利用木材が存在しているということなんです。これをどうやって運ぶか、かなり難しいところもあるかと思えます。先ほど6千円のうち半分を、3千円を町内の商店でしか使えない地域通貨で支払うと。大体岩戸の里が燃料費って6千円、6千円で買った場合に搬出した人は6千円をもらうという、中には途中で預かるだけにして搬入する人が木

を切って、玉切りしてという工程も入るかもしれませんが、その6千円をみんなが木を出す人と加工する人、そういった人に振り分ければ、私は決して仕事にならない額ではないと思います。現実的な額ではないかと。だから、ほかの鳥取県とかでは、ずっと続いて今もやっているということではないかと思うわけです。ぜひ実現していただきたいなと思います。

それから、生ごみの処理について、先ほど説明がありました、段ボールコンポスト250世帯、当初ありましたけれども、なかなか難しいという話を聞いております。これは、微生物を相手にしていく必要があるし、毎日管理していく必要があると、だから普及しないと。最近では、電動が乾燥させるものもありますけれども、同様に微生物を利用してドラム缶みたいところで培養して電動で動くコンポストもあります。そういったのを家庭内に普及するというのもあり得るんじゃないか。さらに、町で大きなコンポストを建設して処理する方法もあるのではないかと思います。いずれにしても、先ほどと申し上げましたように微生物バクテリア等の知識が必要になってきます。町民の皆さんと根気強く学習していく必要があると思います。それで浮いた経費を町民の皆さんが一番やりたい仕事に回すということも可能ではないかと思うわけです。常に生ごみ処理のコスト削減の状況を公表して励みにすることもできるのではないかと思います。住民の皆さんを信頼して、住民の皆さんと共に考え、行動する、これがまちづくり基本条例での協働のまちづくりではないでしょうか。ぜひ家庭から生ごみをできるだけなくしていくという方向でお互いに頑張っていきたいなと思っています。私は、この問題を勉強していく中で山鹿市に行ったわけですが、バイオマスセンターのことを勉強をしに行きました。庁舎の壁にスローガンとして、「変わる勇氣、変える決意」とありました。どこの市町村もそういうふうにして頑張っているんだなと思います。ぜひ岩戸の里のボイラーを木質ボイラーに変えるべきだということを申し上げて、次の大津特産唐芋をトップブランドに押し上げようという質問に移ります。

徳島県は、鳴門海峡、旧吉野川流域の砂地で栽培されている甘藷をなると金時として商標指定しています。JA里浦は、鳴門市の東南部における旧吉野川デルタに拓けた海拔0メートルの海浜地帯にあり、栽培されている鳴門金時は、里娘というブランドで商標登録されています。平成19年に設立されたJA里浦「里むすめ」里浦生産者部会は、生産者約270戸、栽培面積330ヘクタール、同JA管内の系統出荷率は95%となっています。地域の主要産業でございます。JA里浦管内で栽培された甘藷は、特に市場の評価が高く、大津の「ほりだしくん」の2倍から3倍近くしています。しかし、ほかの水田や畑作を行っていた土壌、栽培管理に大きな違いがあり、平成10年に里むすめの商標登録をし、平成19年にはJA里浦「里むすめ」里浦生産者部会を設立、同部会員が栽培し、かつJA出荷をしたなると金時であること、それから長年培ってきた栽培管理体系を取り入れて出荷されたものであることを条件として、「里むすめ」という商標を使用できることとし、ほかの産地との差別化、すなわちブランド化を図っています。さらに、農薬の散布量や肥料の種類等のも条件を付けているとのことでした。なると金時の最大の特徴は、手入れ砂という海砂を定期的に入れるということです。海水に含まれるミネラルの影響で、粉質のほくほくした特徴を維持しています。しかし、海岸保護の観点から、海砂採取が禁止され、現在は吉野川中流地域の砂で代替えし、これにミネラル分

を補充できる資材を加えて使用しているとのことでした。過去に洪水等による圃場が海水に浸った翌年に豊作であった経験から、海水を圃場に散布する取り組みを始め、収量が増加し味がよくなる等の成果も上げているということです。2005年12月21日に東京青果主催、日本の素材を楽しもうというイベントがあり、鹿児島、千葉、茨城、石川、徳島産の高系14号、これを目隠し人気投票を行ったということでございます。これは主催はあくまでも鳴門市ではなくて東京青果ということで、信憑性をも付与しているというような、そういう状況ではないかと思えますけれども、全体の43%が徳島県鳴門市の里むすめを指示した、ダントツで人気があったという結果が出ているそうです。しかし、それでも飽きたらず、この評価を維持発展させるために、品種選抜の現地試験、水や肥料試験、手入れ砂試験、安心安全のための農薬のドリフト、貯蔵対策等を農家のJAの青年部が中心となって行っているということでございます。

こうした生産者の並々ならぬ努力がトップブランドへと導いたといっても過言ではないと思います。一方では、行政の徹底したPRが功を奏したということもございます。昨日の同僚議員の質問で、「からいもくん」をからいも課長に任命したらどうかという提案もありました。また、町長は都市対抗野球や唐芋フェスティバル、それからバイクのナンバープレートに「からいもくん」のマークを入れるということも今検討中だというふうに言われました。それで、恐らくすると金時に追いつき、追い越すような価格、値段が付くかという、そういったことについては、非常に難しいかなと思います。

そこで提案しますが、これは何回かあっていると思えますけれども、地域ブランドセミナーが東京で開催されたときに、これは鳴門市でも市長が行って、自ら説明をしたということですが、地域ブランドセミナー等で「ほりだしくん」の説明をして売り込む、あるいは福岡の青果市場を観光に招待したり、あるいは直接福岡、東京、大阪等のデパートに売り込んだりのトップセールスを徹底してやったらどうかというふうに思います。私は、会社勤めで東京に出張したとき、よく社長と東京のデパ地下、デパートの地下街を歩きました。大概全国の食料品が高値で並んでいます。豚肉も我々がこの辺で売る値段と破格の値段です。そういった東京のデパ地下で売る品物は一級品だけが並んでいます。お隣の菊池市の水田ゴボウ、これはものすごく柔らかくて、非常に食感がいいということで、行ったときは菊池市の水田ゴボウも東京のデパ地下で並んでいました。東京のデパ地下に「ほりだしくん」を並べようというスローガンで徹底した挑戦を展開したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。また、唐芋フェスティバルで全国の高系14号を取り寄せ、目隠し人気投票をしてみたらどうでしょう。私は、決して大津の唐芋は引けを取らないと思います。自信がなかったらうちわでちょこつとやってもいいかなと思いますけれども、私は、もういきなり公然とやってもいいんじゃないかと思えます。この2点、どうお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津の唐芋のPR方法なり、議員のおっしゃるとおりでございます。そういうPRもしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、隣の西原村においても東京で軒下を借りながら西原の特産品を販売されておることもありまして、現地を見に行ったりする中で、その西原村の出身の人たちそこに寄っているいろいろ会議したり、いろんな形で広報

に努めておられるというような話も見てきております。もちろん、議員おっしゃるとおり一つのものを売り出すためには、やはり生産者、それから関係団体、JAをはじめ町の役割、そのような分担・役割をしっかりと一本にまとめながらやっていかなくちやならないんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、大津の唐芋がなると金時に負けないような唐芋であるというふうには思っております。もちろん大津の水のミネラルを含んだ水であるし、また話によりますと、例えば昔から言われております河内のほうのみかんがおいしいというのは、潮風にあたる、その辺のところもあるんじゃないかなと思うし、菊陽のほうでは人参に塩をまかれているところがあって、大変おいしい人参ができていているという話も聞いております。いろいろ生産者の皆さんの努力も必要であるというふうに思っておりますので、やはり塩加減というのは大津の唐芋にあってもいいんじゃないかなという思いもしております。そういうような品質改良、あるいはそういう形の素晴らしいものをつくるためには、沖縄のほうのシャーベット風の唐芋が東京の若い娘たちに人気があったというようなことでございますけれども、大津の紅あずまというものが昨年から改良されてつくられておりますけど、本当においしい唐芋だなというふうに思っております。やはり市場はやっぱり東京の若い人たちにいかに売りさばききるかというのが一番問題ではないかなと思いますので、今後の東京での販売関連等につきましても、大きくすぼっと出荷するんじゃなくて、小売りの方向で小さくどんとどんと広げていけるような検討を今後やっていきたいというふうに思っております。なかなか町がやるのは商売下手でございますので、やはり生産者をはじめ商工会関連等の皆さんと十分相談しながら、来年度から立ち上げてきます観光、あるいは物産協会関連の活動をしっかりとやっていければなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 東京あたりで少しずつでも売り込んでいこう、私は町長はもってこいの人材ではないかと思えます。押しも強いし、顔もいいし、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に申し上げますけれども、先ほどなると金時、非常に手がかかった栽培をしています。砂をぼんぼん入れてですね、かなりの努力をされていると思えます。しかし大津町も赤土を掘り起こして表土にして、4、5メートル掘ってやったりなんか、かなりの農家がされています。これはブランドとしてどんどん押し出せる、そういった努力をしているということで、非常に製法、つくり方についてもどんどん宣伝してもいいんじゃないかって思います。

それから、最近は塩まき農法、米にミネラル分を、塩害とかいう形で、葉っぱについたら塩害になりますけれども、土壌に塩をまいたらミネラル分を含んだいい米もできたり、これは実証されていますけれども、なると金時でも災害があったときに翌年は豊作だったと、味もよかったというようなことで、そういった品種の改良の研究あたりも今後農協、JAとタイアップして考えていくのが必要ではないかということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、5番議員、鈴木ムツヨが町民の皆様を代表して一般質問を2問行います。1問目、学校施設の防災機能強化について。2問目、災害弱者への対策についてを町長、教育長にお尋ねいたします。

先日10日にアフリカと中東で助成の権利向上や民主化運動に取り組んできたリベリアのサーリーフ大統領と同国の平和活動家リーマ・ボウイーさん、イエメンの人権活動家タワックル・カルマンさんの女性3人へノーベル平和賞授賞式が行われました。女性の平和賞は、2004年にケニアの環境問題活動家、故ワンガリー・マータイさんが受賞して以来です。演説の中で、サーリーフ大統領は私たちの戦いは未来の世代に何を残せるかによって判断されると平和追求の必要性を強調、リーマ・ボウイーさんは女性への人権侵害をなくすため政策決定に女性が参画すべきだ。世界の女性は連帯続けなければならない。男性と女性が平等で自由な世界が実現するまで休む時間はない。タワックル・カルマンさんは、民主主義の大切さを教えてくれた世界の他の国々では中東で起きていることに無関心であってはならないと訴えられています。矛らしく思うとともに、これからの活躍に期待するものです。

1問目、学校施設の防災機能強化について。東日本大震災からちょうど9カ月が経過いたしました。12月9日現在で亡くなられた方が1万5千841人、行方不明者が3千493人、未だに避難者約33万人おられると警視庁の発表がありました。改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一刻も早く復興が進むよう心から祈念いたします。また、被災した多くの自治体の復興計画が出されたと新聞報道にあり、安堵しています。震災時避難場所、地域防災拠点の役割、1、人名救助用防災資機材などの備蓄場所、2、食料、水、援護物資などの配付場所、3、生活情報の提供場所、4、家が倒壊した方の一時的な生活場所、5、家族の安否確認場所となっています。避難所としての学校の位置付け、その場合の学校施設の利用計画も明確にする必要性が指摘されています。文部科学省は、震災後、防災や建築の専門家屋らによる検討会議を立ち上げ、震災に対応できる学校施設のあり方が議論され、今後の整備にあたって緊急提言が取りまとめられました。1、学校施設の安全性の確保、2、地域の拠点としての学校施設の機能の確保、3、電力供給力の減少などに対応するための学校施設の諸エネルギー対策の3点です。

設問の1、学校施設の構造体の耐震化だけでなく、非構造部材、例えば天井材とか照明器具、それから窓ガラスなどの落下防止対策は必要とされています。

2、水道が使いなくなった場合に備え、プールの水をトイレの水洗に使えるよう配管やポンプを整備する考えはあるかどうか。

3、今回の震災では、電力供給が大幅に減少し、学校施設においてもさらなる省エネルギー対策を講じることが求められています。既存施設を含め屋上や壁面の緑化、緑のカーテンの設置、太陽光発電、風力発電、小水力発電等、新エネルギー環境を考慮したエコスクール整備の一層の推進について

の計画はどうなっているか。

4、震災発生時の被災者の緊急避難や数日間の生命安全の確保、数週間の生活のための機能が求められるとして、数日分の食料や飲料水、燃料、毛布、ストーブ、防災資機材、発電機、エンジンカッター、油圧ジャック、オムツ、トイレトーパー、ガスかまどセットなどの備蓄とそのための倉庫の整備も求めています。避難所運営については、震災発生時の主な活動として、地域の被災情報と生活情報の収集、食料、救援物資等の配付、炊き出し、高齢者・障害者等要援護者の援護、避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割当、仮設トイレ、濾水機の設置、清掃防疫対策などの環境衛生、負傷者の応急手当、医療、機関への誘導、防災資機材等を活用した救出救助が上げられています。また、教職員と地域住民の自治防災組織の間で避難所運営マニュアルが必要です。策定についてはどうなっているのでしょうか。

6、AED自動体外式除細動器は、心疾患により突然に心臓が止まった傷病者に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すものです。呼吸が停止してから4分以内であれば救命率は50%の可能性があります。5分が過ぎると25%に低下します。夏にサッカーの松田選手が練習中に心筋梗塞で倒れ亡くなりました。練習場にAEDがあったらと思われれます。平成16年7月から医療従事者だけでなく一般の人でもAEDの使用が可能となり、公共施設や民間施設などへの設置が進んでいます。学校は校舎と体育館に設置されています。校舎や体育館が施設されているとき、運動場でのスポーツの練習等で緊急事態が起きることもあります。屋外のAEDの設置の考えをお尋ねいたします。

7、災害列島日本に住む私たちにとっても、この災害の発生の仕組みを理解し、災害発生時の安全の行動の仕方について知っておくとは、極めて大切です。とりわけ子どもたちを災害から守るためには、子どもたち自信災害の教訓に学び、その危険性を知り、災害時に取るべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とすることが重要です。また、自分のみを守るとともに周りの人々を助け合う、自助共助を終えることも大切です。神奈川県相川町では、10年前より応急手当の普及推進に町ぐるみで取り組んでおり、小学6年生と中学3年生を対象に心肺蘇生などを学ぶ命を助ける授業を実施しています。中学3年生には保健体育の授業の一環として、普通救命講習を実施しておられます。心臓マッサージや人工呼吸、AEDなどの使用法を3時間かけて学習、実技、試験に合格すれば普通救命講習の修了証が手渡されています。小学6年生の取り組みは、救命について考えるとともに、授業参観の形式で教師や保護者と一緒に応急手当について学びます。実技のほか目の前で人が倒れたときに自分に何ができるかをテーマにした討論が行われ、理解を深めておられます。中学生に命の大切さを身をもって感じてもらうと、社会の一員として救命技術を身につけること、災害時に地域の中で落ち着いて行動できることを習得させるという一石三鳥の効果が期待できるものとして取り組まれております。全校生徒対象の避難訓練は、今回の震災を教訓として何か変わりましたでしょうか。

以上を現状と対策についてお尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） こんにちは。震災に対する関連に伴いましての学校の防災設備関連等に関するご質問でございますけれども、町内の小中学校あるいは日ごろ児童生徒の学びの校舎として、また

大きな災害が発生した場合には、地域住民の皆さんの避難所としての指定をしております。そういう意味におきまして、子どもたちが安心して学校生活が送られるよう耐震調査を行い、補強工事を行ってきたところでもあります。災害時の避難所として活用は幸いなことに今まで実際に使用した事例はございませんが、今回の東日本大震災を省みますと、いかに事前の準備や取り組みが大事であるか、改めて認識されたところがございます。議員が提案の様々な取り組みにつきましても検討していく必要があると考えておりますが、この件につきましては担当部長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 鈴木議員の学校施設の防災機能強化についてのご質問の中の（１）非構造材の落下防止対策についてお答えいたします。構造体の耐震化につきましては、平成２２年度に町内全小中学校を完了いたしました。非構造部材につきましては、現在天井、照明器具、窓ガラス、棚など２１項目にあたりまして点検・チェックリストを作成して各学校に目視ですけれども調査を依頼しているところがございます。もう大方の学校から報告が上がってきておりますので、今後はこの報告を受けて、さらに教育委員会のほうで確認が必要なところを確認し、必要に応じて対策を講じていく予定でございます。

次に、（３）エコスクールの整備についてお答えいたします。町内の小中学校では、数年前より県教育委員会が環境立県熊本の推進に資する学校づくりのために進めております学校版環境ＩＳＯコンクールが実施されております。これに全小中学校が参加いたしまして、行動計画書を作成の上で実践活動を展開いたしております。例えば、節電、節水、ごみ分別、ごみ減量、リサイクル等の項目において、児童生徒・教職員がそれぞれ数値目標を決めて取り組みを進めているところがございます。その成果といたしまして、環境保全活動や環境問題への意識が高まり、児童生徒が自ら考え行動する姿が増えてきております。また、ある学校では節電に努めたために今年の夏、非常に節電効果が上がったという報告も受けております。学校だけの取り組みでなく、ＰＴＡ、地域と一体となった活動を展開しているところもございます。今後は、日常生活において環境に配慮した行動ができるように家庭・地域との連携強化をさらに図っていく必要があると考えております。

また、お尋ねの緑のカーテンの件ですが、暑い夏の時期の暑さ軽減、節電対策の一つとして緑のカーテンづくりには全小中学校で取り組んでおります。その設置場所につきましては、校舎全部という学校から校舎の一部という学校まで学校により違いがありますが、暑さ対策として効果が上がっているという報告を受けております。今年役場のほうでも企画部のほうで管理されたゴーヤカーテンが本当にそのよさ、すばらしさを発揮しました。見た目にも涼しげでありますし、程良い遮光ができて、直射日光が差し込まずに節電につながり、実は食卓にのぼるなど、数々の恩恵を私もいただきました。各学校へもさらに積極的に取り組むように奨励していきたいと思っております。

次に（６）、（７）のＡＥＤ及び防災教育関連についてお答えいたします。ＡＥＤにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおりでございます。このＡＥＤは、現在、県のＰＴＡ連合会から１台、それから町のほうから１台、計２台がそれぞれの学校に設置されております。設置場所につきましては、主に校舎の玄関付近と体育館になっております。児童生徒には設置場所の確認とどのような

状況時に誰が使用するのかなどを各学年の発達段階に応じて指導をいたしております。屋外設置につきましては検討はいたしましたが、いたずらや盗難等のリスクがあるということで現在まだ設置していません。運動場等でスポーツイベント等を計画実施される場合は、役場の総務課のほうで貸出がっておりますので、こちらを広く周知して、万一に備えて万全を尽くしたいというふうに思っております。

使用方法につきましては、各学校では毎年夏休み前に保護者と教職員を対象に心肺蘇生法の講習会と、それからAEDの使い方について消防署の職員の方から指導を受けております。子どもにつきましては、そのときの状況判断がまだ難しいのではないかということで、現在のところ、まだ講習は行っておりません。しかし、つい先日12月10日付けの熊日新聞に人吉下消防組合の企画で管内の小学生を対象に子ども救命士を養成する講習会を県下で初めて実施されたという報道を見ました。その中にAEDの使い方の指導も入っておりましたので、今後は消防署とも相談の上で小学生をも含めたところでの講習会についても検討していきたいと思っております。ただ、最も徹底させたいと思っておりますのは、教職員や保護者が十分に必要なときに、すぐそれを活用できるような力を培っておくことが大事かというふうに思いますので、1年に1回と言わず2回、3回とこの講習の機会を増やしていくように学校にも進めてまいりたいというふうに思っております。

避難訓練につきましては、町内全小中学校では地震、火災、風水害、不審者対応の避難訓練を、年間少ないところで2回、多いところで4回実施しております。災害未然に防ぐための対策や起きた場合の対応の仕方について、防災計画対応マニュアルに基づいて実施いたしております。また、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力の育成のために、避難訓練時のほかにも学年に応じた安全教育を年間指導計画に基づいて実施しております。3月11日に発生しました東日本大震災において見せつけられましたように、地震や津波などの災害は想定通りに起こるものではありません。そこで想定にのみとらわれず、臨機応変に、適切に判断し、即対応ができるような、そういう体制づくりをするためにも、常に危機意識を持ちながら、できるだけ災害被害を減らすための減災教育のあり方等を教育委員会としても今後検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんのご質問の中で、1番目から5番目の中でのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。議員おっしゃっていますように、学校施設の防災機能の向上についてという形で、平成19年8月に国立教育政策研究所が報告書を出されております。その中でもいろんな指摘がっておりますけれども、現在の町の現状等について答弁させていただきたいと思っております。

まず1番目の構造体の耐震化だけでなく非構造部材の落下防止対策の件でございますけれども、学校校舎等については、先ほど町長が申しましたように、耐震診断を行いまして補強工事等を行っております。耐震設計で構造体が除外されている、いわゆる外壁、建具、天井などの非構造部材の耐震設計については、今後新たな国の基準が定められるのではないかと思いますので、安全を確かめるうえでも点検・調査等を行いたいと思っております。

2番目の水害が使えないときのプールの水利用対策の考えについてでございますけれども、災害などにより水道水が使えないときにプールの水をトイレの洗浄水として利用できないかということでございますが、実際、東日本大震災の避難所でプールの水をポンプアップしましてトイレの洗浄水として利用した避難所もあったと聞いております。仮設トイレの備蓄、バイオトイレの検討などと合わせて断水時のトイレの使用にあたって洗浄水を供給するためには、受水槽やプールの水の利用を具体的に検討する必要があると考えております。

3番目のエコスクールの整備、省エネルギー対策の整備の件でございます。公共施設への太陽光発電システムの導入については、前回も申し上げましたけれども、新エネルギービジョンに基づき新たな施設整備と併せまして実施してまいりました。今年度整備をいたします子育て健診センター横の公園には、太陽光発電の普及啓発のため、太陽光発電パネル80枚を道路際に設置しましてPR、環境教育等を行っていきたくと考えております。また、これまで設置してきました太陽光発電システムの設備費の費用対効果等も検証しまして、今後どのような施設に導入していくか検討し、導入計画を立てていきたくと考えております。

なお、風力発電の件でございますけれども、大規模な施設等について学校等には建設が困難と思われるので、学校教育に生かせる小型の風力発電システムなどがあるかどうかも含めて検討をさせていただきたいと考えております。

4番目の防災備蓄倉庫の設置の件でございます。前回の一般質問の折りにもご提案等がありましたけれども、現在整備中であります、先ほどの子育て健診センターの公園内に3基の防災備蓄コンテナを配備する予定にしております。ある程度の大きさがありますので、必要な防災備品や食料を備蓄しておきまして、ここから各避難所へ配付させていただきたいと考えています。また、将来に向けての数カ所に防災備蓄コンテナの配備計画については、順次検討、進めさせていただきたいと考えております。

最後の5番目、避難所運営マニュアルの策定についてでございます。避難所の設営については、町の災害対策本部が実施させていただきましますけれども、先の東日本の大震災では避難所の運営が非常にうまくいったところとなかなかうまく機能しなかったところがあるようでございます。地域の皆さんや避難されてきた方により避難所内に自治組織が組織され、リーダーとなる方々と行政、学校とが協力しまして避難所生活のルールなどを取り決めていく避難所の運営委員会的なものが必要だと感じております。そのような住民の皆さんによる自主的な避難所運営を想定した避難所の運営マニュアル等の作成に向けて、町の防災計画の中の検討をやらせていただきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 丁寧に答えていただきましてありがとうございました。これからの検討課題というものがたくさん出されたのかなというふうに思ったところです。いつ災害が起きるかわからないというのが今回の震災でなかったかなというふうに思います。大津町に今現在は平和な毎日がありますので、すぐすぐということでは取り組めないと思われているのかどうかということと、経済

的なものというのがあるのかとは思いますが、一番目の落下防止対策ということでは調査をして確認をして対策を練っていくということで今お答えがありました。これは菊池でもですね、震度5が先々月でしたかね、ありました。震度5になると物が落ちてくるというのが考えられます。学校もそうだというふうに思いますので、これは調査依頼されて、そんなに家庭とは同じではなく小さい物はありません。天井であればですね、すごいお金がかかった工事が必要になるかと思いますが、安心・安全という部分では子どもたちが生活している場所ですので、取り組みが早く行われるように計画的にされることをやっぱり考えていただきたいなというふうに思ったところです。

2番の水道が使えないときということで、一番困ったのが水だということで今回の震災では言われています。飲み水とトイレの水が非常に困ったというふうに言われています。プールの水は使えます。ぜひプールの水の水利用の対策は進めていっていただきたいなというふうに思っているところです。

3番です。エコスクールということでは、エコスクールと省エネルギー対策ということで、エネルギービジョンが天津町でも22年に出されています。計画的に新しい施設には付けていくということで、学校が、本田の太陽光でお聞きしたときに築10年というのがネックになっている、付けられるのですね、家庭でもそうということでお聞きしました。古い学校が天津町には結構あります。じゃ古いからいいのかと。それは我慢しなさいということになるのかというのは、それは教育格差が天津町の中で広がっていくということになります。震災があるということでは、いつ出てくるかわかりませんので、まずやっぱり、電気も1カ月半ぐらい使えなかったということで言われて、今回の震災の中では言われていました。水と電気という部分では、生活の中でも必要不可欠なものです。太陽光発電、ソーラーですね、付けていただくということでは、何があっても電気だけは付くよねと、水も使えるよねというような状況をやはりつくっていかなくてはならないのではないかとというふうに思っていました。

先ほど4番の備蓄倉庫、子育て支援センターに備蓄倉庫を3基、コンテナを準備するのではということでは言われましたが、前回は答弁の中で道路が使えなくなったときに持っていけないではないかというようなことも言われていました。先ほど言いましたように、文部科学省が対策の中で言われていました。備蓄は必要であると。学校機能としては備蓄は必要であるというふうなことで言われています。それを1カ所でもいいのかということについてですね、まだ前回と同じように考えが変わらないのかなというふうに、それで思いましたので、再質問をさせていただいたところです。文科省の出された学校教育という部分ですね、これだけはしなさいよということでは言われているものだというふうに3点書かれていますので、これはやはり進めていくべきではないかというふうに思っていますので、例えば順番的にですね、中学校から先にするとかですね、全部は入れられなくてもですね、やっぱり最低限の水である、食料であるという部分が確保されていかなければいけないのではないかとというふうに思いますので、もう一度そこら辺は検討のしようがあるのではないかとというふうに思いますので、よろしくお願いします。

避難所マニュアルについてはですね、今も地域の防災という部分もありますので、そういう部分ではその膨らましたものが出されていけばいいのかなというふうに思いますし、学校がそういうもの

をどこかに置いておく、避難所運営マニュアルをですね、つくられたものがきちんとこれはここにありますよというようなことがわかっていなくてはいかんのじゃないかというふうに思いますので、総務課でつくられたものがきちんと各学校に回されて、設置されていくようにシステムをしていただきたいというふうに思っているところです。AEDの設置については、盗難というふうに言われていました。よその県では県営の住宅の中にジュースの販売機があって、その中に設置されているというのも書かれていました。お聞きしたときもそういうのがあって。ただ盗難があるのではないかというような話もされてはいましたが、総務課が貸しますよというのを知らなかった人が多いということは、広報が行き渡ってないかなというふうに思いますので、いろんな体育の施設、体育の団体がいらっしやいます。そういうところにですね、ぜひ広報させていただきたいというのと、幼稚園・保育園が運動会等は町の施設を使ったもので運動会等をされたりします。そういうところにもですね、ぜひ広めていただければいいのではないかというふうに思ったところです。

小中学校の防災教育については、前向きな答弁がございましたので、ぜひ進めていただければというふうに思いました。

それと、災害時の有線電話というのが非常に、電話が使えなかったという部分がありましたので、災害時の有線電話が必要ではないかということも言われています。これも検討課題に入れていただければというふうに思っているところです。

それと、学校が先ほど言われましたが、学校が避難場所になるということではですね、教職員の皆さんと地域の皆さん、避難して来られた皆さんとの間という部分ではですね、教職員の皆さんは児童生徒の完全確保や学校運営に加えて被災者対応にも事実追われたということも書いてあります。そこ、学校との問題も含めたところで運営マニュアルがきちんと整理されたものであってほしいというふうに思ったところです。

それと、一番高齢者等も来られますし、障害者も来られます。体育館のフロアが堅かったということで、寝たきりの高齢者には長いことそこにおることには耐えきれないというようなことでですね、低反発マットがほしいというような要望も出されていたということで、備蓄という部分ではですね、そういうものも考えていってほしいなというふうに思います。

答弁をお願いします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 総合的な防災の関係からのご心配をいただいておりますけれども、まず一般的に言われましたように、やはり身体の安全・安心、身体・生命を守るという形では、行政は先頭に立ってやるべきということを考えております。それで、水道等飲み水の飲食の問題、それに食料の問題ということ形で、町にほうでも大津町地域防災計画というのをつくって、その中に各種団体との連携、それにこの防災計画の中に網羅します公的機関等の業務範囲等についてきめ細かく整理させていただいております。心配のように、3日間の生命保存が可能かどうかというのが一番この防災の概念に係っているような状況でございます。先ほど言いましたように、ライフラインの確保については率先的に進めさせていただきたいと思っております。必要であればコンテナ備蓄等の倉庫にはですね、

そのような資材についても検討する余地はあるという形で思っておりますので、今現在についても町のほうでも備蓄している食料品等もあります。応急措置的なものでございますけれども、自主防災関係の組織の立ち上げ等も各地域でお願いしておりますので、その辺の地域の公助の部分で地域力を期待したいと思っております。

それから、備蓄倉庫が1カ所でいいのかという観点でございます。前回も同じように検討をさせていただくという形で行っていただきました。学校施設等について、お昼は子ども、先生たちもおられますので、その辺の対応はマニュアルどおりできるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり災害はいつやってくるかわかりませんという形で、夜間の関係もありますので、その辺の鍵の保管、それに住民への対応という形で町も地域支援事業の推進委員等もおりますけれども、まずは役場のほうに1回出てきてもらわなければいけないという点もありますし、その災害対策本部の体系的なものの具体的なマニュアルを十分に検討させていただきたいと思っております。先だって役場のほうでも防災の訓練をやりましたけれども、やはり情報の伝達というのが一番遅れるような状況でございましたので、その辺は再点検をしながらですね、地域住民のために頑張っていきたいという形で思っております。

それから、災害時の有線電話の件でございますけれども、議員ご存じのように一昨年までで一応防災無線、3億円余りの巨額の税金を使って整備させていただいております。デジタル放送という形で、双方向性の通信機能を持った防災無線をやっておりますので、停電時においても充電式になっておりますので、その活用を囑託員さん、区長さんたちに、また再度お願いしていきたいという形で思っております。

それから体育館のフロアの関係、冬場とか弱者対策という形でございますけれども、その辺についてもこの災害マニュアルの中でも検討、備蓄についても将来に向けての必要備品であれば整備していかなければならないということを考えております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 学校は本当に私たちが避難所としては一番行きやすい場所であるということでは、本当に何日間か過ごすという部分では行きやすい場所になってほしいし、快適にはなりません。お互いに運営上、きちんと生活が何日かできるようなマニュアルをきちんとしてあれば、いやな思いもせずに快適に過ごせる場所になるのかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2問目に移ります。災害弱者への対策、救急医療情報キットへの取り組みを。特別養護老人ホーム等を福祉避難所に指定する考えはということで現状と対策をお聞きいたします。東日本大震災でも犠牲者の多くは高齢者でした。高齢者や一人暮らしの世帯の増加などで災害弱者は今後ますます増えていきます。また、高齢者や障害者にとって一般の避難所での生活は想像以上に過酷です。特に障害を持った方は集団生活が難しく、避難所を転々とするケースも少なくありません。避難所以外の場所にいる場合は物資や情報が入りにくく、避難所では医師による見回りも行われません。このような災害弱者の受入先に福祉避難所があります。仙台市では、震災前に特別養護老人ホーム等を福

社避難所に指定し、受け入れたとのこと。また、個々の災害弱者に対して、誰がどこに避難させるのかなどを具体的に定める個別計画の策定はされているでしょうか。災害弱者の安全を守るためには、平時からきめ細やかな対策が必要だと思いますがいかがでしょうか。

次に、救急医療情報キットというのは、NPO法人メンタルケア協議会が出しているもので、縦20センチ、直径6センチほどのプラスチック製の円筒形のケースになっています。オレンジポットといい、ワンセット数百円と安価で手に入ります。このポットの中には救急受診のときの情報として、氏名、血液型、生年月日、家族構成、緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけ医、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入した用紙と本人の写真、健康保険証や診療券のコピーなどをに入れておきます。災害時はもちろん、平時において緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が安易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものです。東京都港区、ここが最初に取り入れられたところですが、このキットを高齢者や障害者、健康に不安のある方に無料で配付されています。このキットは冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫を開ければキットがあり、情報を早急に、確実に得ることができるということから、この救急医療情報キットは命のバトンとも呼ばれています。また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように保管場所は冷蔵庫に統一し、キットが冷蔵庫にあることがわかるように玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを貼ることになっています。大津町としての取り組みをお尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 災害弱者への対応についてでございますけれども、議員おっしゃるように、いつでも、どこでも地震災害は起こりえるということを改めて今回の災害で認識をしているところでございます。平常時から災害に対する取り組みを進めておくことの重要性を再認識しておりまして、こうした過去の教訓や大規模震災の発生予想等を踏まえ、避難行動や避難所における生活に支障ある災害時要援護者を大規模災害等から守り、災害を最小限に食い止めることは極めて重要な課題となっております。大津町での災害弱者対策としては、平成19年6月5日の大津町地域防災会議において大津町地域防災計画の個別計画として災害時の要援護者支援計画を承認いただき、その後、継続して事業を実施しております。同意者には災害用緊急カードを配付し、緊急時に対応できるよう保管の依頼を行っております。現在の同意書は民生児童員やケアマネージャーの調査等により563名の方が同意をいただき、個別の支援計画を作成し支援を行い、要支援者の皆さんが安心して暮らせる地域づくりを推進しております。また、町では震災等の災害時に高齢者や障害者の要援護者を支援するために、障害者福祉施設等の協議会等で地域との連携、協力体制の整備及び福祉避難所としての必要性等について協議を行っております。また、養護老人ホームにつきましても、福祉避難所としての協力以来を行い、理解をいただいておりますし、平成23年度末にいくつかの施設と協定を締結したいと考えております。

なお、詳細については、担当部長よりご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 鈴木議員ご質問の現状並びに取り組み等について申し上げます。

最初に、町の災害時援護者支援計画の概要と取り組み状況でございますが、災害に対する能力の弱い高齢者や障害者等の方々にとっては、情報の入手や避難行動等が困難なことから、避難行動や避難所における生活に支障がある災害時要援護者を大規模災害が守り、被害を最小限に食い止めることは極めて重要な課題となっております。このため、災害時要援護者の避難態勢整備を支援する目的で、災害時における災害時要援護者の支援対策について総括的に取りまとめました大津町災害時要援護者支援計画を策定し事業を進めています。近隣では、菊池市が平成19年3月に、菊陽町が平成22年9月に、また合志市では平成23年3月に災害時要援護者支援計画をそれぞれに策定されております。全国で全体計画は98%、個別計画は82%の自治体が策定している状況であります。また、県内ではほとんどの市町村が策定済みとなっております。なお、議員おっしゃいましたように医療情報キットとしての命のバトン等の取り組みにつきましては、県内4市で対応されており、合志市、八代市、人吉市、菊池市の一部泗水が取り組まれております。大津町の活動計画といたしましては、民生児童員や地域包括支援センターのケアマネージャー等の訪問や声掛けなどによりまして、健康状況の確認や支援者状況等を確認し、対象者といたしましては一人暮らしの高齢者の方や重度の要介護の方、身体・知的・精神障害の方、そのほか一人では避難が困難な方などを対象に要援護者を把握するとともに、要援護者一人一人の避難支援計画を策定しています。基本的には、要援護者自身が作成いたしますが、必要に応じて家族が代理で策定できます。作成後は、町のほうへ提出をしていただいております。一人暮らしの高齢者のみの世帯などにつきましては民生児童員、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等が本人及び家族に趣旨説明を行いまして、同意を得た上で作成を援助しているところです。同意をいただいた要援護者の皆さまには、災害用緊急カード入れを配付し、その中に最新の医療情報を含む最新データのカードを入れていただき、災害や緊急時に支援者や地域の方が対応できる場所に保管をお願いしております。大津町の場合はデータのカードを入れましたケースを首から提げようとなっております。

また、町防災訓練時に地域との連携により、福祉施設に避難所として協力を依頼し、災害時要援護者や地域の皆さんの円滑な避難誘導、避難所での適切な対応、ケア等避難訓練としてモデル的に行い、今後の推進方法を検討しているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 福祉避難所としての取り組みが少しずつなされているというふうに、今お答えが出たというふうに思っています。563人要援護者がいらっしゃるということでありまして。563人の人数の援護者が福祉避難所に全部入れるわけがないかなというふうな思いが今したところです。それでこの避難所の取り組みがどういうふうな計画に、支援計画というのがなされているということですが、その計画がどういうふうな人数が、割り当てがきちんとできるのかどうかということもお答えいただければというふうな思いはしております。

それと、命のバトンというのは全国的に広がっていて、先ほど言われました合志市と泗水町が取り組んでいると。民生児童員さんの泗水町で知っている人がいまして、これとてもいいよというふうな

ことでお話がありました。たぶん300円ぐらいで買えるのではないかというふうにお話がありました。首から提げて、カードに入れてというふうなことで言われましたが、首から提げるものは忘れることがたくさんあります、家の中でも無理だというふうなことで、たぶん家の中でかけているということはないだろうというふうに思います。これは冷蔵庫に入れてありますよと、玄関入ったらですね、玄関にもこうわかるようにシールで貼るということですね、消防署にもそういうものがあってあればとてもいいのではないかというふうなことで思いました。それと、障害者要援護者そのほかにですね、ペースメーカーを入れたりですね、いろんな、見た目ではわからない病気をお持ちの方がたくさん今いらっしゃいます。そういう人たちにも渡されているということで、そういう人たちの救助もとてもスムーズにいくということでは言われています。一つ300円ぐらいであればですね、カードを首から提げるという部分では、外に出た場合はですね、それはとても役に立つだろうと思いますが、例えば家におるときにですね、救急を呼んだりしたときに、救急車が来たときにはもう物が言えなかったり、どこに置いてあるかわからなかったりする場合があるわけですから、ぜひともですね、これは取り組んでいただければというふうに思うところです。もう一度答弁よろしくお願いします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） ただいまのご質問でございますけど、まず同意者が現在563名ということでございます。今後につきましては、町の防災計画もございまして避難所を設けてあります。今後そちらのほうと、避難所につきましては、今、今回モデル的に中央部をしておりますけれども、全体的に北部、南部、そういったところでの福祉避難所協定あたりも考えていきながら、現在の避難所との連携を取りながらやっていきたいということで今後検討してまいりたいと思います。

それから、命のバトンにつきましては、合志市あたりでは冷蔵庫に入れられて表示をされていらっしゃるということでございますけれども、大津町の場合は申しあげましたように首から提げるということで、大きさにつきましても15センチ、10センチということで、その中にデータを入れさせていただいております。首から提げるということにつきましては紛失しにくいというようなこともありますので、また屋内におきましては、現在民生委員さん、それからケアマネージャー等の関係者によりまして、随時その辺はお話等もしておりますので、その場所あたりにつきましては、一応それぞれにご確認をされていると思いますので、今後わかりやすいような検討を今後またしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） わかりやすいという部分ではですね、今、命のバトンというのが一番家におるときは一番わかりやすい、紙であればどこに置いたかわからないというのが現状だと思います。300円ぐらいらしいですので、取り組む不都合があるのかどうかということですよ。300円だったとら、取り組めるのではないかというふうに私は思いましたが、取り組めない理由があるかどうかというのを含めてですね、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） お答えいたします。

命のボタンにつきまして、議員おっしゃいましたように、データの的には記載されているデータにつきましてはほとんど変わっておりません。写真もこの中に、ケースの中に写真も入れてわかるようにしておりますので、そういった面での保管につきましては、命のボタンと同じようにですね、わかりやすいような状況で考えておりますし、現在配付させていただいております人数で今申しあげましたような人数に配付させていただいておりますので、これまでもそのような形で経費も使わせていただいておりますので、今後どちらのほうが有効的に活用していただくかということも含めまして、今後また検討してまいりたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

午後1時56分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 23 年第 5 回大津町議会定例会会議録

平成23年第6回大津町議会定例会会議録

平成23年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成23年12月15日(木曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課企画課財政課係長 白石 浩範 会計管理者兼 兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 子育て支援課長 松永 高春

平成23年第6回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成23年 5月20日 請 願 第 2 号	建設に働く仲間と地域経済を救うルール づくりに関する請願	不 採 択	総 務 常 任 委 員 会
平成23年 8月30日 請 願 第 4 号	「公共交通機関の存続へ向け、J R九州 等に係る経営支援策の継続を求める意 見書に関する請願書」	不 採 択	総 務 常 任 委 員 会
平成23年 11月30日 請 願 第 5 号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負 担制度拡充に係る請願	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

<p>発議第6号</p>	<p>「議会活性化調査研究特別委員会の設置」について</p>
--------------	--------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 23 年 12 月 15 日 (木) 午後 2 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 6 号 「議会活性化調査研究特別委員会の設置」について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 59 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 23 年第 5 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 62 号、議案第 63 号関連、議案第 65 号、議案第 67 号の 4 件です。当委員会は審議に先立って、9 日の午前中に関係する 2 カ所の現地調査を行い、その後、委員会 B 室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して申し上げます。

議案第 62 号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について。午前中の岩戸の里温泉での永野社長を交えての聞き取り調査は次のようなものでした。現地調査において、岩戸の里温泉での永野社長及び執行部に委員が質疑した記録です。委員より、高森温泉館の決算と岩戸の里の決算を合わせたものが株式会社高森温泉館の決算であるが、高森温泉館の損失の部分はどうかとの質疑に対して、永野社長より、高森温泉館の全体の 6 割は宮崎県からの来館者である。しかし、鳥インフルエンザ、口蹄疫、大雪の影響などの要因により来館者が激減したため大幅な収入減と

なった。未払金が1千900万円ある。そのうち1千600万円がJAのA重油代で、支払いが不能となった。50円台が80円から90円になった。その支払い分について、私の責任で担保を設定して10年間で支払っていくということでJAさんのほうと契約を交わしたとの答弁がありました。委員より、別法人をつくって大津だけでいくということ、高森温泉館は3月委託終了後に解散するということかとの質疑に対して、永野社長より、3月の委託期間満了後解散するということだとの答弁がありました。委員より、高森の入館者数はどれくらいかとの質疑に対して、永野社長より、高森の前年度は13万人から14万人で、大津町が約16万人である。高森の入館料は、町外大人400円、子ども200円、町内大人200円、子ども100円。この中から50円は入湯料として温泉館から町へ入湯料を支払っているとの答弁がありました。委員より、法人登記はされているか、されていればその資料を提出いただきたいとの要求がありました。永野社長より登記簿のコピーが配付されました。委員より、現地説明会へは2社参加されているようだが、もう1社はどこかとの質疑に対して、執行部より、三共協立(山鹿市)が現地説明会に参加したが、申請はなかったとの答弁がありました。委員より、鳥インフルエンザ、口蹄疫、大雪の影響で14万人に減ったということだが、その前の年の入館者数は何人かとの質疑に対して、永野社長より、約18万人であるとの答弁がありました。委員より、対策は取ったのかとの質疑に対して、永野社長より、高森町と協定書を交わしている。燃料代の変動、リスク分散で町と協議してとなっていたが、残念ながら今回のことについては町は見ないということだった。お客さんが1人でも千人でもA重油は同じ量必要である。ただし、委託を受けた期間中は何とか業務を全うするとの答弁がありました。委員より、ボイラーの稼働時間は何時間かとの質疑に対して、永野社長より、高森は18時間、大津は12時間であるとの答弁がありました。委員より、大津町は以前は24時間ではなかったかとの質疑に対して、永野社長より、私も最初びっくりした。業者にも確認したが、その必要はない。必要な時間だけでよいということであった。以前は業者任せの部分があったのだろう。職員間でもできるだけ化石燃料に頼らないで環境に配慮しながら経費節減に努めるという意識を持ってやっているとの答弁がありました。委員より、大津の納入業者に支払いが遅れたとのことだが、そのことについて説明してほしいとの質疑に対して、永野社長より、支払いは月末締め翌々月払いとなっている。それで2カ月から3カ月の遅れが1件あった。お肉屋さんである。突発的なボイラー故障があり、その支払いがあったため、お肉屋さんにも事情を説明して待ってもらった。それ以外には1週間から10日ぐらいの遅れがあった分があるは、現在は遅延なくやっているとの答弁がありました。委員より、地域の食材活用や町民の雇用について、そうしなければならないという内容の覚え書きがあるのかとの質疑に対して、執行部より、指定管理の審査の項目では、地元の地産地消と地元雇用ということで審査基準の中に入れていますが、努力はしてもらいが100%ということではないとの答弁がありました。委員より、燃料をJAから取っていたが支払いが滞ってきて安いところを選ぶのは仕方ないのではないかとの質疑に対し、執行部より、以前はJAと取り引きしていたが、経費削減部分で経営努力と思うとの答弁がありました。委員より、高森農協への未払いを永野社長個人が払うということだが、担保はあるのかとの質疑に対して、永野社長より、実家の不動産を担保として、高森農協と契約を交わしているとの答弁がありました。

さらに午後から委員会B室においての審議の内容は次のようなものでした。

委員より、現在の岩戸の里温泉である総合交流ターミナルの補助金、起債の残高は現在どうなっているかとの質疑に対して、執行部より、現時点で国庫補助金残が3億8千万円、起債残高が1億3千900万円で、合計5億1千900万円となっているとの答弁がありました。委員より、施設の売却は可能か。建物の耐用年数の残存年数はとの質疑に対して、執行部より、前述の補助金返還及び起債の繰上償還が必要となる。鉄筋コンクリートの建物であり、耐用年数が50年、うち14年が経過しているところであるとの答弁がありました。委員より、午前中の聞き取り調査で、高森温泉館における負債整理は社長の実家の不動産を担保にし、返済の契約がなされ、社長個人が責任を持って整理するということだが、覚え書きの内容を説明願いたい。また、高森町は指定管理料を1千460万円支払っているが、23年度はいくら払っているかとの質疑に対し、執行部より、覚え書きでは岩戸の里の従業員は全員新会社に引き継ぐこと。営業、設備、備品については、新会社に無償で引き継ぐこと。高森の温泉館の負債については、新会社には引き継がないし、大津町に対しても一切の迷惑を掛けないこと。岩戸の里の資産は新会社に引き継ぐことを記載し、三者で確認している。23年度に高森町が支払う指定管理料は1千450万円であるとの答弁がありました。委員より、指定管理者選定委員会の議事録は、当委員会に提出できるのかとの求めに対して、執行部より、選定委員会委員長に提出可能か確認する。なお、選定委員会の内容を説明すると、委員の数は7名である。うち2名が役場外部からであり、委員長は副町長である。公募を行い、申請者に対し現場説明会を経た上でプレゼンテーション及び審査会を開催し候補者を選定する。なお、審査基準については、大分類から小分類に分け、項目ごとに2点から配点があり、すべてが普通なら60点となり、すべてが優秀の場合は100点である。今回は65点で、普通以上となったとの答弁がありました。

ここで、選定委員長の許可をもらったとして執行部より議事録が配られました。委員より、交流ターミナルの管理運営に関する協定書の内容を説明願いたいとの質疑に対して、執行部より、管理業務の内容、指定管理者の責務、指定管理機関、リスク分担、事業報告、個人情報保護、議事の協議等についての説明がありました。委員より、リスク分担の金額設定の30万円のみが判定基準かとの質疑に対し、執行部より、不可抗力、資金調達などの種類、内容ごとに分担を決めている。30万円の金額については、近傍の類似施設と比較して設定しているとの答弁がありました。委員より、指定管理者が修繕等を行った実績はあるかとの質疑に対して、執行部より、平成21年度とが温度指示計、補給水管、薬注ポンプ等8カ所の修理で143万2千円、平成22年度がポイラーバーナー、歩行浴濾過器、誘導灯など7カ所で99万5千円、平成23年度が現在までで調整ポンプ、ジェット浴ブロワ、製氷器など8カ所で99万8千円の修理交換を実施しているとの答弁がありました。委員より、管理業務内容にある設立当初の目的である都市と農村の交流、農業振興、町民の健康増進などはどのようなことが具体的に行われたかとの質疑に対して、執行部より、温浴利用によるパワーリハビリ、ふれあい公園を利用したグラウンドゴルフ大会、各種サークル活動交流、売店やレストランにおける地元畜産物の利用、岩戸納涼祭の開催、大菊土地改良区の田んぼの学校などによる地域活性化を図っているとの答弁がありました。委員より、協定書8条の業務報告は提出されているかとの質疑に対して、

執行部より、毎月提出されている。利用者数、売り上げの推移などについて確認しているとの答弁がありました。委員より、継続審議にして、3月に結論を出すということにしたら問題はあるかとの質疑に対して、執行部より、引き継ぎの関係もあり、期間的に間に合わないと思われるとの答弁がありました。委員より、今日決定できない理由があるのか。高森温泉館の負債の件に関しては整理ができていると考えるがとの意見がありました。委員より、健康増進等の目的達成、支払い遅延の件、職員の検討なども必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、指定管理を導入するまで岩戸の里を運営していた大津町振興公社のときには、毎年赤字が累積し、平成20年度の公社解散時には資本金にかなり食い込んでおり、経営が成立していない状況だった。平成21年度から現指定管理者に代わり、民間のノウハウで大幅な重油節減をはじめとする経費削減、アイデアを活かした各種イベント開催による集客を図られ、結果それまでの利用客減少に歯止めを掛けられていると思うとの答弁がありました。委員より、直営では成り立たないということかとの質疑に対して、執行部より、平成9年度から平成13年度まではどうか黒字だったが、平成14年度以降赤字が累積しはじめ、平成20年度においては登記純利益で1千750万円の赤字、期末処分利益で3千500万円の赤字となり、経営を断念したところであるとの答弁がありました。委員より、永野社長に直接確認したいことがあるので入室願いたいとの要求があり、別室で待機していた永野社長が入室されました。委員より、新会社は資本者が40万円だが、運転資金は回るのかとの質疑に対し、永野社長より、地元を中心に200万円の増資計画がある。契約後、実行する予定であるとの答弁がありました。委員より、取引業者への支払いサイトは早くならないかとの質疑に対して、執行部より、前の会社の方針で、月末締め翌々月払いにしていたが、新会社においては町内取り引きについては翌月払いで行いたいと考えているとの答弁がありました。委員より、覚書第3項で大津温泉岩戸の里の資産は、乙に無償で譲渡するとあるが、大津の決算書にある純資産400万円が新会社に移るという意味かとの質疑に対して、永野社長より、そのとおり、税法上は連結決算であるが、大津・高森それぞれ決算し、通帳も岩戸は岩戸で別管理しているとの答弁がありました。委員より、流動資産も含めるということかとの質疑に対し、永野社長より、そのとおりであるとの答弁がありました。委員より、24年3月末の試算の見込みはどうかとの質疑に対して、永野社長より、これからシーズンなので現金で200万円から300万円、備品等も含めて現状より増加できると思うとの答弁がありました。委員より、資料の提出もあり、管理業務内容実績も高森の負債問題なども理解できたので、結論を出してもよいのではないかとの意見が出され、採決の結果、議案第62号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、私がここで発表しました議事録等については、これは全てであります。

次に、議案第63号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）について、農業委員会関係では、質疑はありませんでした。農政課関係では、委員より、九電の地役権設定の期間はいつまでかとの質疑に対し、執行部より、送電線がある限りということで、何年間ということはないとの答弁がありました。委員より、目3農業振興費の水田地域営農体制整備支援補助金の補助率はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、県費が50%、町が10%、地元が40%との答弁がありました。商業観光課関係では、委員より、交流センターの地盤改良は、必要なことは9月の契約後、掘ってみ

てわかったのかとの質疑に対して、執行部より、4月に発注した実施設計でわかり、9月発注の工事の契約には含んでいる。設計を積み上げた段階でわかった。発注時にはその分を含んで発注し、最後の外構工事の分が不足となったとの答弁がありました。委員より、外溝は発注時点では入っていなかったのかとの質疑に対して、執行部より、交流センターは本体建築工事、機械設備工事、電気設備工事、外構工事の4本の発注をする。本体建築、機械、電気工事の発注は終わり、外構工事が未発注で残っているとの答弁がありました。委員より、備品にはピアノは入っているかとの質疑に対して、執行部より、今のところ交流センターは防音の施設がないので入っていない。オークスプラザは音楽関係についてはできない。交流センターについては、どれぐらいの音楽ができるのか、防音装置がないのでどうなるか検討したいとの答弁がありました。環境保全か関係では、質疑はありませんでした。道路整備か関係では、委員より、29ページ15工事請負費で減額する場所はどこかとの質疑に対して、執行部より、後迫の町道後迫北通線であるとの答弁がありました。都市計画関係では、質疑ありませんでした。下水道課関係でも質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第63号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について。委員より、新小屋区の管路工事の今後の計画はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、今年の概算要望では、平成24年度に計画している。今後は、区長と協議を進めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、議案第65号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について。委員より、工事箇所を減の理由は何かとの質疑に対して、執行部より、一人暮らしの高齢者などで最終的に同意が得られないところだとの答弁がありました。委員より、同意がなければ工事はしないのかとの質疑に対して、執行部より、その通りだとの答弁がありました。

採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨさん） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第63号関連、議案第64号、議案第66号、請願第5号の4件です。当委員会は、12月9日午前10時より、傍聴者があり大会議室で執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果について要約してご報告申し上げます。

議案第63号関連は、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてです。福祉部健康福祉課。委員より、災害時要援護者地域支え合い体制づくり事業について、東日本大震災によって災害時の支援の関心が高まっているが、長期的な整備計画はあるかとの質疑に対し、執行部より、今回はモデル事業として行うもので、若草児童学園を中心に、楽善、日吉が丘、松古閑地区を含め、福祉

避難場所と地域、社協、町で災害時要援護者の体制づくりを進めています。11月には災害時要援護者等の避難訓練を実施しました。今後、北部、南部地区の福祉施設を中心に計画していきたいと答弁がありました。委員より、東日本大震災では民生委員も犠牲になっている。消防団には補償があるが民生委員の補償はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、民生委員は県の非常勤職員として補償制度はあります。今後、地域と連携して体制づくりを検討していきたいと答弁がありました。委員より、障害福祉サービス事業の4千900万円の増額の内容はどのようなものか。また登録者数は増えているかとの質疑に対して、執行部より、介護給付費の施設入所者支援事業費と訓練等給付費で就労移行支援事業費などが増えている。町内で約200名の方が登録されており、当初より約40名増えていると答弁がありました。

福祉部保健医療課。委員より、子ども医療費の増額の理由は何かとの質疑に対して、執行部より、小学6年生までを対象とした制度に変更はありません。子どもの増加が主な要因です。対象は4千300人ぐらいで、平成22年度が対前年比6.6%、平成23年度が6.5%伸びていると答弁がありました。委員より、年輪ピックに従事した職員は几人か、けがされた方はどうだったかとの質疑に対して、執行部より、開催期間中約80人の職員が従事した。サッカー競技で選手のケガは、熊本県下の種目別に見て一番多かったが、救護体制を整えていたので、それにより対応したとの答弁がありました。

教育部子育て支援課。委員より、家庭的保育事業については事業を開始したい人と、その中にファミリーサポートの経験者はいるか。また、今後箇所数の増加は考えないかとの質疑に対して、執行部より、平成23年度の研修参加者は9名で、そのうちの半分は経験者です。今年度は2カ所を開設し、県や他市町の状況を見ながら待機児童解消のために増やせたらと思うと答弁がありました。委員より、事業のメリットはわかるが、デメリットについて検討したか。また、制度の充実と併せて親の責務についても検討したかとの質疑に対して、執行部より、デメリットについては、この事業が個人経営となることから密室化すると、集団の交流が薄いなどが上げられるが、助言や指導する家庭的支援者と連携保育所との月1回程度の交流や集団生活の場の体験などによる対応を図っていく。親の責務については、親材育成は育ちのステップを家庭に配付するなど連携や周知を行っていくと答弁がありました。委員より、大津保育園増設により園児が多くなっているが、運動会や発表会等には狭いと思う。他の場所で実施することは検討されたか。人数に見合った適正規模があるので、今後検討していただきたいとの質疑に対して、執行部より、今年度の運動会や発表会は保護者と相談の上、園で実施することに決定した。運動会については、園児にとっては十分な広さがあるが、見学される保護者等が来られると混雑する。発表会については、保護者の混雑を避けるため、一部と二部に分けて実施することになった。他の場所で実施すると園児に大きな負担等がかかる。今後も保護者と相談しながら検討していくと答弁がありました。

教育部学校教育課。委員より、小学校費のいきいき芸術体験教室実施委託について、勸奨だけでなく体験もできるような内容か。また護川小学校は体育館の音響が悪いが大丈夫かとの質疑に対して、執行部より、昨年も大津北小学校で清和文楽を行ったが、子どもたちが人形を操る体験をする機会が

あった。今回もDOYO組の皆さんと一緒に歌ったりするような体験の場があると思う。また、開催する護川小学校では、校舎の多目的ホールを使用すると答弁がありました。委員より、学校施設の整備についてですが、大津東小学校には職員トイレが男女別でない状態だ。女子用のトイレをつくる検討はされているかとの質疑に対して、執行部より、本年度学校施設の整備方針の計画を立てており、大津東小学校については最優先で整備したいと思っていると答弁がありました。

教育部生涯学習課。委員より、社会教育費の報償費増額について何かとの質疑に対して、執行部より、増額の大部分がスポーツ関係です。報奨金は町民の方と団体が全国大会出場される際に交付している。増加の傾向で、団体が1回10万円なので、全体的に団体の出場数が増加している。また、個人での部門も増加しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第63号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてです。委員より、出産一時金の増額について、出生数は増えているのかとの質疑に対して、執行部より、国民健康保険被保険者の出産一時金は年間50人ぐらいで、前年度も同様であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第64号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてです。委員より、新聞に熊本県の高齢者虐待が増加していることと、特に施設での虐待が目立つことが報道されたが、大津町の状況はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、県では毎年虐待の調査を実施して、現時点までに大津町の施設において虐待の報告は上がっていない。虐待防止については、毎年のケアマネージャー研修会において、高齢者虐待マニュアルに基づき研修を行っており、11月は虐待防止月間ですので、広報紙に児童、DV、高齢者、三担当課で掲載し、住民への周知を図っていると答弁がありました。

採決の結果、議案第66号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願についてです。紹介議員より請願の趣旨説明、内容説明があり、委員より国庫負担を多くせよと言っても、去年と今年は事情が違う。国は補償問題で大変だ。増税等がある。震災の復興財源のときである。この請願が出てきているが、間が悪い。今は復興が第一である。国庫3分の1でも回っている。今は、皆が一歩ずつ引かないと復興にはつながらない。教育は特別という考えはおかしいと思う。多数の方が亡くなられた。OECDと比較しているが、世界と比較して劣っている。世界と戦えないなら、根本的に変えないといけない。大津町として、なぜ35人学級を30人学級にってしまったのかと考えたら、学級崩壊等があり、少人数がやりやすいということですか。家庭の義務を怠り、こんなことまでも学校で教えなければならないのかということもあるようです。人に迷惑を掛けることをわからない子どももいます。どうも思わない人たちは35人から30人になっても常識はできません。家庭教育がまずが第一です。子どもへいい環境をつくってあげたいですが、限られた財源です。国は厳しいですと意見があり、紹介議員より、被災地を含めた地域の負担も大きいと思われます。子どもは国の宝です。先生の負担も5人違うと随分違うと言われます。OECDと比較するのは、菊池郡市は足並みを揃え

ていこうということで、世界と戦っていくためOECDと比較しています。教育には力を入れていてほしいです。大津町内でも格差が出ていると思われます。地方が3分の1はおかしいということを経年意見書を出していくことが必要ですと意見がありました。

採決の結果、請願第5号は全員賛成で不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第60号、議案第61号、議案第63号関連と継続審議の請願第2号、請願第4号の5件であります。12月9日執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の主な経過と結果を要約してご報告いたします。

議案第60号、大津町暴力団排除条例の制定について。委員より、条例制定後にどのような取り組みを考えているか。新しい組織等を設立するのですかとの質疑に対し、執行部より、町は大津町不当要求行為等の防止に関する条例や大津町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要項等を制定し、暴力団等の不当な介入の排除を行ってきた。今後は、まちづくりの一つとして町民や事業者にも運動に参加するよう呼びかけを行い、相互に連携して暴力団の排除に努めたい。また、新しい組織を設立することは考えていないとの答弁でありました。委員より、不当要求行為等に関する条例とはいくつありますかとの質疑に対し、執行部より、平成17年に大津町不当要求行為等の防止に関する条例、平成22年に大津町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要項を制定している。また、平成11年6月に公共工事からの暴力団排除に関する合意書、平成22年11月に大津町が締結する契約等からの暴力団等の排除に関する合意書を大津町大津警察署と締結し、暴力団等関係者の排除に対して連絡協力体制を強化していますとの答弁でありました。委員より、暴力団は資金源を立つことが重要と考えるが、警察は暴力団についてどのあたりまで把握しているかとの質疑に対し、執行部より、資金源を立つことは重要なことだと認識しています。そのため、町では条例や要項を制定するとともに、大津警察署と連絡協力を実施している。警察がどのあたりまで把握しているかは不明だが、町は町営住宅入居時や公共工事の契約に紹介を依頼しているとの答弁でした。委員より、公共事業の契約で元請けと下請けの契約では暴力団関係者の関与はわかりますかとの質疑に対し、執行部より、指名競争入札は町内中心で、条件付き一般競争入札も県内に限る等、ある程度の情報や県の指名停止の確認等を行っている。各事業課において下請け契約の確認はしておりますが、暴力団関係の確認は困難であります。今後は注意したいとの答弁でありました。

採決の結果、議案第60号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。委員より、今回の改定にあたって、民間給与との比較についてだが、事業所規模が50人以上の民間事業所を対象とした調査が基になっているとの説明だが、その中で大津町内にある対象事業所の平均給与などは

わかっていますかとの質疑に対し、執行部より、月例給与等の民間給与等の格差については、人事院と熊本県人事委員会、それぞれの民間給与実態調査の結果に基づくものですが、大津町など市町村単位で調査したデータはありません。そこで、人事院や県人事委員会による調査結果が広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっております。人事委員会を持たない市町村では、これらに準ずることが一般的となっておりますとの答弁でした。

採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号関連、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）について。

総務課関係では、委員より、選挙ポスター掲示場の設置についての謝礼はどのような方法で行っているのか。土地所有者の同意は取っているのかとの質疑に対し、執行部より、土地の所有者等に対して500円相当の謝礼とともに文書に依頼をしている。周知については、さらなる徹底をしていきたいとの答弁でした。委員より、投票時間を以前と比べて1時間繰り上げたが、財源はどれくらい捻出できましたかとの質疑に対し、執行部より、人件費約30万円節減することができましたとの答弁がありました。委員より、車検切れで職員の免許証更新の確認はしていますかとの質疑に対し、執行部より、車検切れはありません。免許証更新の確認は各課で行いましたとの答弁でありました。委員より、建物災害共済掛金について、美咲野小学校等は建設中だが、いつからの分か。保険の契約相手はどの質疑に対し、執行部より、3月執行予定なので3月からの分である。建物の構造や大きさに掛金が決まる。全国町村会との契約であり、比較的安価になっている。地震は対象になっていないとの答弁でした。

税務課関係では、委員より、償還金利子及び割引料の補正額100万円についての質疑に対し、執行部より、平成21年度及び平成22年度の12月以降の実績による見込額ですとの答弁でありました。

住民課関係では、委員より、パスポート申請が始まったが、受付件数について質疑があり、執行部より、10月は申請件数が68件、交付件数が42件、合計110件の受付を行いましたとの答弁でありました。

人権推進課関係では、委員より、職員1名減とのことであるが、住民サービスの低下になっていないかとの質疑に対し、執行部より、係長が一人減であるが、課長が兼務している。現在のところ問題はないと考えているとの答弁でありました。

なお、議会事務局、企画課関係では、質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第63号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について。6月、9月議会での継続審議の請願であります。平成21年12月議会で公契約条例の検討との一般質問の中で、野田市、川崎市で条例制定がなされていますが、運用面では市職員を増員しての対応がなされている。今後とも調査研究をさらに進めたいとの答弁がありました。小規模工事等契約希望者登録制度の施行も始まり、入札参加資格申請をされていない法人または個人事業者にも小規模な工事や修繕等の公共事業に積極的に参加していただくため登録を受付をしているところであります。

採決の結果、請願第2号は全員賛成で不採択すべきものと決しました。

請願第4号、公共交通機関の存続へ向けJR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願書については、9月議会からの継続審議の請願であります。JR九州が10月31日発表した平成23年9月連結中間決算は、3月の九州新幹線全線開業と新駅ビルオープンなどの効果で売上高1千551億円、前年同期比12.4%増、最終利益73億円、同じく62.9%増の大幅な増収増益となっています。鉄道運輸収入は710億円、23.4%の増、新幹線が203億円増となり、在来線のマイナス部分を差し引いても134億円の増加であります。博多駅ビルの賃料収入で40億円の増収もあります。JR九州の決算は、過去最高の売り上げとなっております。

採決の結果、請願第4号は、全員賛成で不採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員長の報告の中の議案第62号に関しまして質疑をいたします。

念を押すように以上がすべての議事録でありますとか説明がありましたけれども、その中で不足する部分というものを私は考えました。不足する部分とは、町の条例にきちんと照らし合わせて、その指定管理者の選定が正しいかどうかというふうな町の法律でもあります条例に照らし合わせたというような報告は中にはなかったように感じます。条例というものは、その、例えば公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例、また指定管理者選定委員会条例、また今回大問題となっておりますこの総合交流ターミナル条例というものがありますので、この目的、どう町民に対してメリットがあるのか、そういったものを照らし合わせないと、ただ単にどこが赤字だからだとか、黒字だとか、そういった数字の足し算、引き算だけではないんですね。町民に対してメリットがあるかどうかが一番の大義名分にあたる、賛成の、採択の理由になるのではないかと考えます。ですから、そういった意見がない場合、委員会主義を取っている我が議会といたしましては、委員の発言を促すような委員長の再拝が必要になるということです。そこが委員会の委員会たる付託される案件ではないでしょうか。特に経済委員会におかれましては、俗に言う1年生議員さんと言う方が3名もおられますので、導いていい意見を出して、そしてこの議会でもまた審議してもらおうというきちんとしたそういった流れがないと、委員会主義自体が、ただ委員会の採択で、採択したから本会議でも必ず賛成されるんだぞというような甘っちょろいものにならないように慎重審議が足らなかったと思いますので、もしその点が抜けていたならば答弁をお願いしたい。

また、そういった意見は導かない、全然意見も出ません、条例は関係ないというふうであるならば、そのこの点の委員長のご意見をお伺いしたいと思います。

以上、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） この委員長報告というのは、委員会における、先ほど申しましたように議事録に則り報告するのが委員長の報告でございまして、それから法令によりまして委員長報告では委員長は自分の意見は禁じられております。そういうことでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第62号に関しまして、反対の立場から討論をいたします。

私は、開会時にこの62号関連の資料を提出願いたいということを申し述べました。そして、この議会が始まる直前にその資料を執行部からいただきました。何とタイミングがいいことでしょうか。昨日、休会でしたので中日もあったわけですから、一昨日あたりに渡されたならば詳しく内容を見ることができたと思います。先ほど質疑いたしまして、条例は関係なかったみたいですので、どうもその委員長の答えというのが、議員必携あたりを読まれてないのかなというふうに思いました。ですので、ここで少々長くなるかもしれませんが、私が思うデメリット点というものをここで皆様方にお聞き願ひ、判断していただきたいと思ひます。

まずは、この62号関係につきましては、条例がいくつもあるわけでございます。ですから、その条例をきちんと照らし合わせて、そしてその指定管理者制度による運営が正しいかどうかということを確認を示さなくてはならないと思ひます。実際、我々が岩戸の里温泉センター、総合交流ターミナルのことをこう言ひますけれども、設置というところにおきましては、都市と農村の交流を促進し、町民の健康増進及び町の農業の振興活性化を図るため設置するとあります。すなわち、町民の健康増進及び町の農村の振興と、こういったところは要点でありまして、これについて有効だったかどうかという審議が一番の目的だと思ひます。こういったものにも照らし合わせてないというふうになりますれば、町民の多大なる税金が使われた施設であります。そして、特にこの施設におきましては、農林水産省のほうから、この点につきましてははっきり覚えておりませんが、ウルグアイラウンドのときかなんかだったと思ひます。そういったときに農村の方々に、第一産業の方々に理解を求めながら、そしてまた職の場をいろんな形で、ここの施設は思いがこもってつくられた施設であります。ですから、その当初の目的というものを達成するために、我々の税金を使って修繕をして、3年間で約3千万円ですか、そういったお金を使ってでも存続させてきた施設であります。しかしながら、委員長報告によりますれば、町民の健康増進、また農業の振興と活性化を図るためという設置目的については、何ら申し述べられてないということは、ただ単に高森温泉館が赤字だったということに気を取られてしまい、本来の目的を逸脱している。達成されていない審議がなされたのではないかなと。一生懸命委員さんがされたのはわかります。しかしながら、そういった基本的なもの、目的があつてできた施設というものは、町民にデメリットがないようにするのが我々議員の監視監督の義務でありま

す。町民の負担というものは、税金ではありません。入湯料も当初300円から400円になっております。私は、このことについて多くの町民の方々に意見を聞きましたけれども、400円なら行かんばいと。300円で菊池に行くならよかお湯のいっぱいあるというふうなことを聞きます。まさに恥ずかしい限りであります。そしてまた、問題になりますところが、その指定管理者と町との契約の中に30万円以上の備品や整備費、そういったものは町が負担するというふうに書かれておりますが、こういったものも根拠が曖昧で、私はこの指定管理のときだったですか、私は指摘しました。25万円とか27万円、28万円するのは、わざと業者に30万円以上の値段を書かせて、そして町に払ってくださいというふうな可能性があるよと。実際、そういった情報を私は入手しておりますが、係に行ってそれはやめさせろといった経緯さえもあるのです。ですから、この30万円というものも曖昧でありまして、本来であるならば、その指定業者が負担すべきものか、町が負担すべきものかというものは、この議会で審議してもらえればきちんと判断できるものであります。これも非常におかしい点であります。そしてまた、その温泉センターという性質上、入湯税を免れておられます。指定管理者というものをつくり立てた場合、もう町の経営ではなくなったということになりますれば、入湯税は徴収すべきではないでしょうか。またこういったものも今回の契約の中で更新されたのか、それとも入湯税は払いなさいというようなことをちゃんと言われたのか、それもわかりません。そしてまた、さっきの説明の中では、支払いサイトの問題です。業者に対して2カ月半とか、いろんな形で滞っているところが肉屋さんが1件あったと。私の知るところによりますれば、1件ぐらいではありません。2件も3件もあるんです。ただここで固有名詞は言われませんが、現在もあるんですよ。そういったうそをついているということです。実際それをきちんと調べれば、すぐわかることでしょう。このうそで、大きなほかのうそも出てくるのではないかと考えられると思います。そしてまた、この指定管理者選定、指定についてですね、この選定基準というものがきちんとありまして、その中の第4条の2あたりは、経費の縮減が図られる、これは努力したという説明がありました。ところが第4条の3は、そういった管理業務を安定的に行うために物的能力及び人的能力を有していることというものがこの選定基準に書いてあります。能力がないから赤字を出すのではないのでしょうか。能力がある人は、そういったA重油ですか、高騰に耐えられないということで赤字を出したという何かいいわけだったそうですけれども、そういった場合は、例えば高森町の場合は、町のそういった指定管理を受けているならば、その実状というものをすぐに町と相談して、議会に諮ってもらって改善を要求するべきです。のうのと赤字を垂れ流したわけです。ですから、高森町議会で大変な議論になったということでもありますので、非常にこの点についても能力の欠如があると考えます。そして、選定の特例として総合的に判断するものということで、指定管理者の選定委員会の議事録を今日渡されました。この中を見てもみすれば、この選定委員会条例の中には、外部有識者2名を含む7名で組織するというので、その2名というものが税理士さんと弁護士さんが入っております。あとは町関係者であります。副町長が委員長でありますけれども。この中で、教育長は欠席だったということで、過半数以上の出席ということで6名で審議されたと。多くの意見は、この税理士さんと弁護士さんによって発言がされております。なかなかやはりプロフェッショナルな質疑が出ているなと思いました、

これを読んで。そして、この中で採点結果報告及び候補者選定という中では、最低点が57.8、要するに60点、これも曖昧な基準でありますけれども、達していない人がおられるということです。恐らく私の感からするならば、このどちらかの人ではないかなと考えられます。実際、この中の意見でもですね、高森温泉館は約2千万円の赤字。資本金は10万円しかない。どうなるのでしょうかというふうな質疑とか、大津町にとってトラブルにならないかということ、いろんな質疑をされております。実際、3年間の契約であったのならば、3年目の最終日までに、そういった業者に関する借金ですね、借りた金は返さなければ泥棒です。ですから、3月31日までに完済必ずすべきということも今回の任期満了につきましてはきちんとしなければならない部分であります。言うならきりがないぐらい実は出てくるんでありますが、この高森温泉の借金ですね、JAがほとんどだということですが、銀行からお金を借りた場合は1千800万円、1千900万円、2千万円ですね、それぐらい借りたならば、相当な金利が付いて、その返済に輪を掛けてしまいます。しかしながら、こういった借金というものには金利は付きません。ずるいんですね。かといって金融機関は恐らく貸さないです。担保がないところには貸しません。ですから、金融機関にこの会社を、この代表者がする会社を、この会社に1千万円、2千万円貸しますかと聞いてみればすぐわかりますよ。貸しませんと言います。そして特にこの代表者の方は金融機関に勤めておられた方ですので、そういった割り振りというものはかなり上手にされるほうかもしれませんね。しかしながら、ずるさというものといいようなそういった工夫というものは別物であります。そして、また公募に難があります。1社しかその公募に来られなかったということを書いてありますけれども、この委員さんの中でも1社で判断をしかねるというふうな意見が書いてあります。まさにその通りです。その公募の仕方に難がなかったのかなというふうなことも考えられます。実際、温泉センターをタダで貸しますよと言っているんですね。タダですよ、タダ、タダで貸します。しかし、民間のノウハウを持って経営を安定軌道に乗せてもらいたいということが3年前の約束でありましたので、この3年間過ぎたならば、実はその検証を行って、よりよい方向に進めなくてはならないというのが我々自治体経営のポイントでありまして、こういった施設のコストの計算と管理の重要な点の1つであります。そしてまた、皆さまも知っておられるとおり、この少子高齢化におきまして、自治体のコストはまだまだ増えることでしょう。ですから、今つくっております中央バス停とか、そういったところの交流センターやいろんなところも増えるのはいいですけども、そういった維持管理費は大変になっています。この温泉センターもかなり老築化が進んでおりますので、まだまだコストは嵩むと考えられます。そういった今後の計算書あたりは本来ならば出さなければならないと私は考えます。この自治体運営のコストを増やすようなことはやってはいけません。ということは、この中で、今日もらいました資料の中で、指定管理者の責任ともうしますか、協定書というものがきちんとありますけれども、この協定書の中身さえも、本来ならば3年後にはきちんと更新させて向上させなければならないということです。実際、大津のこの交流センターが黒字が出たということになるならば、町に対してその会社の取り分と町に納める寄附なり何なり、そういった形でもいいですから、そういったものも設定するのも一つの考え方かもしれません。そして、また逆に給料制にしたりとか、ほかの利益分は町にすべて納めていただく、そういったことをし

なければ、町民の方はとてもじゃないが納得されないと思います。

今申し述べただけでも、ちょっと私がメモした程度でありまして、本来まだまだ出てくるものと考えられます。ですから、3年間過ぎたならば4年目からはもっともっと向上した形で指定管理者というものと契約をしなければならないということです。何らこのままだったならば、一企業を設けさせるために我々の税金が、3年間で約3千万円だったですか、ある程度その我々の一般財源を出したのが。恐らく今後3年間で3千万円できかないのじゃないですか。相当な持ち出しですよ。3千万円といったならば、福祉や教育に使おうと思うならば、もう諸手をあげて喜ばれると思います。そういった額をほとんどの方がもう行かれなくなった温泉センターに使う、今後も使っていきますよというようなことを宣言しているようなものです。ですから、この62号に関しましては、採択すべきではないと思います。皆様方の議員になられたときにマニフェストあたりで皆さんはいいことを書かれておりましたので、議員の議員たる資質を持って、この62号に関しましては反対をお願いしたい。

そして、まだまだ時間はありますので、公募の仕方をもっと広めて、よりよき企業を連れてきて、町民の方々が、あそこに行ったかいて、大津のセンターはよかばいって、ほかの町村よりもよかばいと言われるようにできるような、資本金がある、能力がある経営者、そういった企業を連れてこようじゃありませんか。まだ時間はあります。これは蹴ってもどうもありません。もっともっと向上することを我々は目指さなくてはならないということでもあります。

以上、私の討論であります。どうか議員各位の方々が議員になられた当時のマニフェストを思い出されて、正義感を持って賛成、反対、きちんとやっていただきたいと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 私は、請願第4号、公共交通機関の存続へ向けJR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願書と、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、委員長報告に対して反対の立場から討論を行います。

まず、最初に請願第4号、公共交通機関の存続へ向けJR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願書についてです。JRは、旧国鉄事業の再生として、交通使用の中での激しい競争に耐え得る事業体変革、国民生活充実のための重要な手段としての鉄道の役割と責任を果たすことを目的とされています。JR東日本、JR東海及びJR西日本は、健全な事業体として自立、完全民営化が果たされています。しかし、JR九州、JR四国、JR北海道及びJR貨物は、最初から赤字が見込まれ、経営安定基金の運用益を赤字補てんに充てられています。会社発足から24年が経過した現在も安定した経営基盤を確立するまでには至っていません。しかし、経営努力としてJR九州は当初社員数1万4千937人だったが、平成23年には8千410人と、約6千500人社員数を削減されています。業績、23年度を言われましたが、平成22年度の鉄道事業損益はマイナス122億円で、営業外損益78億円、基金運用益111億円で、経常利益は46億円となっていました。基金運用益は当初7.3%でしたが、平成21年は2.9%になっており、年々減少しています。地域の

利便性向上を図るため、昭和62年以降新駅を62駅設置ほか2枚キップ、4枚キップなどの企画商品の設定により人口減少下でのお客様収入の確保に努められています。インターネット予約システムによる割引切符もあります。大津町では、南北の大津駅の自由通路ができませんでしたが、機動式を歩けるようJRと町の交渉において11月7日より通れるようになりました。踏切の危険な通路を通らなくなり、毎日30人以上の人が便利さを共有されています。また、高校が2校あり、多くの学生が定期券で通学しています。通勤の方の利便性にも大変貢献されています。しかし、朝の混雑以外はお客様が少ないのが現状です。高齢者など交通弱者の足として地域に根ざした鉄道の果たす役割は大きくなるものと考えられます。維持のため赤字額の補助を産交バス株式会社、九州産業交通へ出しています。平成22年は約2千864万円でした。JR4社の経営の自立、完全民営化への支援が必要と考えます。

次に、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について。公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に係る法律の一部を改正する法律が今年の4月22日に施行され、小学校1学年のクラス定員が40人から35人に改正された。小学2年生から中学3年生までは40人のままです。しかし、都道府県教育委員会が定める学級編成基準について、学校設置者はこれに従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすることとなっています。熊本県は、小学1、2年生は35人学級としていますが、熊本市は独自に小学1、2、3年生と中学1年生を35人学級としています。請願の趣旨、理由の中に、文部科学省が実施した今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見書募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。理由としては、一人一人の子どもの勉強に先生がより丁寧に対応できるからが約80%となっています。経済協力開発機構OECD28カ国加盟の1学級当たり児童生徒数、小学校、日本28人、OECD平均21.6人、中学校、日本33人、OECD23.7人、教員1人当たり児童生徒数、小学校、日本18.8人、OECD16.4人、中学校、日本14.7人、OECD13.7人となっています。2010年の統計で日本は28カ国の中で最下位でした。少人数学級のメリットは、一人一人の学習の進み具合に合わせた授業ができる、児童生徒の授業での発言や活動の機会が増える、教員がゆとりをもって子どもに向き合える、教室に余裕が生まれ、学習環境が向上する。子ども同士の話し合い活動がうまくいく等が上げられています。学校現場からは9割の教員が「もっと子どもたちと一緒に時間がほしい」、「授業基準の時間が不足していると感じている」の割合が90%を超えています。昨日、東小学校の研究発表で主体的に学び合う、高め合う児童の育成、豊かな読みの力、表現力につながる教材の工夫、NIE実践研究発表で公開授業を視察しました。1年から6年生までNIEが取り入れられた授業が展開されていました。小学1年生が新聞をとちよっと驚きでした。少人数できることの多くを学びました。各自治体は、独自に30人、35人少人数学級を推進できるということで、地域格差が発生しています。義務教育です。国が2分の1、地方が2分の1が当たり前だと思います。子どもたちが全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の権利です。

以上、委員長報告に反対の立場で討論いたしました。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 私は、請願第4号の公共交通機関存続へ向けJR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願について、委員長報告は不採択でございましたので、賛成の立場から討論申し上げます。

今回のJR九州さんの9月の連結決算では、中間決算では、先ほど委員長報告にもありましたとおり2年連続の増収増益、経常利益でも、あるいは純利益でも過去最高だというふうに言われております。確かに、先ほど鈴木議員のほうから基金運用も含まれているというふうなことがありましたけれども、基金運用が含まれていても、いなかったとしても、やはりその会社の中の事業としての利益というのは、やはり動かせない事実であります。そういう中で、今回の60数億円の純利益を出している会社にこれ以上、また公共団体が補助をするというのは不自然であるというふうに思われます。そういう意味で、私はこの委員長報告に賛成の立場を表明させていただきます。議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 私は、議案第62号関連、大津町農村リクリエーション関連施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論したいと思います。

今回のこの状況を見てみますと、募集期間は平成23年9月1日から9月30日となっています。周知方法は、全国を対象に町のホームページ、町役場正面掲示板、町の広報紙、西日本建設新聞ということで周知をされております。また、現地説明会を9月21日に実施され、総合ターミナルで2社が参加しております。ただ申請者が1社だったということです。そういったことで、もしこれが否決され閉館という立場になればですね、先ほど委員長報告でありましたように、補助金の返済額が約3億8千万円、町の起債残が1億3千万円ということで、5億1、2千万円の町負担ということも考えなければなりません。もし以前の公社という形に戻すとしても、前回のように赤字出している状況の中で、これに出資する会社、団体はないものと考えております。2番目にですね、公社から引き継いだ後、岩戸温泉という形で今経営されておりますけれども、毎年若干ではあります黒字として経常されているということは、若干の、以前に比べて経営努力の一端ではないかなというふうに考えます。そういったことから、何らかの問題点は確かにあるかもしれませんが、閉館という最悪の状態にはしてはならないかなということを考えますと、ぜひこの第62号関連についてはですね、賛成の立場で、議員皆さんの賛同をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、請願第5号、委員長報告に対して反対する立場で討論を行いたいと思います。

私はかつて一般質問の中で教育現場における先生たちの状況、先生たちが一番大切にしたい子どもたちと一緒にいる時間がないくらい多忙きわまりないこと、それから家庭での授業の準備、そして授業以外の活動、公文書に対する回答、その他多くの業務がなされているということを明らかにしました。それはとりもなおさず、未来を担う子どもたちにとって何が必要であるかを訴えたかったからです。少人数学級を実施している学校では、例えば大阪府教育の教育委員会の調査では、算数における繰り上がり、それから国語におけるひらがな、漢字などの基礎学力の向上に役立ったという結果が出ています。それから、授業への集中、積極的参加、宿題や家庭学習といった面でも、その効果は表れているという検証がなされております。また、山形県教委の調査では、不登校が減少したという結果も出ています。このような現実を見ても、30名以下学級の実現は、一人一人の子どもたちを大切に教育の、いわば大前提と言ってもよいのではないかと思います。さらに、委員長報告でありました東日本大震災の復興、確かに今の日本にとって最重要課題であるということは言うまでもありません。しかし、国はそれだけではなくも国防、外交、福祉、教育など、あらゆる方面でその責務を遂行することが今大切じゃないかと、国の責務ではないかと、そういうふうに思うわけです。被災した子どもたちも含めて、むしろそうした子どもたちをもっと手厚く義務教育費の国庫負担を拡充し、県・市町村の負担を軽減させ、等しく教育の機会均等を与える必要がある。そのことを国に訴えていくことは大変重要であると考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 討論の案件が何件かありますので、ちょっと討論の方法が交錯しますのでわかりづらいところもあるかもしれませんが、本来、今後改善をしなければならぬと思いますが、順番に行いたいと思います。

第1番目に、議案第61号、いわゆる町役場職員の給与の切り下げの議案であります。今回の条例改正案は、いわゆる人事院勧告に準拠しまして職員給与を引き下げる。この間、公務員の給与引き下げは1999年からもう10年以上も一貫して引き下げられてまいりました。その引き下げの最大の理由は、いわゆる民間労働者の賃金下がったからということにあります。とりわけ小泉構造改革以来、製造業に被正規労働が野放しにされ、このことによって民間の労働者の賃金給与は、まさに減少をするばかりであります。民間賃金下がるから公務員給与を下げ続ける、本当にそういうことで日本全体にとっていいことがあるだろうと思うわけです。しかも引き下げられた財源が東日本の大震災の財源に上積みされるという補償は全くありませんし、それどころか、もう我々国民、庶民には復興に名を借りた増税が押しつけられようとしています。また、日本人の賃金が高いから外国に企業が出ていってしまう、いわゆる空洞化論にこのことが使われておりますが、これは全くのごまかしだと言わなければなりません。我が日本は先進国の中でも唯一この十数年来賃金下がり続け、GDPも伸びない。そして、物価の下落によって、いわゆる相対的にドルに対して価値が上がり続けて、今日の異常な円高となってしまいました。このままでは1ドル50円台まで上がるだろうという

学者もおります。このような、いわゆるどん底に向かった賃金切り下げ競争、民間が下がるから公務員も下げる、公務員も下がったから民間もさらに下げる。これはまさにどん底、行き着く先がないという状況であります。これを改善するには、労働者の賃金給与を上昇させながら、いわゆる底上げを図る。そのことによって物価を上げていかないと、異常な円高も是正することはできないと確信します。地方において公務員の給与が中小企業に比べて確かに恵まれているのは誰もが否定できない事実だと思いますが、公務員バッシングをいくら強めても、民間賃金の引き上げにはつながらない。さらに、賃金切り下げの口実にしかなっていないということでもあります。世界の公務労働者の人数は、先ほど来出ておりますOECDの比較で人口千人当たり、ヨーロッパのフランスでは88人、あのアメリカでも78人、ドイツで55人、我が日本は千人当たり32人という最下位であります。また、人件費の比較も出ております。日本の公務労働者の人件費は先進23カ国平均の6割、これもまた最下位となっております。公務労働で働く皆さんが国民、町民の暮らしと福祉増進のために誇りを持って職務に励まれること、このことを願い、また応援をする立場からこの給与引き下げ条例に反対を表明するものであります。

次に、議案第62号、いわゆる大津温泉、岩戸温泉の指定管理者の選定問題であります。この現在指定管理者になっているものは、株式会社南阿蘇観光高森温泉館であります。この会社は高森町の高森温泉を2期6年に渡って指定管理としてやっておられたようであります。この高森温泉の運営は、決算書も見せてもらいましたが、大変な状況であります。高森温泉の問題として、委員長のほうから報告がありましたが、大幅な入館者の減少と、重油の高騰と、重油をほかに安いところと切り替えることも、町との申し合わせでそれも叶わなかったということでの1千900万円の累積赤字ということで、このことは社長の個人が担保を提出して解決の目処が立っているということを確認いたしました。

一方、大津温泉、岩戸温泉のほうは、この2年間の実績で413万円の累積黒字が経常されておりますが、このうち固定資産が233万円ですので、純粹の現金預金では180万円の流動資産、黒字となっております。私もこの問題は大変悩ましい問題として、当初継続調査をしたかどうかということで申し上げたところでありますが、しかしよくよく考えてみれば、今からではなかなかその新たに公募をしてということは難しいと思ったところであります。そこで、この指定管理について、まず法律的に問題があるのかどうかということではありますが、指定管理者選定委員会の議事録も配付されましたが、選定委員の中に顧問弁護士、または町内の信頼に値する税理士さんも入って検討された結果、全員一致で認定をされております。つまり法的にはクリアがなされている。また、新たに公募の問題がありますが、決算書を見る限り代表取締役の報酬は年間で330万円であります。あそこの温泉館を運営して、長時間労働をして、300万円か400万円か500万円ぐらいの報酬で運営するのは並大抵なことではないと思ったところであります。

そこでもう一つ、理屈が通るかどうかわけですが、高森で発生した赤字は岩戸の温泉、あるいは大津町のほうには迷惑はかけないということで、担保がなされております。

それから、業者への支払い遅延の問題でも、委員会の答弁で、少なくとも1カ月程度で決済をする

と答弁がなされております。議会での答弁でありますので、効力が有効であると考えます。

それから、高森町の事情がどうもあるようであります。高森町の議会議事録を取り寄せて読んでみましたが、高森温泉は、もう平成6年に開館をして、17年経過し、起債の償還も全て終わっておるということです。町長の答弁の中で、指定管理を今後公募しても、たぶん応募がないということが予想されると。じゃどうするか。高森では、町の直営に戻すか、あるいは民間への賃貸しにするか、あるいは売却と、この3つしか考えられないという答弁でありました。じゃ我が大津町ではどうかということですが、売却は5億円の返済をすれば売却もできますが、事実上はできません。それから、町の直営に戻すことは、いわゆる公務員が経営に乗り出しても、とても経営が改善するとは考えられません。また、民間に賃貸しをしたとして、果たして借り手があるとは私はとても考えられないと思うわけであります。

ですから、今後3年間株式会社南阿蘇観光に委託をしながら、本来の目的である都市間の住民交流や農業振興、また何よりも町民の健康増進、このことがさらに進展をするように、町執行部は情報の収集、利用拡大の支援、こういうことが求められておると思います。我々議会も当然そのことを今後検証していかなければならないと思います。最終的に、やはり選択肢としては、この指定管理者に経営をお願いするしか、今、選択の道はないと思うわけで、賛成の討論とするものであります。

次に、請願・陳情であります。最初に請願第2号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願、これは私が紹介議員として提出をしたものであります。この請願の最大の眼目は、公契約条例の制定であります。千葉県と川崎市、既に2つの自治体で公契約条例が導入なされております。ヨーロッパの先進国では、ほとんどこの公契約条例が制定、導入がなされているそうであります。簡単に申し上げますと、今、行政が道路や、あるいは建物や、こうした公共建築物、またそのほか委託、こういった町民の税金、国民の税金、そういう財源を使って公共事業をやっているわけですが、例えば建物で入札の結果、どこどこ建設に発注をすると。ところが、今交流センターをつくっておりますけど、そこで働いておられる労働者の賃金には全く町は関与をしない、知らない、私には責任がないというのが今の行政の態度であります。しかし、町民のために、町民の税金を使って、町民の、町内の経済活性化を図るために行う公共事業が、そこで働く町民の給与がいくらたかかれようが、いくら下げられようが行政は、私は関係ありませんというようなことを続けていったら、まさに町民の暮らしに責任を持たないということになるわけです。ですから、千葉県の自治体では、例えば、今、職人さんの給料が、1日の賃金が1万3千円から1万5千円だとしたら、せめてその7割、1万1千円か2千円を最低限としてきちんと払われているかどうかを確認をする。そのことによって、労働者の賃金が補償される。本来、出したお金がほかのところに使われないように、賃金の分はちゃんと賃金に回るよというのが公契約条例の最大の眼目であります。本来、委員会としてですね、私は何回も継続になったんですから、先進地に行って、私は勉強をしてほしかったと思います。先進地を研修して、それでもこれこれこうでだめだということであれば、私も納得をしますが、継続の結果、書類だけを見て不採択とするのはいかなものかと思えます。ですから、私は委員長報告では不採択となっておりますが、原案に賛成の立場から、委員長報告に対して反対をするものであります。

最後に、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に関わる請願、委員長報告では不採択となっておりますが、私は採択すべきということで委員長報告に反対の討論を行います。本来、教育費は全額国が補償するのが私は原則だと思います。ところが、小泉内閣の三位一体の改革、この中で、いわゆる米百俵の精神をねじ曲げて教育予算を削ってきたと、ここから2分の1、国が負担をしていたものをさらに3分の1に減らしてしまうという大改訳が進められました。30人学級は何よりも子どもたち、保護者の願いだと思います。我々の子ども時代とは、まさに比較にならないほど教師の負担が大きくなっている、また子どもたちも忙しくなっている。この請願を採択するにあたりまして、意見書を出したからといって国が実行するという拘束力があるものではありません。請願の内容は、町民の利益、国民の要望でもある。この声を国に届けるだけであります。国の財政の心配など全く無用の問題だと思います。あくまでも判断するのは国であり、我々は地方議会に国家予算の権限はありません。例えば、国道57号線の早期4車線化、こういう意見書を出す場合、ほとんど私は誰もが賛成をすと思います。その際に、国に金があるだろうか、誰が心配するでしょうか。これと全く同じであります。反対に、原発誘致の意見書などは、原発を誘致すれば、確かに莫大な目先の利益、交付金が返ってきますが、あの福島を見れば一目瞭然であり、まさに利益どころか命と財産まで奪われ兼ねない事態となっております。ですから、意見書への賛否の判断の基準は、町民の要望か、町民の真の利益になるか、このことでぜひ判断をしていただいて、この30人以下学級実現の請願が採択されますよう委員長の報告には反対であります、原案が可決されますよう願うものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第61号に対しまして、委員長の報告どおり賛成の立場を表明いたします。61号におきましては、私はもう何度も言っていますので、地方は、地方自治体は地方自治体なりに、その地方公務員の給与は計算すべきであり、国家公務員の給与に準ずるラスパイレス指数ですか、そういったものと照らし合わせていろいろ出されてきますけれども、やっぱりおかしいと思います。そして、また今、反対の討論をされた方も、例えば62号あたりを取り上げていっておられましたけれども、公務員にまた町が経営して、公務員が経営するんであるならば、とても経営が成り立つとは思えない。公務員は能力がないとはっきり宣言されたんですね。ということを考えれば、下げられて当然じゃないですか。能力がある人にはちゃんと与えるんですから。ですから、金をくれ、能力はない、それじゃ合わんでしょ。これが町民の思いじゃないでしょうか。それが民主主義と私は思います。そういう意味合いにおいて、私は委員長の報告に賛成するわけではありますが、民間企業あたりは非常に苦勞されて、しかしながら経営者は雇用を確保するために相当な努力をされている。そういったところには日が当たらない。あんたのところはふとか会社で、よか車乗ってよかなぐらいのひがみ根性ぐらいで判断してもらっちゃ困ります。本当に額に汗かいて動き回っておられる経営者ばかりであります。今のこの不況の状況に立ち向かって、敢然と戦っておられる方がほとんどであります。

ので、やはりここは公務員たるものは全体の奉仕者という原点に戻りまして、大津町は大津町なりにきちんとこの国が示したものに準じながら、この点については委員長報告どおり賛成するものと私は考えます。まだまだこの大津町町民の所得を平均して出しますれば、公務員よりもずっと低い計算になります。そういったことをきちんと考慮しなければ、こういった61号関連におきましては不毛のものになってしまう、町民の意見が通らないということです。ですから、61号に関しましては委員長の報告どおり可決するものが妥当と思います。皆様方のご賛同をお願いしたいと思います。

そしてまた、請願第5号につきましては、委員長の報告どおり賛成の立場を表明いたします。この30人以下学級実現ということ、40人が35人になり、それからまた30人、いろんな今議論がありましたけれども、線引きは一体どこにあるんでしょう。もう最終的にはマンツーマンになるしかないんじゃないでしょうか。だから、この請願の内容というものがOECDとか比較するのがそもそも間違っておりまして、皆さんも見られたか、お聞きになったことあるでしょう。例えば、おしんの時代あたりは子どもを背中に抱いて、そして窓の外から勉強をしていたというような時代も日本はあったわけです。そして、また今、人口が非常に、世界的に70億人を超える人口であります。これから先は発展途上国の方々がどんどん世界に出てくるでしょう。まだまだ小学校低学年ぐらいで農作業やいろんな力仕事までやっている国はたくさんあるんですね。そういった国と比較はしないんでしょうか。過保護になってはいないでしょうか。そういったものも非常に心配です。大津中学校あたりに行きますと、スローガンが掲げてありまして、「清く、正しく、たくましく」だったですか、そういった形でたくましく育ててほしい。将来、成人になってこの国を担ってほしいという思いがあります。そういったことを考えますれば、何ら線引きもない、教育の名の下にこうしたいだろう、ああしたいだろうというような不毛の議論になりかねないということです。私は、人権の問題のときにもこう述べたことがあります。野生動物の原則でありますけれども、鳥が飛来してきて、野がものことを言いました。飛来してきて、えさを食べて、また次のえさを求めて飛んでいく。この野ガモにえさを与えたならば、もう飛べなくなってしまう。自然を破壊してしまうということです。本当に野性味あふれて、たくましく育てるためには、どこかに線を引いて、たくましく育つための将来に向けての方策を議論したほうが私はいいと思います。全員協議会におきまして教育委員会から資料を先日いただきました。第三者あたりの教育に関する評価だったですか、ああいった評価の中に、家庭で教育することを学校がこうもしなければならぬのはおかしいのではないかという意見が載せられておりました。ここは非常に重要な問題です。実際、我々が授業を受けた小学校、中学校、授業中というのは非常に静かで、整然としていて、先生たちが威厳があって、みんなが授業を静かに受けられたんですね。ですから、そういった家庭教育についてこういった請願あたりも利用されたらどうでしょう。せっかく住民基本条例あたりができております。義務教育が本当に公平に行われるために、お金ではなくて、皆様方ができること、家庭で行うべきしつけ、そういったものをきちんとされれば、35人だろうが、40人だろうが、きちんとした教育はできるのではないのでしょうか。そう考えます。

以上のようなことから、請願第5号は、委員長の報告どおり可決するものと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。4時10分より開会いたします。

午後3時56分 休憩

△

午後4時09分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。

議案第60号、大津町暴力団排除条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第63号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号、公共交通機関の存続へ向けJR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書

に関する請願書の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

日程第4 発議第6号 「議会活性化調査研究特別委員会の設置」について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、発議第6号、「議会活性化調査研究特別委員会の設置」についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第6号、提出者、松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 提案理由の説明をしたいと思います。

議員発議第6号、議会活性化調査研究特別委員会の設置について（案）。別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。提出者は、議会運営委員会の委員となっております。

提案理由につきましては、開かれた議会や議会の活性化等を検討するため、全員協議会で話し合い、議会活性化調査研究特別委員会の設置が必要との声を受け、町議会の活性化に資するため調査研究を行う目的で議員全員で特別委員会を設置したいので、地方自治法第110条及び委員会条例第5条第1項の規定により議決を求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議 長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第6号、「議会活性化調査研究特別委員会の設置」についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ご連絡いたします。委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の会議を議員控え室で行います。よろしく願います。

しばらく休憩いたします。

午後4時19分 休憩

△

午後4時22分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって、議会活性化調査研究特別委員会の委員長に、月尾純一郎君、副委員長に松永幸久君、坂本典光君、大塚龍一郎君、鈴木ムツヨさんが互選されました。

これで報告を終わります。

しばらく休憩します。

午後4時22分 休憩

△

午後4時24分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会活性化調査研究特別委員長から委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを追加日程第5として議題にすることに決定しました。

追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 追加日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成23年第6回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月15日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 月 尾 純一郎

大津町議会議員 坂 本 典 光